

都市化にともなう農村経済構造の変容

小林 茂*

はじめに

この調査研究のねらいは、首都圏内の農村部が都市化してゆく過程で、言い換えれば大都市東京の都市的発展の影響下にある農村において、その農業構造がどのような経過で発展し変容してゆくかを実証的に追求し、その変容の型を明らかにすることにある。したがってここで考えている農業構造の変容はつぎのような二つの外在的規定を受けていることは当然である。一つの外在的規定は都市化過程である。すなわち、その農業構造の変容は農業構造そのものが内包している自己矛盾の内在的な自発的展開の結果でなくて、都市化という、農業の側からみればむしろいわば外在的条件によって誘発された農業構造の変化というべきものである。もちろん、この外在的条件と内的要因とは無関係に孤立して存在するものではなく、外在的条件は内在要因の展開を刺激し、その結果としての内在的発展はまた外在的条件の発現形態でもあるというように有機的な関連を持って存在しているものである。もう一つの外在的規定は「首都圏内の農村」別言すれば「東京の都市圏の影響下にある農村」という地域的限定である。

つぎにこの二つの外在的規定要因の意味について少しく論究しておこう。まず「都市化」は、その言葉のひびきが表わすごとく、都市でないところ、すなわち農村が次第に都市的な要素を帯びてゆく過程を指す。ここで都市的な要素とは都市と農村の両極的な対立・都市と農村の相違を前提として、都市の側に特徴的にみいだされる性格のことである。したがってこの都市的要素には種々の分野に属するものが多数あげられる。しかしこの研究で

* 早稲田大学社会科学部教授

は経済学の立場からこの都市的要素を都市経済の範疇に限定している。もちろん、都市経済は言うまでもなく都市的社會關係や政治關係等々と密接に結びついているものであって、これらを切り離して考察することはある意味で不可能に近い。故にここではそういう関連性を無視するのではなく、それらの諸關係をも取り扱うが常に都市経済を主要作用因として考察するという意味である。そこで本論で述べる都市化は都市経済が農村経済を浸してゆく過程であると言い換えることができる。

ここで都市経済とは何を意味するかが問題になる。まずここで都市と農村と言った場合の都市とは「近代都市」のことであり、経済学的視角からみた近代都市は言うまでもなく資本主義的工業都市である。資本主義経済における中核的産業は鉱工業であるから、資本の君臨する鉱工業を中核として形成された都市がここで言う「都市」である。したがって農村も資本主義体制の中におかれている農村であることになる。しかし理論的にみても資本主義体制下における農業は工業に対してその発展が益々立ち遅れ、その格差は独占資本主義体制のもとではきわめて甚だしいものになる。しかも多くの場合農業経営が完全に資本主義化することはなく、前期的な経営形態が多数残存するのが通常であり、わが国の場合は小農経営が農業経営の殆んど全部を占めている状態にあり、それが戦後の段階にまで持ち越されているわけである。したがって、ここに述べる農村は總体的には資本主義体制のなかに組み込まれていながら、農業経営形態は前期的形態が支配的で、経済的にも社会的にも内部關係としては古い形を多く留めているような社会である。故に都市経済が農村経済を浸透してゆく過程とは、近代都市の工業を中核として極度に発達した高度な資本中心の資本主義的経済法則が農村における遅れた小農経済を主体とする経済法則の通用する範囲を浸かして、その範囲をますますせばめてゆく過程であると言うことになる。この關係を単純に「都市化」と呼んでおく。

以上が第一の外在的規定要因の意味するところであるが、この「都市化過程」という一般的規定性は第二の外在的規定要因によってさらにせまく

限定される。すなわち「首都圏下の農村の都市化過程」さらに狭ばめれば「東京の都市的発展の影響下にある農村の変容」ということになると、その都市化を及ぼす核としての都市が東京という特定の都市に限定されるわけである。しかも、首都としての東京となると、それは単なる近代的工業都市というだけにとどまらず、日本資本主義を代表する中央政府及び経済的諸機関の存在する中心都市でもあるわけである。すなわち、東京は名実ともに日本資本主義の、単的に言い換えれば日本の独占資本の政治的経済的中核をなす大都市である。したがってこの首都のそのヒンターランドに及ぼす影響（都市化）も一層激しく且つ多岐にわたるものになるであろう。

I 調査の方法と時期

この報告は首都圏下の農村の実態調査の結果の比較研究である。社会調査の方法としては、比較が可能なように調整された調査票を用い、訓練された調査員が全農家を戸別に訪問して、その調査票の各項目を聞き取って記入するという方法をとった。もちろんこの外に役場や農業団体の保有する第二次資料の利用、質問紙による態度調査、古老や指導者からのきき取り、さらに必要に応じてパーティシパション・サーヴェイも併用した。

調査対象地としてはつぎの三つの地区が選ばれた。第1は千葉県長生郡陸沢村、第2は東京都下日野町(現在は市)、第3は東京都下三鷹市である。第1の陸沢村のなかでは川島部落が悉皆調査の対象として選ばれ、第2の日野町では同様に東光寺部落がそれに選ばれた。第3の三鷹市においては、特別に北野・野崎・上連雀通りという三つの旧部落が選ばれて悉皆調査が行われた。

これらの選ばれた三つの調査対象地の都市化過程における位置を考えておこう。まず千葉県長生郡陸沢村の場合は、東京から約100軒のところであり、道路交通は必ずしも便利でなく、茂原という新興地方都市に接して

いるが、今でも未だ純農村とみられている性格が多数に残存しているところである。日野町は中央線で東京都心まで約50分、多摩川をはさんで立川市に接している町（調査当時は未だ町であった）であり、調査当時は丁度東京のベットタウンとしての住宅地化と工場誘地による工場都市化が進行中であった。しかしまだ町内には農業が残っていて都市近郊型の農業を営んでいるところがあり、悉皆調査の対象地としての東光寺部落はそのような都市近郊農業地帯であった。三鷹市は言うまでもなく東京の区部に接した衛星都市であり、その市街部は東京区部からの連続である。三鷹市は戦後町から市制へと発展し、急速に都市化が進行したところである。悉皆調査の対象となった三鷹市内の三つの旧部落は、それぞれ都市化の進行度合の異なつたところであり、北野が三鷹市で最も農村的色彩が濃いところで、これについて野崎があり、最も都市化の完了に近いところが上連雀通りということになっている。

要するに、調査対象としての三つの農村部はそれぞれ都市化の発展段階を異にしたところが選ばれており、都市化が最も低い段階にあるのが陸沢村という純農村であり、都市化が進行中であるのが日野町であり、都市化が完了に近づきかけているのが三鷹市である。さらに三鷹市内の三地区は三鷹市のなかでそれぞれ都市化発展段階を異にしており、北野が最も都市化が遅れ、それについて野崎、都市化の完了したところとしては上連雀通りがあるという順序である。したがって、これらの地区の比較検討は、都市化の発展の段階的比較を可能にするという関係にある。

つぎは調査の時期についてであるが、これら対象地区における実態調査の実施は年代を異にしているし、また同じ対象地について時期を異にして二度調査が行われた場合がある。したがって首都圏下の東京の周辺に存在するこれらの地区の実態調査は、調査の年代の順に応じて都市化の時間的経過の差異が存在することが考えられる。特に同一対象について時期を異にして調査が行われている場合は、両者の比較は都市化の時系列的比較を可能にしている。千葉県陸沢村については、1958年の第1回調査、それ

から5年経過した1963年における第2回調査があり、日野町については、1960年の調査だけであるが、三鷹市については1956年に第1回の調査が行われており、第2回目はそれから6年経過した1962年に実施されている。

故にこの「都市化過程における農業構造の変容」についての分析方法にはつぎの二つの方法が可能である。一つは都市化過程の段階的比較分析である。すなわち都市化の発展段階を異にしている川島部落（純農村）と東光寺部落（都市化進行中）と三鷹の三部落（都市化完了に近い地帯）の調査資料を比較検討することによって都市化の進行に応じた農業構造の変容をみようとする方法である。もちろんこの三地区の比較研究は厳格な意味で純粋に段階的な比較だけではなく、時系列的比較も複合されている。というのは各地区の調査はそれぞれ時期を異にしているからである。そこで川島部落の調査資料は1958年度調査のものを、東光寺部落の調査資料は1960年の調査の結果であり、三鷹の調査資料は1962年度の調査の結果を用いて比較検討すれば、時の流れからみても1958年（川島部落—純農村）→1960年（東光寺部落—都市化進行中）→1962年（三鷹市の三旧部落—都市化完了に近い地帯）と都市化の進行を予定できるから、この段階的比較研究は時系列的比較の複合によって都市化進行の深度が倍化されて現われるであろう。それだけ都市化過程の進行に基づく農業構造の変容は明確に表面化することになる。また三鷹市内の三旧部落の比較研究は調査時が同時であるから純粋に段階的比較分析であることになる。

もう一つは都市化過程の時系列的比較という方法である。川島部落（陸沢村）と三鷹市についてはそれぞれ年代を異にして二度調査を行っているから、同一対象について時点を異にする調査資料の比較が可能である。もちろん時系列的比較といっても二時点だけの比較であるから充分であるとは言えないが、川島部落の場合は1958年と1963年の二時点、三鷹市の場合は1956年と1962年という二時点であるので、都市化過程の進行を把握するうえでは意義が大きいと思う。というのは戦後日本の資本主義は1953年に戦前水準を突破し、1955年以降は技術革新を基礎として長期にわたる高度成

長を遂げるわけであるから、第1回目の調査が行われた1956年と1958年ごろは、高度成長に転じた資本主義の経済——資本主義経済の中核をなすのは都市経済である——が農村部へもその影響を与え始めかけたかまたはその直前のころであり、第2回目の調査が行われた1962年と1963年ごろは、その高度成長の影響が十分に農村にも浸透していた時期であるからである。すなわち、これら二時点の比較は、高度成長に基づく都市経済の発展が農村経済に影響を与え浸透してゆく過程、換言すれば急速に進行した都市化の過程を明瞭にうきぼりにすることができるわけである。

II 調査地の概況

以上のような視角と方法によって蒐集した実態調査資料の比較分析に入るわけであるが、その前に調査対象地になった三地帯のそれぞれについてその概況を説明しておこう。

(1) 陸沢村川島部落

昭和33年に、旧土陸村と旧瑞沢村および旧東村の一部が合併して新しく発足したのがこの陸沢村である。悉皆調査の対象地である川島部落はこの旧土陸村の一部であった。千葉県の外房で九十九里浜の南端に接するところに一宮市があるが、この一宮市に直接境を接しているのが旧土陸村であり、なかでも川島部落は旧土陸村の東側の端に位置しているから直接一宮市につながっているところである。

1879年に行われた地租改正のための一筆調査の資料によれば、当時川島の耕地は104町1反14歩であり、そのうち56%にあたる57町9反8畝29歩が水田で、他が畑であった。⁽¹⁾川島は古くは「川州」と書かれていたことからわかるように一ノ宮川の沖積土からなり、殆んどすべてが砂質壤土であった。しかし現在の一ノ宮川の河床が低い⁽¹⁾ため河川灌漑が困難で、天水を溜めた溜池灌漑に依存しなければならなかったうえに、しばしば洪水におそ

われたので、その収穫は豊かではなかった。当時上田の反当収量は2石、中田は1石6斗、下田は1石2斗、下下田は8斗であり、上田の割合は23%、中田50%、下田21%、下下田6%であったから、平均反当収量は1石5斗6升ということになり、その収量の低さを物語っている。しかも1戸当たりの水田面積は平均で5反3畝とい小面積であったから農家の生活は若しく、それをおぎなうために、九十九里浜の鯛やホシカ、大原・小浜・勝浦の秋刀魚・鯉及び鯉節の駄馬輸送を引き受けて駄賃かせぎをしていた。⁽¹⁾

この駄賃稼ぎが鉄道の開通によって打撃をうけると、それに代って農家の収入の不足を補うものとして養蚕業が普及した。川島の養蚕業のはじまりは明治15年ごろであるが、川島の一般の農民が広く養蚕を行うようになったのは、鉄道の開通があった明治30年以降であり、その後今次大戦に至るまでの長きにわたって、養蚕業は川島の農民の財政をささえてきた。最盛時には川島の農家の7割が養蚕に従事し、農家所得の約半分近くを養蚕が支えていた。1929年の世界恐慌の折にも、その指導者のすぐれた手腕のために大きな損害をも受けずにのり趣え、大東亜戦争により絹糸・絹製品の輸出が絶え、食料増産のため桑園が芋畑に改耕されるまで川島の養蚕業は続いた。⁽⁵⁾

川島部落には戦前から大きな村外地主は存在せず、すべての地主は在村の耕作地主であった。川島における戦前の最大の地主は貸付面積が6町5畝で手作り面積が7反3畝であり、2町以上の貸付地を保有していた地主は全部で11人、1町以上2町未満の貸付地を有する地主が4人、5反以上1町未満の貸付地主が4人、計19人で、総農家の19%にあっていた。これに対して小作・小自作農家が36%、自小作農が28%を占めていた。戦後農地改革によって、この関係は大きく変化するが、その移り変りはつぎの第1、第2表でうかがうことができる。

農地改革後は自作農が50%で、自小作農を加えると80%という大部分を占める状態に一変したが、経営耕地規模は以前と殆んど変わらない。一戸当たり平均耕地面積は水田5反9畝12歩、畑4反5畝10歩で合わせて1

第1表 土地貸借関係の変遷——川島

			農地改革前	1959年現在
多少なりとも耕地の貸出しまたは貸出し超過になっている農家	戸数	実数割合	29戸 28.7%	18戸 17.3%
	総貸付面積		489.029反	98.026反
多少なりとも耕地を借入れまたは借入超過になっている農家	戸数	実数割合	71戸 70.3%	49戸 47.1%
	総借入面積		412.328反	92.229反
完全な自作農	戸数	実数割合	1戸 1.0%	37戸 35.6%
戸数合計			101 (100%)	104 (100%)

第2表 自小作別の変遷——川島

自小作別	農地改革前		1959年現在	
	戸数	割合	戸数	割合
貸付地保有農家(地主)	27	26.7%	17	16.3%
自作	10	9.9	52	50.0
自小作	28	27.7	31	29.8
小自作	23	22.8	3	2.9
小作	13	12.9	1	1.0
計	101	100.0	104	100.0

(注) 「貸付地保有農家」はたとえ5反未満のような小面積でも他人に貸付けている耕地のある農家をすべて含んでいる。

町4畝22歩である。しかもこの水田の地味はあまりよくなく、排水が不良であり用水は溜池依存でこれまた充分だとは言えない。そこで戦後もやはり所得の不足を補うために養蚕業が再興されたが、戦後は化学繊維の発達におかれて、養蚕業は必ずしも有利ではないため、後に一部ではタバコ作が導入され、1958年には川島の農家の農産物販売額に占めるタバコの構成比は20.5%になり、稲作の48.1%について2位を占めていた。この外に最近に至って畜産を導入するものが増加し、その所得の構成比は9.6%で

タバコについて3位である。

この外にそ菜類もあるが、そ菜類は主に在住の「かつぎや」⁽⁶⁾によって直接東京に搬出されている。隣接する一宮市は工業都市ではなく昔からのあたり一帯のトレイディレグ・センターの働きをしていた小商業都市であるが、戦後房総東線上のこの一宮駅と東浪見駅からは農作物を背負い列車を利用して東京に運び込み家毎に売り歩くという商売が始まり、1953年ごろには「一ノ宮青果物出荷行商組合」が結成され、最近ではこの「かつぎや」の専用列車が編成されているほどである。調査当時川島部落にはこの青果物出荷行商組合に加入しているものが14名あったが、彼等は主に農家の主婦からなり、農家経済にかなりのうるおいをもたらしていたことは重要である。

川島部落からみて一ノ宮市とは丁度反対側に茂原市があるが、茂原市は一ノ宮市とは違って戦後天然ガスの噴出によって急速に工業都市化した新興地方都市である。したがってそこには農外労働市場が開けつつあるが、茂原市自体広範な農村部を内包しているので外部からの農業労働の吸引力は、当時未だそれほど強くなかった。そこで当時は川島部落から茂原の農外労働市場に通勤するものの数はそれほど多くはなかった。

以上のように第1回調査当時の川島部落は水稲作を中心として、養蚕やタバコ作さらに畜産などを複合した多角経営の農家からなる純農村であった。

注

- (1) 鶴沢昇作編「川島郷土誌」
- (2) 拙稿(新稿昇)「戦後の農業構造の展開と農民階層分化」国際基督教大学社会科学研究所編「農村の権力構造」1959年刊所収。
- (3) 「長生郡郷土史」1914年刊
- (4) 前掲「川島郷土誌」
- (5) 鶴沢昇作「千葉県蚕業沿革史」
- (6) 前掲 拙稿「戦後の農業構造の展開と農民階層分化」

(2) 日野町東光寺部落

日野町（現在は市）は、東京都の西南、南多摩郡の西北部にあり、その東北部は多摩川をはさんで立川市に臨み、その西部は陸続きで八王子市に接している。この日野が町制を施いたのは明治26年であり明治時代にすでに煉瓦製造・ビール醸造・製糸器械製造など小規模な工場が興ったことがあった。しかしいずれも長続きせず、大体昭和のはじめころまではこの町は純農村の様相を呈していた。

日野町の農業の中核をなす作物は水稻作であり、東京都下の穀倉と呼ばれていたほどで、現在でも米の生産高は都下随一である。現在日野町の耕地643町7反4畝27歩のうち40.9%は水田である。しかし悉皆調査対象地である東光寺部落にあっては水田は比較的少ない。日野町で名高い農産物には漬物用の大根がある。この大根は明治26年頃、東光寺部落に板橋から薬売りが種子を持ちこんだのがはじまりであると言われている。この地の風土がその栽培に適したためかその大根は柔く長大で且つ風味がよく、これを多摩川の清冽な水で洗い、河面を通り抜けて吹きつける清冷な風にあてて干す時はきわめて光沢のよい立派な干大根ができるとして有名になった。⁽⁷⁾現在でも東光寺部落ではこの干大根を栽培している農家が多い。この外に果実の栽培も盛んで、なかでも梨は漸次名声をはくしつつある。もともこの梨は「稲城の梨」として多摩川下流の六郷のあたりに栽培されていたものが、次第に上流へ移行し最近では、日野町の万願寺・上田・新井・石田・北原・四谷方面にまで拡っている。われわれが調査をした頃には、ついに東光寺部落にまで波及し、水田を果樹園に転用して梨を新植した農家が現われていた。

日野町の耕地は畑地が多いのであるが、その畑地の利用には、すでに述べた大根の作付や梨畑の外に桑園と野菜畑としての利用がある。桑園は浅川の流域に多く、販売用の野菜作は宮・万願寺・東光寺方面に多い。東光寺は農産物市場が近いという立地条件から、なす・すいか・きゅうり・トマト・メロン等々の果菜類、だいこんはもちろん、ごぼうなどの根菜類、さ

ちにねぎ・きゃべつなどの葉茎菜類などにいたるまで多種にわたる野菜の作付が多い。

純農村としての日野町に都市化の波がおしよせ始めたのは、1935年（昭和10年）ごろからである。それより前1889年（明治22年）に中央線が開設されるが、中央線開設以前の日野町は東京との結びつきが殆んどなく、諸取引も八王子や近隣の町村との間に限られていた。ところが中央線開設によって東京との関係が生れ、特に1930年（昭和5年）に電車が開通してからは日野と東京の結びつきは次第に緊密さを増していった。そのころから日野に工場が進出しはじめ、1929年（昭和4年）に小西六写真工業が設立され、ついで1934年（昭和9年）に篩絹工場が豊田に建ち、翌1935年（昭和10年）に精密機械工業が生れて、日野町の工場適地としての地歩が高まると、1940年（昭和15年）から5年間に神鋼電機・日野ディーゼル・富士電機等々の大工場が相続いて設立されて、農村としての日野町は面目を一新して工場町としての性格をおびるようになった。この工場適地としての発展は戦後にまで引きつがれて、益々発展の一途をたどった。

この工場適地としての日野町の発展が日野町の都市化を促進させた一つの要因であるとすれば、もう一つの他の要因に戦後の日野町の住宅地化が挙げられる。⁽⁹⁾戦後大東京の人口が急速に膨脹するにつれ、中央線電車の便利さがかわれて、日野町は東京区部のベットタウンとして脚光を浴び、特に近年多摩平団地が建設されたことを契機として、来住人口は急増し、農用地の転用宅地化は進行し、旧来の農業を主体とする社会経済構造は大きく変りはじめた。

戦後日野町は、工場適地としての発展に加えて住宅地化の進行という両要因の重複によって急速に都市化してゆくが、その都市化の農業に対する圧力のかけ方は甚だ複雑である。町内外の農外労働市場の吸引力は農家の農業労働力を抜き取り、工場敷地化住宅地化は農地を潰発させて、直接間接に農業を破壊する働きをするが、その同じ都市化現象が一方で農産物消費市場を拡大し、地価の高騰が容易に農業改良資金を与えることによって

そ菜作を中心とした近郊型農業を開発している。このように都市化は農業に対してプラスとマイナスの両面の作用を与えながらも結局は次第に農業を衰微させてゆく。調査当時の東光寺は正にこの両面の作用を受けながら序々に農業が後退し農村社会がくずれてゆく過程にあった。当時東光寺には農家がまだ60戸もあり(80%)、きゅうり・とまとの促成栽培、干大根、水稻作・養蚕・果樹栽培など多角的集約的な複合経営がかなり多く見出されたが、一方で調査期間中に新しい住宅が建設されたり、脱農寸前の農家が3戸もあらわれるなど、上述の関係を物語る現象がみいだされた。

注

- (7) 「日野町誌」日野町役場 1955年刊
- (8) 同上「日野町誌」
- (9) 拙稿「都市化過程における農業構造の変容」国際基督教大学社会科学研究所「地域社会と都市化」1962年刊所収。

(3) 三鷹市北野・野崎・上連雀通り

三鷹が町制を施いたのは、昭和15年2月(1950年)であり、前節で概説した日野町より——日野町は明治26年(1893年)に町制を施いている——47年も遅れている。それにもかかわらず、町制を施いてからわずか10年しかたっていない昭和25年(1950年)11月には人口54,691人を擁して市制を施いている。日野町が市制を施いたのは昭和39年(1964年)であるから、三鷹は日野より47年も遅れて町制を施いたにもかかわらず14年も早く市になっているということになる。それほど三鷹市の発展は急速であったわけである。現に市制を施いてから10年たった昭和35年(1963年)には人口は92,090人になり、市になってから人口は2倍近くに膨張している。

ではどのような理由でどのように発展してきたかの歴史を、簡単にあとづけてみよう。明治に入ってから現在三鷹市に属している旧部落は行政上種々の管轄に分属し、また様々に合流分割して定らなかつたが、一応現在のよ様な三鷹のまとまりになったのは明治22年(1889年)町村制の実施にさいして、すでに明治17年(1884年)の地方制度改革で一つの聯合戸長役

場を持っていた牟礼・新川・中仙川・北野・下連雀・上連雀・井口新田の7カ村に野崎・大沢・深大寺新田が他の組合村から分離して合流し、10カ村で新しい行政村を編成したときからである。⁽¹⁰⁾三鷹村が成立したとき、多摩地方で町制を施行したのは八王子・青梅・五日市・府中・田無の6カ町であり、後に日野町もこれに加わったが、その後20年間は村から新たに町に昇格したものはなかった。これらのうちで、八王子・五日市・青梅は織物業を中心として発達した町であり、調布・府中・日野・八王子は甲州街道に沿っており、青梅・田無は青梅街道が貫ぬき、五日市は五日市街道が発するなどそれぞれ産業や交通の要所であったが、三鷹はそのいずれの条件もそなえておらず、したがって当時全く辺鄙な純農村にすぎなかった。明治22年(1889年)に中央線が開通するが、当時開設された駅は、新宿・中野・境・国分寺・立川・八王子の6駅であって、三鷹村のなかには駅舎が設けられなかったことはもちろん、中央線そのものも村の北端をかすめて走るだけであって、中央線の開設は当初の三鷹に殆んど利益をもたらすものではなかった。当時、中央線以北の地帯の中心地は田無であって、郵便局の配達区域でも三鷹はこの田無郵便局の管轄下におかれており、当時全くの辺鄙な農村でしかなかったことがうかがわれる。明治32年(1899年)に中央線に吉祥寺駅が開設されるが、これも武蔵野町の発展には大きく寄与するが、三鷹に対してはそれほどの影響は与えなかった。

大正12年(1923年)の関東大震災が契機となって、東京の住宅が郊外地域へと分散する傾向が著しくなり、それにつれて中央線の重要性は増大し、中央線の沿線は住宅地として急速に発展するに至った。このように中央線の利用者が増大すると、それまでの中野車庫では狭隘にすぎようになり、新たに車庫を設ける必要にせまられたところに地元有志の請願運動も加わって、昭和5年(1930年)に下連雀に三鷹駅が開設されるに至った。

三鷹駅開設の翌年(昭和6年)にわが国は満州及び中国に対して侵略戦争を開始するがその戦争遂行のために軍需工業が急速に発展し、東京の近郊に続々と重工業の工場が建設されるようになる。三鷹村にも昭和8年

(1933年)に正田飛行機株式会社及び三鷹航空株式会社が設立され、それにつれて住宅や商店も増加した。この事情は隣の武蔵野町でも同じであったが、ほどなく武蔵野町は住宅地域に指定され、そのために工場の新設が抑止された。ところが三鷹村にはそのような制約がなかったため、戦争の進行とともに大小の工場が続々と建設された。昭和12年(1937年)には電波兵器の日本無線電信電話株式会社及び中西機械製作所、昭和14年(1939年)には中央航空研究所が移建され、やがて中島航空機株式会社も設立された。このよりに大工場が続々と三鷹に建設されると、それに従って中小の下請工場が群生し、三鷹はたちまち工場町に成長した。⁽¹¹⁾こうして一介の辺鄙な淋しい農村にすぎなかった三鷹村は急速に面目を新ためて工場町となり、昭和15年2月11日に三鷹は町制を施くに至った。

戦後、これらの軍需工場のうち閉鎖をまぬがれたものは平和産業に転換して操業を開始し、一方で東京区内への人口転入制限のためその制限区域外であった三鷹町へ人口の流入が著しく、いち早く三鷹町は東京区内に職場をもつ人々のベットタウンとして発展するようになった。戦後の三鷹は日野町と同様に一つは工場適地として、外には住宅地としての二つの理由で急速に発展していったのである。

このような三鷹の発展とは丁度逆に三鷹の農業は次第に衰微していったことは言うまでもない。三鷹の農耕地はもともと畑が殆んどすべてを占めていて、昭和5年には畑が総耕地の93%にあっていた。したがって農作物としては、野菜類、特に清鮮野菜類が多く、早くから近郊農業の性格をおび荻窪あたりまで出荷するものも多かった。この傾向は戦後に至って一層明瞭になり、白菜・きゃべつ・ほうれん草・なす・とまと・きゅうり・かぼちゃ・メロン・すいか等々野菜類のほとんどすべてを含み、その商品化率も平均で約76%に及んでいた。⁽¹²⁾しかし戦後都市化の急速な進行とともに耕地はおかされ農業労働力は農外に吸引され、住宅化とともに農業を営む環境は速かに悪化し、一部では完全に都市化して農業が全く亡びたところもある。1962年の悉皆調査の対象となった三旧部落の一つである上連雀通

りなどは正にこの範疇に属する。しかし同じ三鷹市でも場所によってはまだ農業がかなり残っているところもある。他の二つの旧部落、野崎や北野はそれである。しかしこれらの残存する農村部も急速に変わりつつあることは否定できない。この変化の激しさは私が三鷹について過去に行った二回の調査の結果の相違のなかにもうかがわれる。私が前回（昭和31年—1956年）の調査で歩いた当時は、都市化があらゆる面で進行しつつある状態であったが、一方で農村的雰囲気があったところに残っていて、中心の市街部をちょっとはなれるとよく農村的感覚に遭遇したものである。ところが昭和37年（1962年）の調査では、もはや農村的農民的感覚に出合うことは甚だまれで、農民も意識はすでに本来の農業から離れているという感をひしひしと身にうけた。それほど三鷹の農業は急速に後退していったのである。⁽¹³⁾

注

- (10) 森岡清美「歴史的概観」国際基督教大学農村厚生研究所編「三鷹市—社会生活の諸相—」1957年国際基督教大学刊所収。
 (11) 中野卓「三鷹の機械工業」同上「三鷹市—社会生活の諸相—」所収。
 (12) 拙稿「三鷹の農業構造」同上「三鷹市—社会生活の諸相—」所収。
 (13) 拙稿「三鷹の農業構造の変容」国際基督教大学社会科学研究所編「近郊都市の変貌過程」国際基督教大学1964年刊所収。

III 農民の就業構造の変化

さて本論に入ろう。都市化過程における農業構造の変容を明らかにするためには、農業生産を担う主要な要素である土地・労働・資本のうえに現われた変化を析出することがもっとも直截な方法であると思われる。以降これら三つの要素の変化をそれぞれ追求することになるが、まずはじめに、労働の面の変化から手がけよう。

農業生産の担い手としての労働力の状態を把握するさいに、まず農業を担うはずの労働力の範囲をどのように把えるかが問題になる。ところで、わが国の農業はいまだに小農生産の形態が大部分を占めているから、農業

生産の単位は農家である。故に農業を担うはずの労働力の範囲は、この農家の労働力、すなわち農家家族員の労働力ということになる。

この農業を担うはずの労働力に及ぼす都市化の影響のもっとも直接的な現われは、言うまでもなく農外労働市場による農業労働力の吸引という現象である。すなわち農家家族員、言いかえれば農家人口が農外に引き抜かれてゆく適程である。しかし、この現象には二つの異なった型、すなわち二つの違った引き抜かれ方がある。一つは、生活の場としての農家に在るままで労働力だけが農外に吸引される場合で、これは兼業化という型で現われるものである。もう一つは、農業労働力（農家家族労働力）をそっくり完全に農業及び農家から取り去ってしまう型で、農家家族員の他出脱農現象がこれである。

(1) 兼業化傾向

まず初めに兼業化傾向から比較分析してみよう。すでに触れたごとく、わが国の農業生産の単位は農家であり、したがって主にその農業経営を担うのは農家家族労働力である。この零細規模にすぎない農業経営の単位としての農家は、その家族員の誰かによって継承されなければならないわけであるが、戦前ではそれが「家督相続」という形で長男によって継承されるのが一般であった。戦後はそれが均分相続という方式に変ったが、農家の零細な経営規模をそれ以上零細化することを防ぐために、戦後も実質的には家族員の誰か一人によって経営は受け継がれている。それは必ずしも長男とは限らないが「あととり」として認知されているものによって、継承される傾向が明らかである。故に現在においても、農家家族員もその続柄によってその家の農業経営に対する関係及びそれとの結び着きが異なるのは当然である。そこで、まず農家家族員の続柄別に兼業就業者（農外産業就業者）が農家の経営規模別にどのように分散しているかを第3表でみてみよう。

第3表の〔A〕は陸沢村川島部落（1958年調査）について、〔B〕は日野

第3表—A 耕地規模別農家家族員の農外就業者数——川島部落（1958年）

経営規模別	農家 戸数	基幹労働力		支幹労働力			
		世帯主	あととり	主婦	次三男	娘	その他
3反未満	7	6	1			1	
3反以上～5反未満	7	4	3	2			
5 " ～8 "	12	4	5	2	2	2	1
8 " ～11 "	23	10	9	6		1	
11 " ～15 "	43	4	10	3	3	7	1
15 " ～20 "	11	1		3	1	2	
計	103	29	28	16	6	13	2

第3表—B 耕地規模別農家家族員の農外就業者数——東光寺（1960年）

経営規模別	農家 戸数	基幹労働力		支幹労働力			
		世帯主	あととり	主婦	次三男	娘	その他
3反未満	3	3			2		
3反以上～5反未満	3	2	2		1		
5 " ～7.5 "	11	3	5		6	7	3
7.5 " ～10 "	9		3		5	4	
10 " ～15 "	23		1		11	10	1
15 " ～20 "	9				8	1	
20反以上	2				2		
計	60	8	11	0	35	22	4

町東光寺（1960年調査）について、〔C〕は三鷹市の三旧部落の合計（1962年調査）について示したものである。経営規模別の階層区分のインターヴァルが調査対象地によって若干異なっているが、それはその対象地の農業経営の内容の相違から、それぞれの対象地における上向下向分解分岐点を明らかにするためにとられた工夫の結果である。また農家継承に関する上述の考えかたに基づいて、農家の農業経営を受け継ぐべく運命づけられているものを、現世帯主→あととりであるとみれば、現世帯主と「あととり」とがその農家の農業経営の中核をなす担い手であるといえるところになる。労働力視点からみれば、これらは農業経営の基幹労働力を構成することにな

第3表-C 耕地規模別農家家族員の農外就業者数

—三鷹市の北野・野崎・上達雀通り合計(1962年)

経営規模別	農家 戸数	基幹労働力		支幹労働力			
		世帯主	あととり	主婦	次三男	娘	その他
3反未満	17	15	5	1	6	6	
3反以上～5反未満	17	10	8	1	11	6	
5 " ～8 "	24	6	5		6	3	
8 " ～10 "	22	5	4		5	4	
10 " ～13 "	34	1	3		18	4	
13 " ～15 "	15	3	1		6	1	
15 " ～20 "	18	1	2		7	1	
20反以上	7	1			2		
計	154	42	28	2	61	25	0

っている。これに対して「あととり」以外の男子兄弟(これをまとめて「次三男」と呼んでおく)や女子姉妹(これをまとめて「娘」という範囲に入れてある)や主婦(現世帯主の妻及び「あととり」の嫁も含めてある)は、農業経営に関しては補助的な労働力であるとみて、これらを支幹労働力という範囲にくくってみた。もちろん、ここで主婦の労働力が支幹労働力であるかどうかには問題があろう。しかしそれは農業経営の内容により、また経営規模によって相違するものであるから、それぞれの対象地の分析の際に個別的に考察することにする。

まず基幹労働力の農外就業者数について三調査対象地を比較してみよう。純農村である川島部落(第3表-A)では、案外に基幹労働力の農外就業が多く、かつ上層の階層にまで及んでいるように思われる。全体でみると全農家の28%までは世帯主が農外に就業しており、あととりの場合はそれが幼少または未出生のケースが在るので、農家総戸数に対するあととり農外就業者の割合は本質的關係よりは小さく現われていようが、参考にその割合を算出すると27%となる。これに対して、都市化進行中の日野町東光部落(第3表-B)についてみると、世帯主の農外就業者は全農家の13%、あととりの場合は18%であり、しかも下層に集中している傾向がみうけら

れる。都市化の完了に近い三鷹市の三旧部落についてみると、世帯主の農外就業者は全農家の27%で、あととりの場合は18%であるが、経営階層別にみれば、各層への分散がはなはだしいように思われる。

まず川島部落で基幹労働力の農外就業者の割合が大きく、三鷹のそれより高く、現われているのは矛盾するように思われる。しかし、これは後で分析されるが、農外就業の内容を分析すると、川島の場合は農閑期のみの賃かせぎや不定期な日雇臨時的農業賃労働など全く臨時的不定期的なものが多く、この点で東光寺や三鷹の場合と質的に相違している。したがって、川島の場合は農業経営だけではいかに生計が立ち難いが、それをおぎなうために十分な兼業機会は開けていないという関係の反映が、基幹労働力の季節的・臨時的農外就業者の増大となっているとみるべきであろう。しかし、それにしても基幹労働力の農外就業の割合が大きい階層とそれが小さい階層とは大体分離できる。すなわち1町1反未満の各層ではその割合は75%を越え、それ以上の各層では33%以下である。基幹労働力が農外就業することは農業がそれだけなおざりにされているとみれば、次第に農業から離れて行く層と農業に専心する層とのボーダーラインは、川島部落の場合大体1町1反の線にあると言えよう。

基幹労働力の農外就業の内容については、川島部落と東光寺部落及び三鷹市との間には相違があったが、東光寺と三鷹とのあいだでは、就業内容は恒常的なものが多く、仕事の内容にも類似した点が多い。そこで基幹労働力農外就業の階層別分布状況の差異は何を意味するかが問題になる。すなわち、東光寺の場合(第3表一B)、世帯主の農外就業は7反5畝未満耕作層に集中しているし、あととりの場合も1町未満層に91%が集中している。総農家戸数に対する割合でみても、1町未満層、特に7反5畝未満層ではその割合は甚だ高く現われており、1町以上層が皆無かまたは皆無に等しい実状と対象的である。ところが三鷹市の三旧部落の合計をみると、基幹労働力の農外就業は経営耕地規模の小さい層により多いという大雑把な傾向はみうけられるが、階層の上の層にもかなりの数みいだされていて、

東光寺の場合と比較すると全層に分布しているという感が強い。この相違は都市化の深度の差の反映のように思われる。都市化が深く進行すると、農外就業の機会が増加し、農業を営む環境がそこなわれ、農地の農外転用も進行すると、農業に対する疎外関係が全般的に拡がって、耕作規模に大した関連なく基幹労働力の農外就業を生んでいると考えられる。

東光寺について農家の下向上分解のボーダーラインを引けば、7反5畝または1町に明確なラインを引くことができる。これに対し、三鷹市の三旧部落の合計についてみれば、必ずしも明確な差はみられないが、それでも1町のところにボーダーラインがどうにか引けそうにみえる。これは東光寺が一段と都市化がすすめば三鷹のような関係に発展することを示しているともみてもよかるう。

つぎに支幹労働力の農外就業状況をみておこう。はじめに次三男についてみると、川島部落（第3表—A）では次三男の農外就業者の数が甚だしく少ない。103戸の農家のうちで次三男の兼業者はわずか6人である。これに対し、東光寺（第3表—B）では60戸の農家のなかで35人、三鷹市の三旧部落（第3表—C）では154戸のうち61人も現われている。これはやはり都市化の深度の相違に基づくと考えられる。次三男はいずれはその農家から離脱しなければならない労働力である。ところが川島部落の場合、近くに充分な労働市場が開けていないから、農外就業に経済的独立性を求める次三男は東京とか千葉市に他出してしまうことになる。そのため在村在家のままで農外就業する次三男の数は少ないわけである。ところが東光寺や三鷹の場合は、地元には近くに充分な労働市場が開けているので、次三男も実家に下宿的に居住しながら農外就業して通勤することが可能である。そのうえ都市化のはげしいところでは農地はある意味で農業の生産手段としてよりも単なる財産とみなされる傾向があり、何らかの形で均分相続の分け前をねらう次三男は家を離れたがらないという動きのあることも否定できないであろう。また次三男は農家の農業経営との結びつきが少ないので階層別には特徴ある分布を示さない。いずれの対象地でも次三男

の農外就業者はいずれの階層も分散して分布している。

以上次三男の農外就業者の分布上の特徴は娘の場合にも同様にみいだされる。ただし、娘の場合はいずれはその農家を離れなければならないにしても、その実家から嫁出するのであるから、川島においてさえ、他出せず、に在村農外就業するものが比較的（次三男の場合と比較して）に多く現われている。

つぎは主婦の農外就業についてであるが、まず主婦についてはそれが基幹労働力であるが支幹労働力とみなすべきかという問題が残っている。農家の継承は世帯主—その「あととり」と受けつがれるとすれば、当然にこの継承には世帯主の妻及びあととりの妻、すなわち「主婦」という範疇で統一している女性の果す役割は大きい。この意味で主婦は正に農家の基幹家族員である。しかし農作業に対する寄与という点から労働力としてみれば主婦は補助的な労働力であって基幹的労働力とは言い難い。もちろん、近年は三ちゃん農業と称されるように、特に下層の農家においては、主婦の労働力が農家の農作業の中核をなす傾向がみとめられる。しかし、これは基幹労働力である世帯主やあととりの労働力が農外に引き抜かれた結果としての現象であって、主婦の労働力が本来農家の基幹労働力であるからではない。このような意味で主婦は農家の基幹家族員であるという条件を前提として、労働力では補助的な支幹労働力のなかに含めておくことにした。

ところで主婦の農外就業者は、都市化の進んだ東光寺や三鷹では少ない。東光寺は皆無、三鷹では2名しかあらわれていないが、純農村である川島では16名という多数が現われている。これは、前に触れたように川島では農業経営だけで生計を立てることは大変であるという事実の現われでもあろうが、またこのあたりには「かつぎや」という女性向きの特殊な仕事が存在することとも関連している。

以上のような続柄別の農外就業状況を基盤として農家の専業・兼業別を区分してみよう。農家の基幹労働力が農外就業していることはそれだけその農家は農業に力をそそいでないことであり、方向としては脱農に向って

いるとみて、そのような基幹労働力が農外就業している農家を純正兼業農家と呼ぶことにする。これに対して、将来はいずれ離家脱農することが予定されている次三男・娘などだけが農外就業し基幹労働力は農業に専従している農家は、農業経営からみれば、何ら専業農家と変らないので、これを準専業農家と呼んで、上記の純正兼業農家と範疇的に区分した。専業農家は言うまでもなくその家族労働力が全部自家農業専従の農家である。

第4表一Aで川島の専兼業別農家数の分布をみると、農業から離脱の方向にある純正兼業農家の占める割合が過半数（70%以上）に達する階層は1町1反耕作未満の各階層であり、逆に農業専従の農家（専業農家と準専業農家）の占める割合が過半数（72%以上）に達する階層は1町1反以上の各層であるというように1町1反のラインによって明瞭に二つの相反する方向に分断されている。

第4表一Bで、この同じ区分を東光寺についてみてみると、純正兼業農家が過半数（73%以上）を占める階層は7反5畝未満の各階層であり、逆に農業専従の農家の占める割合が過半数（67%以上）を占める階層は7反5畝以上の各層ということになる。しかし7反5畝以上1町未満の層では純正兼業農家率が33%あらわれているが、1町以上1町3反未満層では、それがわずか6%になり、これ以上の層では全く無くなっている。したがって東光寺の場合は上向下向分岐線は7反5畝以上1町未満のあいだというゾーンを形成し、ラインを引くとすれば1町歩であるとみた方が適切のように思われる。こうすると東光寺では純正兼業農家層と専業農家層との分布が明瞭に分かれていることになるが、それは東光寺が都市化の進行中の近郊農村で、ある規模以下の農業経営では農家経済は成りたらず、一方で農外就業の機会が豊富であるから、明瞭に脱農の方向に進み、一方である規模以上では、立地上の有利性から近郊型農業で十分に独立した農業経営を営むことができるという条件があるために専業化の方向に進んでいるという関係を示している。

第4表一Cで三鷹市の三旧部落について専兼業別をみると、北野では5

反未満の階層は純正兼業農家率が80%以上、5反以上の諸層では農業専従の農家の割合が75%以上というように分れている。しかし純正兼業農家は1町5反以上2町未満の層にまで現われていることはみのがせない特徴である。

野崎にいたっては、純正兼業農家率は耕作規模階層に関係なく各階層にかなり高く現われている。この傾向は上連雀通りにおいては一層進行している。もちろん上連雀通りでは1町3反以上の各階層では純正兼業農家率は0で、この点で1町未満の各層の100%またはそれに近い純正兼業農家率と対照的に明確に分離しているようにみえる。しかし実は1町3反以上の三階層に属する農家数はそれぞれ1戸ずつであり、上連雀通りで1町3反以上も保持している農家はいわば特殊な農家にすぎない。そこで1町3反以上の3戸を一応除外して考えると、上連雀通りでは耕作規模階層に関係なく純正兼業農家率は全階層にわたって高いと言うことができ、野崎の状況がなお一段と進行したものであるとみることができよう。

以上三対象地区の専兼業別の分布を比較してつぎのことが言える。純農村では、ある一定の耕作規模を境として、それより小さい階層は脱農化の方向を志向し、それより大きい階層は農業專業化に向うという大体の傾向が伺われるが、さらに都市化が進行し他方で立地上の条件から近郊型農業の成立するところでは、この上向下向分解は一層深く進行し、下層の下向分解脱農化は明瞭に進み、一方上層の農業専門化も進行して上向と下向の区分が明確になる。しかし、さらに都市化が進行すると、農業を営むという環境が外的にも内的にも制約されて、上記の上層の上向農業専門化の動きも都市庄によってはばまれ、全般的に脱農化の方向へと、総くずれするという関係があることがわかる。

また第4表一Cの三鷹市における三つの旧部落の専兼業別傾向の比較は、それ自身都市化の進行に基づく段階的変化の比較検討を意味している。北野は三鷹市内では最も都市化の遅れた、それだけ農村的風土の残存する割合の大きな地区であり、上連雀通りは、逆に三鷹市の市街地の真中に位置

して、いわば都市化の完了に近い地区である。野崎は丁度この両者の中間に位置している。ここでも北野は上向下向の分岐が明瞭であるが、野崎ではそれが次第に不明瞭になり、上連雀通りに至ってはそれが不明瞭（例の僅少な1町3反以上を除くと）であるだけでなく、純正兼業農家率が最も高い。ちなみに、純正兼業農家率の平均値をこの三地区について示すと、北野は24%、野崎は50%、上連雀通りは68%である。

つぎに兼業就業者の兼業の内容についてみてみよう。まず、第5表一Aで川島の兼業就業者についてみると、土方・雑役夫というような臨時的・季節的な筋肉労働に就業しているものが最も多く、全体の22%を占めており、ついで、公務員及び団体役職員（主に地方公務員や役場・農協・共済

第4表一A 経営規模別専業別農家数——川島（1958年）

経営規模別	総農家戸数	専業農家	準専業農家	純正専業農家
3反未満	7 (100)			7 (100)
3反以上～5反未満	7 (100)			7 (100)
5 " ～8 "	12 (100)		3 (25)	9 (75)
8 " ～11 "	23 (100)	5 (22)	2 (8)	16 (70)
11 " ～15 "	43 (100)	24 (56)	7 (16)	12 (28)
15 " ～20 "	11 (100)	6 (55)	4 (36)	1 (9)
計	103 (100)	35 (34)	16 (16)	52 (50)

第4表一B 経営規模別専業別農家戸数——東光寺（1960年）

経営規模別	総農家戸数	専業農家	準専業農家	純正兼業農家
3反未満	3 (100)			3 (100)
3反以上～5反未満	3 (100)			3 (100)
5 " ～7.5 "	11 (100)		3 (27)	8 (73)
7.5 " ～10 "	9 (100)	1 (11)	5 (56)	3 (33)
10 " ～13 "	17 (100)	8 (47)	8 (47)	1 (6)
13 " ～15 "	6 (100)	1 (17)	5 (83)	
15 " ～20 "	9 (100)	2 (22)	7 (78)	
20反以上	2 (100)		2 (100)	
計	60 (100)	12 (20)	30 (50)	18 (30)

第4表一C 経営規模別専業別農家戸数——三鷹の三地区（1962年）

経営規模別	北				野				上 通 雀 通 り					
	専業農家		準専業農家		純正兼業農家		調査拒否		専業農家		準専業農家		純正兼業農家	
	総農家戸数	専業農家	準専業農家	純正兼業農家	調査拒否	専業農家	準専業農家	純正兼業農家	専業農家	準専業農家	純正兼業農家	専業農家	準専業農家	純正兼業農家
3反未満	7(100)	1(14)		6(86)		5(100)		5(100)		5(100)		5(100)		5(100)
3反以上～ 5反未満	5(100)	1(20)		4(80)		5(100)		5(100)		5(100)		5(100)		7(100)
5反以上～ 8反未満	8(100)	4(50)	2(25)	2(25)		11(100)	5(45.5)	1(9)	5(45.5)	2(40)		5(100)		3(60)
8反以上～ 10反未満	9(100)	6(67)	2(22)	1(11)		10(100)	5(50)		5(50)			3(100)		3(100)
10反以上～ 13反未満	20(100)	9(45)	7(35)	3(15)	1(5)	9(100)	4(44)	5(56)				5(100)	3(60)	1(20)
13反以上～ 15反未満	8(100)	4(50)	2(25)	1(14.5)	1(14.5)	6(100)	2(33)	1(17)	3(50)	1(100)		1(100)	1(100)	
15反以上～ 20反未満	13(100)	10(77)	2(15)	1(8)		4(100)	1(25)	1(25)	2(50)	1(100)		1(100)	1(100)	
20反以上	4(100)	4(100)				2(100)		1(50)	1(50)	1(100)		1(100)	1(100)	
計	74(100)	39(53)	15(20)	18(24)	2(3)	52(100)	17(33)	9(17)	26(50)	8(28)		28(100)	1(4)	19(68)

第5表-A 経営規模別職種別兼業就業者数——川島 (1958年)

経営規模別	自営業		被雇						傭					その他
	産	業	事務員	公務員	団 役職員	男工	女工	自動車 運転手	職人	店員	士 雑	方 役	農業日傭	
3反未満			1	3	2	1	1		1			2	2	1
3反以上~5反未満	1			3	1		2	1	2			1	2	1
5 " ~8 "	2		3	1	1	2			1			3	2	4
8 " ~11 "	1		2	3	3	3	2	1	3		2	5	1	2
11 " ~15 "			1	1					1		1	1		3
15 " ~20 "	4		7	11	7	6	5	2	8	3	21	9		11
計														

第5表-B 経営規模別職種別兼業就業者数——東光寺 (1960年)

経営規模別	自営業		被雇						傭					その他
	産	業	事務員	公務員	団 役職員	男工	女工	自動車 運転手	職人	店員	士 雑	方 役	農業日傭	
3反未満						4		1						
3反以上~5反未満	1					3		1						
5 " ~7.5 "	4		1			5	6		2		6			1
7.5 " ~10 "						3	3	2	1		2			1
10 " ~13 "			1			4	7	1	1		1			1
13 " ~15 "						4	1				1			1

15 "	~20 "	1	5	1	2								
20反以上		2											
	計	5	0	0	28	18	5	6	0	10	0	3	

第5表一C 経営規模別職種別兼業就業者数——三鷹旧三部落 (1962年)

経営規模別	自産業	被雇										その他				
		事務員	公務員	団役職員	男工	女工	自動車運転手	職人	店員	主婦	方役		農業日傭			
3反未満	11	12			4	1							4			1
3反以上~5反未満	11	10			10											1
5 " ~8 "	5	6			4	2			1							1
8 " ~10 "	8	5			5											1
10 " ~13 "	2	9			9	1							1			1
13 " ~15 "	1	7			1				1							1
15 " ~20 "	3	6			1				1							1
20反以上	1	1			1											
計	42	56	0	0	35	4	0	2	2	8	6	0	5			5
北野	9	11			14	2			2	5	1		1			3
野崎	18	30			11	1				2	2		2			2
上進雀通り	15	15			10	1				1	5		1			5

組合等の役・職員)など村内の公務に従事しているものが多く、あわせて19%にのぼる。つぎは「その他」に属するものであるが、これは実は全部が「かつぎや」である。これについては既に述べたが、この地方の独特の職業であって、主に主婦の仕事となっているものである。これが約12%。つぎに多いのが、「農業日傭」である。これは自家農業とは別に他家の農作業に雇われている農業賃労働であり、臨時的なものが多い。ついで職人なども多いが、工員は比較的少ない。

これに対して、第5表一Bで東光寺の傾向を比較してみると、ここでは一番多いのは男工・女工という工員であり、全体の58%という過半数を占めている。これは言うまでもなく農外労働市場が大きく開けていることによるものであり、都市化の一つの現われである。ついで土方・雑役夫が13%である。川島の場合と異なる他の特徴は、公務員・団体役職員が皆無、農業日傭も皆無、それから、「かつぎや」が全然ないということである。

第5表一Cで三鷹の旧部落についてみると、会社の事務系の仕事についているものが最も多く、35%を占め、ついで産業自営しているものが、27%でこれにつぎ、工員も25%でかなり大きな割合を占めているが、女工は甚だ少ない。公務員や団体役職員が皆無、農業日傭も皆無、「かつぎや」はもちろんみあたらないことは、東光寺の場合と同じである。

第5表のA・B・Cの三表を比較して、都市化の進行に応じた農外就業内容の特徴を比較検討し、純正兼業農家率の内容を明らかにしておこう。まず、純農村である川島部落においては、兼業内容の主なものは、道路工事や河川工事などの土木工事の臨時雇の人夫か、恒常的なものとしては、小中学校の教員、役場や農協・共済組合などの役・職員などであり、したがって、世帯主やあととりで兼業している場合(純正兼業農家の場合)でも、自家農業に対する関心はかなり高く、実質的にも農業のためにさく労働量は大きいとみることができよう。(後に掲げる第7表を参照されたい)。また「農業日傭」に出るものが9名も存在するということは、一方で雇傭する側の農家が存在することを意味し、農村社会内部での農民階層の上下

分化が進行していることを示すものである。このような兼業内容からみて、川島における純正兼業農家率の高さは、それが直ちに脱農過程を示すものとしては、つぎに述べる東光寺や三鷹の旧三部落などの都市化進行地帯のそれに比較して、割引いて考えなければならぬことがわからう。

つぎは、都市化進行地帯であり、特に工場適地としての発展の著しい日野町の東光寺部落の場合は、その特徴を反映して、兼業内容に工員が圧倒的に多い。逆に賃金の比較的低い団体役員・地方公務員の就職者は皆無である。また農外労働市場が開けていることから、農業日傭が全然なく、一方で立地条件の有利性から生れる近郊型農業もこの労働力の面で圧迫を受けていると言えよう。これをおぎなう目的で、東光寺の専業農家には特殊学園から精薄児をあづかって、常傭のような形で使用している例が多い。

ところが、東光寺よりも一段と都市化の進んだ三鷹市の三旧部落においてはどうか。まず産業自営者が非常に多く現われているが、その内容は後に触れるとして、まずはじめに被雇傭兼業のうえに現われた特徴をみてみよう。まず、事務員と工員とが多数を占めているが、工員が多いのは、日野の場合同様に三鷹の工業適地としての発展と関連することである。しかし、事務系の仕事に従事するものが多いことは、三鷹市は単に多くの工場を擁するだけでなく、それに伴う事務分野の仕事も多くなっていることと関連しているように思われる。これは、三鷹の場合が日野の場合よりも、都市化が一段と総合的に進行していることの現われであるとみることができるのではなかろうか。

この都市化の深度の大きさを示すもう一つの特徴として、産業自営者が多いという現象がある。第6表はこの地区の産業自営の内容を示したものであるが、これによると第三次産業の自営者が圧倒的に多い。第二次産業自営者はわずか2名で、建設業1名、製造工場経営者1名だけである。第三次産業自営は多岐にわたるが、商店経営とアパート・貸家業とが主である。前者は全体の40%、後者は26%を占めている。この二つの職業はともに都市化の進展を計るパラメーターのようなものであり、すなわち三鷹市

第6表 地区別産業別自営者数——三鷹旧三部落(1962年)

地区別	第二次産業			第三次産業					第四次産業			小計
	建設業	製造業	小計	アパレル 貸家業	不動産業	金融業	清掃業	自動車 教習所	商店	運送業	植木・ 庭仕	
北野		1	1	4		1	2	2	4		1	9
野崎			1	4					7		1	17
上連雀通り	1		1	3	1				6	1	3	14
計	1	1	2	11	1	1	2	2	17	1	5	40

第7表-A 続柄別職種別兼業就業者数——川島(1958年)

続柄別	自 産 業	被 雇												
		専務員	公務員	団 体 役 職 員	男 工	女 工	工 女	自動車 運転手	職 人	店 員	士 方 雑 役	農業日傭 その他		
世帯主	1	3	4	4	2				4			8	2	1
あとり	1	1	5	1	2			1	3	2		11	1	
主婦	1											1	4	10
三娘			1	1	2		1	1	1			1	1	
その他	1	3	1	1		5				1			1	1
計	4	7	11	7	6	5	2	8	3	3	21	9	9	11

第7表一B 続柄別職種別兼業就業者数——東光寺(1960年)

続柄別	被 雇												
	自 産	自 営	事務員	公務員	団体職員	男 工	女 工	自動車運転手	職 人	店 員	士方・雑役	農業日傭	その他
世帯主	2					3		1			2		
あとり	1					3		1	2		4		
次男	1		4			22		3	3		2		
三娘			1				18		1				2
その他	1										2		1
そ 計	5		5	0	0	28	18	5	6	0	10	0	3

第7表一C 続柄別職種別兼業就業者——三鷹旧三部落(1962年)

続柄別	被 雇												
	自 産	自 営	事務員	公務員	団体職員	男 工	女 工	自動車運転手	職 人	店 員	士方・雑役	農業日傭	その他
世帯主	30		10			1					1		
あとり	8		7			7			1		3		2
次男	3		21			27			1	5	2		2
三娘			17				4			3			1
その他	1		1										
そ 計	42		56	0	0	35	4	0	2	8	6	0	5

の旧部落が共に甚だ深く都市化されていることを示すものである。他の職業も、植木・庭仕にしろ、清掃業・自動車教習所経営にしろ、また不動産業・金融業・運送業のいずれにしろ、みな都市化の進行の深さを示すものばかりである。また第三次産業、特に商店とかアパート・貸家業が圧倒的に多いことは、都市化によって農民が脱農転職しようとするとき、このような第三次産業に限られるという点も興味ある特徴であると言えよう（第7表—Cによれば産業自営者42名のうち38名までが世帯主とあととりとであることから、これら産業自営兼業農家は脱農過程にあるとみることができる）。

兼業就業者の職種別を続柄別に示すと、第7表のA・B・Cのようになる。川島部落(第7表—A)についてみれば、世帯主・あととりに公務員・団体役職員の78%が集中し、また土方・雑役夫はその90%まで世帯主とあととりである。これは既に触れたように川島における純正兼業が、農業にまだかなりの関心を持ち、実質的に農業にかなりの力をそそいでいることを示すものである。だが、一方で小規模経営では農業だけで生計を立てることが困難になってきているという事情もこの裏にひそんでいる。また農業日傭は、世帯主とあととりの外に主婦によっても行われている点を、「かつぎや」の殆んど全部が主婦であることとあわせて考えると、主婦が農家経済のなかではやはり基幹的な役割を果していることを示していると思われ、すでに述べた主婦を農家の基幹労働力に入れるべきか、支幹労働力とすべきかの問題をますます複雑にする。

第7表—Bで東光寺についてみると、世帯主とあととりの兼業内容に川島におけるようなはっきりした傾向はみうけられない。しかし、土方・雑役夫という臨時的な仕事が世帯主やあととりに非較的多いことは認められる。しかし、東光寺の場合の特徴は、次三男や娘の農外就業者（在宅農外就業者）が甚だ多く、全兼業者の71%を占めている（川島の場合はわずか19%である）ことである。しかも、次三男・娘の兼業者はその70%が工具である。これは、川島の場合では他出してしまうはずの次三男が東光寺で

は実家に下宿的に居住しながら農外就業していることを意味する。その理由には、近くに農外労働市場が大きく開けているという客観的な事情とともに、次三男と世帯主・あととりの間で単なる財産化しつつある土地の均分相続をめぐる主観的なおもわくが在るとも考えられる。娘の場合も同様であるが、嫁入仕度のため、また農外に嫁出するための農外就業という意味も含まれている。

この関係は三鷹市旧三部落の場合は一層はっきりしている。まず世帯主・あととりの農外産業就業のなかに自营が多数あらわれている。この内容についてはすでに触れたので、これは別とし、被雇傭関係をみると、東光寺の場合と類似した傾向がみうけられる。すなわち、次三男・娘の被雇傭兼業就業者が全被雇傭兼業者の72%を占めている。もちろんその内容は東光寺の場合と若干異なり、工員だけでなく事務員にもかなり多くが現われている。ただ次三男の在宅農外就業者が多い理由は、東光寺の場合よりも都市化の深さを反映していると思われる。東光寺の場合には、次三男と家を継承しなければならぬ世帯主・あととりとのあいだに均分相続をめぐるおもわくがあることを指摘したが、同じおもわくが三鷹の旧三部落の場合にも存在する。しかしそのおもわくの内容がかなり異なっていることが、聞き取り調査の結果明かになった。東光寺の場合は農家の農業経営がかなり重要性をもっており、耕地も近郊型農業における主要な生産手段としてのウエイトが大きいので、均分相続によって農業経営がこれ以上零細化することは避けなければならないという考えが、家を継承する世帯主・あととりの側からはもちろん次三男の側からも一応認められている。それを認めたらうで、次三男には均分相続の権利があるのだから、その分け前に代るべきものとして、次三男が農外就業してそれで独立して生計が立てられるようになるまでその生活を実家で保証しようという考えが、次三男の在宅兼業が多いという現象となっているのである。これは次三男在宅兼業者の88%までは、彼等の兼業収入が農家の家計と全く別会計になっていて、彼等の97%までが自分の兼業収入を貯蓄しており(独立資金として)、貯蓄平

均額は1960年当時で月5,309円の多きに達していた。しかもこの貯蓄することを世帯主側が認めているだけでなく、奨励さえしている。

ところが三鷹の旧部落の場合はこれとは異なる。次三男が在宅農外就業しているのは、東光寺のような次三男と世帯主・あととりとのあいだの暗黙の合意にもとづいているのではない。ここでは耕地が農業の主要な生産手段としての意義を失い、均分相続されるべき財産としての意義を強めている。このような関係のもとでは、次三男は実家にとどまることによって均分相続の権利を有効に保持しようとするし、世帯主あとりの側ではなるべくそのことに触れないであたらずさわらずにしておくことによって、次三男の均分相続に対する慾望をチェックしようとしている。この事情は、東光寺の場合には、次三男の兼業収入の額もそのうちから貯蓄に向けている金額も農家の世帯主が全部知っていたのに、三鷹の場合は同じ家にすみながら次三男がどれだけ月給をもらい、いかに使っているかについて、世帯主側は全然知らないという関係のうえに反映されている。すなわち、東光寺の場合は、次三男と世帯主・あととりのあいだに生産手段としての耕地（次第に単なる財産化の過程にはあるが）の相続に関して暗黙の合意があったが、三鷹の場合にはいわば完全に単なる財産化した耕地（農外目的の土地）の均分相続をめぐる隠れたかっとうがあるのである。これは正に都市化の深さの差をもたらした相違であるとみても差し支えないであろう。

（2）兼業と農家経済

前節では、都市化の発展段階に応じて農家家族員の農外就業動向、ひいては純正兼業化傾向のうえにあらわれた相違をみてきた。本節ではこれまでの分析の結果を受けついで兼業の農家経済との関係が、都市化の進行段階に即応してどのように変るかを分析してみよう。

すでに触れたようにわが国の農業は小農経営によって担われている。わが国の小農経営は「農家」という形態をとっている。そこで、農家は農業

生産の単位であると同時に消費の単位でもあるわけである。すなわち、農家経済には所得経済（生産）と消費経済（消費）とが統一されている。ところが、農家の兼業を形成している農外産業（主に被雇傭）の方は、現在では一般に農業に比較するとより近代的産業、すなわち資本主義的産業に属している。したがって、そこにおいては、生産と消費とは全く区分され、生産の場と消費の場とは全然別になっている。故に兼業収入は一般に生産と消費との分離を前提とした場から獲得された収入である。そこで、成立の前提条件を異にする農家経済のなかに兼業収入が持ち込まれるときに、両者のあいだにあつれきが生ずるが、そのあつれきの程度、言いかえれば農家経済（小農経済）が兼業収入を従属させるかどうかは農家経済における兼業収入の重要性の差、兼業収入を持ち込む家族員の農家家族における居座（続柄）の相違に依存する。だからこれらの差異は言い換えればその地域の都市化の深さの差を反映していると考えられる。

兼業収入が農家経済のなかに持ちこまれるとき、農家経済が兼業収入を従属せしめる場合は、兼業収入は全く農家の会計のなかにその一部として投入されてしまうであろう。逆に農家経済が兼業収入を従属させることができない場合は、兼業収入はそれを取得したもの（家族員）の独立した収入として、農家の会計とは別にあつかわれるであろう。このような視角から、兼業収入が農家経済と同一会計になっているか別会計になっているかを続柄別に調べてみたのが、第8表である。

まず表8表一Aで川島についてみると、兼業就業者の95%までは、その兼業収入を農家の会計のなかに入れている（同一会計になっている）。別会計にしているものは、わずか5%にすぎない。これに対して、東光寺の場合を第8表一Bでみると、兼業収入と農家経済と会計が同一のものが31%というように少なくなり、逆に別会計のものが61%というように大きくなっている。第8表一Cで三鷹市の旧三部落についてみれば、同一会計になっているものが、北野では32%、野崎では37%、上連雀通りでは25%というように極めて小さな割合になっているが、逆に別会計のものが、それ

それ68%, 63%, 75%というように多く現われている。これより判断すれば、純農村である川島においては農業が中核であって、農家経済で農業収入のウエイトが高く、兼業収入を従属せしめているのに対して、都市化の深度の深い東光寺や三鷹の旧三部落においては、逆に兼業収入のウエイトの方が強くなって、兼業収入が農業収入を従属させるという関係が現われている。もちろん、これは兼業農家のみに限ったの考察であり、専業農家

第8表—A 兼業収入と農家経済の関係——川島（1958年）

続柄別	兼業収入が農家経済と同一会計になっている	兼業収入が農家経済と別会計になっている	計
世帯主	29		29
あととり	28		28
次三男	6		6
娘	9	4	13
主婦	16		16
その他	1	1	2
計	89	5	94

第8表—B 続柄別兼業収入の農家経済との関係（被雇傭のみ）

——東光寺（1960年）

続柄別	兼業収入が農家の会計といっしょの場合		兼業収入が農家経済と全然別会計になっている場合		不 明	計
	A	B	C	D		
世帯主	1 (17)	5 (83)				6 (100)
あととり	2 (20)	6 (60)			2 (20)	10 (100)
次三男		2 (6)	15 (44)	15 (44)	2 (6)	34 (100)
娘	3 (14)	3 (14)	9 (41)	6 (27)	1 (4)	22 (100)
その他		1 (33)		1 (33)	1 (34)	3 (100)
計	6 (8)	17 (23)	24 (32)	22 (29)	6 (8)	75 (100)

- (注) A—自分の小使を差引いた残りを農家に入れる場合
 B—応全部農家の会計のなかに入れて、後に必要に応じて小使をもらう場合
 C—全然農家の会計には入れない場合
 D—食費・下宿料として一部を農家に入れている場合

第8表—C 統制別兼業収入の農家経済との関係（被雇者のみ）——三鷹市旧三部落（1962年）

統制別	兼業収入が農家の会計といっしょにな っている場合						兼業収入が農家経済と全然別会計にな っている場合						計		
	A		B		C		D		E		F				
	北野	野崎	上連雀	北野	野崎	上連雀	北野	野崎	上連雀	北野	野崎	上連雀	北野	野崎	上連雀
世帯主		1		1	7	3							1	8	3
あととり	1			5	4	2	3	2	2				1	7	4
次三男		3		3	2		18	11	9	7			5	21	16
娘							5	4	2				5	7	9
その他													1	1	
計	3	4	3	9	13	5	26	17	13	0	11	38	46	32	

(注) A, B, C, Dの区分は第8表—Bのばあいと同様である。

では農業収入が中心であることは言うまでもない。

続柄別にこの関係をみてみよう。まず川島についてみれば、世帯主・あとのりの兼業就業者は、全兼業就業者の61%という過半数を占めているわけであるが、その全部(100%)が兼業収入を農家経済のなかに投入している(兼業収入と農家経済とが同一会計になっている)ものたちであろう。これには二つの理由が考えられる。一つは、世帯主はその農家の生計をささえる中核であるから、その獲得する収入は農業収入であれ兼業収入であれ一つになってしまうという点である。あとのりの場合も農家を継承する予定者として世帯主に準ずる。もう一つの理由は、これら世帯主・あとのりの兼業内容はすでに第7表一Aで示したように、土方・雑役という臨時雇が19名、大工・左官などの職人が7名、役場・農協などの役員・職員が殆んどを占めている公務員・団体役職員が14名で、これらが7割という大部分を占めていることである。土方の内容は、河川工事の臨時雇で、実際はリーダーが何人かの仲間をあつめて下請的に作業を引き受けて、賃銀もリーダーがもらって分けるという形をとっている。職人の場合は言うまでもなく小生産者であり、農家と変りはない、役場・団体の役職員の場合は、一応近代的な月給制度をとっているが、甚だしい低賃銀であって、農家の農業収入と結合しなければ独立性を持たないほどのものである。このような兼業及び兼業収入の内容を考えると、兼業収入が農業収入と農家経済のなかで統一されなければならない理由が理解できよう。同様のことは主婦の場合にも言える。

しかし、次三男の兼業者の兼業収入が100%農家経済と同一会計になっていることは若干異様に思われる。しかし次三男兼業者はわずか6名である。ということは、純農村である川島では、次三男は就業年齢に達すると他出してしまうのが一般で、その後も農家に留まっているものは、分家が予定されているものとか、何らかの理由で他出できないものたちで、その数は少ない。またその兼業の内容も世帯やあとのりと大差がない。

娘の場合わずかではあるが兼業収入が農家の会計と別になっているもの

が現われているが、嫁入仕度の一部として兼業収入を娘の自由にまかせているというケースである。

以上川島の場合に対して、都市化進行中である東光寺ではどうであろうか。第8表一Aによれば、世帯主・あどりの場合は、川島のケースと同様に、その全部の兼業収入が農家経済のなかに統一されている。ところが兼業就業者の45%を占める次三男の兼業就業者においては、88%までが兼業収入と農家経済が別会計になっているものである。その理由は、まず次三男の被雇傭兼業就業者の65%までが製造業関係の工員である（それだけ近代化された企業の従業員である）ことが考えられる。第二には、これらの次三男兼業者は、純農村の場合には他出してしまうはずのものが近くに農外労働市場が開けているために、農家に下宿的に在住しているものである（次三男兼業就業者の数が多し理由）から、もともと経済的には独立すべきものたちであるということも考えられる。この外に、すでに前節でくわしく述べたように、農家の継承者と次三男のあいだに農家の農業経営零細化防止と均分相続に関して暗黙の妥協が成立しているという関係も、この理由として大きなウエイトを占めている。

次三男とは若干ニュアンスを異にするが東光寺の娘の兼業就業者の場合も、次三男と同様の傾向を有することがわかる。ニュアンスの相違とは、次三男がいずれ他出独立しなければならぬのに対して、娘の場合は嫁出離家しなければならぬという違いで、いずれは農家を離れて別にならねばならぬ点では同質である。

第8表一Cにより三鷹の旧三部落について観察すれば、大略の傾向としては東光寺の場合と同じである。しかしその程度においては、東光寺よりも都市化が一段と浸透していることを示しているように思われる。まず世帯主は、三旧部落とも兼業収入と農家経済とがいっしょになっているものが100%であって、東光寺の場合と全く同様である。しかし、あどりになると、兼業収入と農家経済とが同一会計になっているものが多いという傾向は東光寺の場合と同じではあるが、その割合は、北野が67%、野崎が

57%, 上連雀通りが50%というように大きさの程度が東光寺の場合よりもかなり小さくなっている。これは、あととりといえども、三鷹の場合にはもう農業を継承するという意志が薄弱になっていることの証左ではなからうか。

次三男・娘の場合は、東光寺の場合と同様に兼業収入が農家経済とは別会計になっているものの方が大きい。

つぎに資料の都合上、東光寺と三鷹の旧部落に限って、兼業収入と農家経済との関係をもう少しくわしく分析してみよう。兼業収入が農家の会計といっしょになっている場合をさらに二つの範疇に区分をする。一つは、兼業収入を農家の会計に入れる場合に、兼業就業者が自分の小使を先取して残りを農家の会計に入れる場合、すなわち兼業就業者が自分の得た兼業収入から自分の小使を先取する権利を持っている場合（これをA範疇と呼ぶ）と、他は、兼業就業者が一応全部の兼業収入を農家の会計のなかに入れて、他の家族員と同様に後で必要に応じて小使をもらうという場合（これをB範疇と呼ぶ）とである。このように区分すると、これらは共に農家経済との結びつきが強固なものであるがなかでもA範疇よりB範疇の方が一層結合関係が強いとみることができそうである。

さらに兼業収入が農家経済とは別会計になっている場合を、二つの範疇に区分してみた。一つは、兼業収入を全然いかなる形にしる農家の会計のなかには入れない場合（これをC範疇と呼ぶ）で、他は食費・下宿料という形で僅少にしる兼業収入の一部を農家の会計のなかに入れてある場合（これをD範疇と呼ぶ）である。これら二範疇は、ともに農家経済に対して兼業収入が独立している場合であるが、なかでもC範疇は、兼業収入と農家経済が全く無干渉の関係にあるものであり、D範疇は、兼業収入の独立性がある意味では一層強化されているとも言えるものである。

以上A・B・C・D範疇の区分をして、第8表一B及び第8表一Cで東光寺と三鷹旧三部落とを比較してみよう。東光寺においては、世帯主の場合、B範疇に属するものが83%、あととりの場合も、B範疇が60%で、と

もにB範疇が過半数を占めているが、割合の大きさでは世帯主よりあととりのの方がかなり小さくなっている。この点で同様に兼業収入を農家の家計のなかに投入する世帯主とあととりののあいだでも、あととりのの方が世帯主よりも兼業収入に対して若干の自由がきくものであること、すなわちそれだけ世帯主の方があととりよりも農家経済に対する責任が重いことを示しているものとして興味深い。次三男の場合はB範疇のみあらわれ、その割合はわずか6%、娘の場合は、A範疇・B範疇ともに14%づつあらわれている。これは、次三男や娘が農家経済に対して責任が小さいことを示している。

A範疇・B範疇に関する、続柄別の関係は、三鷹の旧三部落の場合も東光寺の場合と変らない。また三鷹のなかでも都市化の段階を異にする三旧部落のあいだでも、この関係には大差が見あたらない。

C・D範疇についてみれば、東光寺では、世帯主・あととりは皆無であることはすでに触れたとおりであるが、次三男の場合はC範疇もD範疇もともに44%づつ現われ、娘の場合はC範疇が41%、D範疇が27%となっている。これに対して、三鷹の場合は、世帯主はどの旧部落でも皆無であるが、あととりの場合は、北野でC範疇が33%、野崎ではC範疇29%でD範疇14%、上連雀通りではC範疇が50%というように割合ではかなりの大きさが現われている。この点で都市化の深い三鷹ではあととりと言えども農家経済には関心を示すものが少なくなっていることを示すものではなからうか。次三男の場合は、北野では全部(86%)がC範疇に属し、野崎ではC範疇が52%でD範疇が24%を占めているが、上連雀通りでは、C範疇が56%、D範疇が44%となっている。いずれの旧部落でもC範疇に属しているものがD範疇に属しているものを越えている。それだけ兼業収入が農家経済から独立し、相互に無干渉のものが多くなっていると考えられよう。

つぎに兼業就業者と農家経済との結びつきを示す他の指標として、兼業就業者がその農家の農作業を手伝うかどうかの関係をみてみよう。第9表一Aは、川島部落について兼業就業者の続柄別に「農作業を手伝うもの」

と「農業作業を全然手伝わないもの」とに分けて示したものである。それによれば、純農村である川島では、全兼業就業者の86%までが農作業の手伝いをしている。兼業就業者も農家経済との結びつきの強いことを示している。これを続柄別にみれば、世帯主は97%までが農作業に従事し、あとの場合は93%までが手伝っている。これは、すでに触れた川島の世帯主・あとの兼業内容からみても、世帯主・あとの兼業就業者は一方で農作業の担い手でもあるという関係が想像される。しかし、次三男になると、農作業の手伝いをするものが割合で甚だしく減って33%になっている。娘の場合は次三男ほどではないが、農作業の手伝いをする兼業就業者は比較的少ない(62%)。

この関係を第9表一Bで東光寺についてみてみよう。この表では農作業の手伝いをするものが二大別され、その一つ一つがまた二つに区分されているが、その細部の分析はあとにして、大きく農作業を手伝うものと手伝わないものとに分けてみると、全体で農作業の手伝いをするものが全兼業就業者の65%(52名)にあたり、全然手伝わないものが35%(28名)である。川島と比較すると農作業の手伝いをしないものが多くなっている。さらにこれを続柄別にみると、世帯主では全員が農作業の手伝いをするが、あとの場合は農作業の手伝いをするものが64%になり、川島と比較して、かなり小さくなっている。以上は都市化の深度に応じた現象として納得できる。ところが次三男の場合になると、東光寺では農作業の手伝いをするものが63%というように、川島の場合よりもかなり大きく現われている。これは都市化とは逆の現われかたをしているように思われるが、これは他の関係が影響している結果であり、後に第10表によってこの関係は説明される。娘の場合は手伝うものが55%で、大体の傾向としては川島の場合と大差がない。

同じ関係を第9表一Cで三鷹の旧三部落についてみてみよう。まず全体で、北野では兼業就業者(被雇傭のみ)の61%までが農作業を手伝わないものであり、野崎ではそれが63%、上連雀通りではそれが88%というよう

に、東光寺に比較しても農作業を手伝うものが甚だ少なくなり、手伝わないものが過半数を占めるに至っている。これは都市化の卒直な現われであると思われる。

さらにこの関係を続柄別にみても、まず北野では世帯主の兼業就業者は1名だけであるが、農業を手伝っている。あととりは78%までが農作業を手伝っているが、次三男になると逆に農作業の手伝いをしないものが71%というように大きくなっている。娘の場合は傾向としては次三男と同様で、手伝わないものが86%という大部分を占めている。野崎では、世帯主の兼業者のなかにも農作業の手伝いをしないものが1名現われ、したがって農作業の手伝いをするものが88%となっている。あととりの場合は、

第9表—A 続柄別兼業就業者と農作業の関係——川島 (1958年)

続柄別	農作業を手伝う	農作業を全然 手伝わない	計
世帯主	28	1	29
あととり	26	2	28
次三男	2	4	6
娘	8	5	13
主婦	16		16
その他	1	1	2
計	81	13	94

第9表—B 続柄別兼業就業者と農作業との関係——東光寺 (1960年)

続柄別	農繁期のみ手伝う		日常つねに手伝う		全然手伝 わない	計
	勤めを休 んで (A)	日曜祭日 のみ (B)	日曜祭日 のみ (C)	毎日勤め から帰っ て (D)		
世帯主		1	4	3		8
あととり	2	2	2	1	4	11
次三男	2	14	6		13	35
娘		6	6		10	22
その他	1		1	1	1	4
計	5	23	19	5	28	80

第9表-C 統柄別兼業就業者と農作業との関係——三鷹旧三部落(1962年)

統柄別	農繁期のみ手伝う						日帯つねに手伝う						全然手伝わない						計			
	勤めを休んで(A)			日曜祭日のみ(B)			日曜祭日のみ(C)			毎日勤めから帰って(D)			北野			野崎			上連雀			
	北野	野崎	上連雀	北野	野崎	上連雀	北野	野崎	上連雀	北野	野崎	上連雀	北野	野崎	上連雀	北野	野崎	上連雀	北野	野崎	上連雀	
世帯主																						
次男																						
三女																						
その他																						
計	0	0	0	8	3	2	7	10	1	1	0	4	1	1	23	29	28	38	46	1	9	32

57%が農作業の手伝いをするもので、北野の場合よりも割合は小さくなっている。次三男は北野の場合と同様に71%までが農作業を手伝わないものであり、娘の場合はそれが100%になっている。上連雀通りでは、世帯主でも3名中2名まで(67%)が農作業の手伝いをしておられないものであり、あととりも50%までが手伝いをしていない。次三男にいたっては94%までが農作業の手伝いをせず、娘は100%がそれである。

これら三鷹旧三部落と東光寺とを比較してみると、兼業就業者が自家農作業を手伝うかどうかかが兼業就業者の農家経済との結び付きが強いか弱いかの指標になるという視点に立てば、東光寺よりも三鷹の旧三部落の方が兼業就業者と農家経済との結び付きがよわいということになる。特に野崎・上連雀通りはその傾向が明瞭である。また三鷹の旧三部落のそれぞれを比較検討すると、北野・野崎・上連雀通りという順に兼業就業者と農家経済の結び付きが薄弱になっていることが明確に読み取り得

る。この順序は都市化の深度の深まる順序と同じであるから、都市化が進行するにつれて、兼業就業者が農家経済との結び付きを弱め、それだけ独立性を強めて行くという傾向があると判断して差し支えないであろう。

つぎに資料の都合上、東光寺と三鷹の旧部落についてののみ、「農作業を手伝う」という範疇を「農繁期のみ手伝う」ものと「日常つねに手伝う」ものとに二区分し、さらに前者を「勤めを休んで農繁期には手伝う」もの（A範疇と呼ぶ）と「農繁期にあたる日曜・祭休日のみ手伝う」もの（B範疇と呼ぶ）とに分け、後者（日常つねに手伝うもの）をさらに「つねに日曜と祭休日に限って農作業の手伝いをする」もの（C範疇と呼ぶ）と、「毎日勤めから帰ってから農作業に従事する」もの（D範疇と呼ぶ）とに区分して、農作業を手伝う割合をみてみよう。

全体でみると、東光寺では、A範疇が6%、B範疇が29%、C範疇が24%、D範疇が6%という割合である。東光寺では水稲作が比較的少ないにもかかわらず、A範疇が僅かではあるが現われている点、つぎの三鷹の旧部落と比較した場合、その意義は大きい。三鷹の旧部落について同様の関係をみると、北野では、A範疇が皆無、B範疇が21%、C範疇が18%、D範疇は皆無であり、野崎では、A範疇が皆無、B範疇が6%、C範疇が22%、D範疇が9%であり、上連雀通りでは、A範疇が皆無、B範疇が6%、C範疇が3%、D範疇が3%という割合である。東光寺と三鷹を比較して特徴的な相違は、A範疇が三鷹では皆無になっている点である。これは、東光寺よりも三鷹の場合の方が耕作可能な水田面積が僅少であることも関係しようが、兼業の勤め先を休んでまで農作業の手伝いをする（農繁期に）というような自家農業を中心に考えているものが都市化の深い三鷹には全然ないことを示すものであろう。つぎの特徴は、B範疇の占める割合が三鷹では極端に小さくなっていることである。特に野崎・上連雀通りではそうである。これは、A範疇が三鷹では皆無になっていることと合わせて考えると、三鷹においては農繁期という考え方が薄らいでいることを示すものではなからうか、もちろんこれはソ菜作（畑作）を中心とする

近郊型農業が行なわれていることとも関連するであろうが、その点は東光寺でも同様であるから、この違いはやはり三鷹では農業に対する考え方が変わってきていることをも示していると言えよう。これもやはり都市化の深さの相違とみて差し支えないであろう。C範疇もD範疇ともに三鷹の方が東光寺よりも割合が小さくなっているが、C範疇は相対的には三鷹でもかなり多く残っている型のようなのである。したがって三鷹では兼業就業者で自家農作業の手伝いをするものは、日曜・祭日に限って行なうものが相対的に多いと言うことになる。

最後に東光寺においては、次三男で農作業の手伝いをするものが、純農村である川島の場合よりも多いという一見矛盾した現象の内容を分析しておこう。常識的に判断すれば、次三男はいずれは農家から離れて独立しなければならない身であるから、農家に留って兼業に就業している場合でも、分家が予想されているものは別として、農作業の手伝いはしたがるしないのが、戦後の一般の農村における実情ではないであろうか。ところが、日野町東光寺では、町内にまた近くに農外労働市場が大きく開けているため、普通の農村では中学卒業後直ちに他出脱農するはずの次三男が、実質的には他出脱状態にありながらも、農家に下宿的に留まっていると判断された（東光寺では次三男の在宅のままの農外就業者が35名もいるが、川島ではわずか13名しか現われていない）。したがって、これらの次三男兼業就業者はそれだけ農家経済とは結びつきが弱いはずである。この矛盾を解くためには、都市化進行中の東光寺では次三男と世帯主・あとのあいだに均分相続をめぐって暗黙の妥協が成立していること（既に述べた）を前提として、つぎの第10表に示されている関係を分析しなければならない。東光寺の次三男は均分相続を主張することにより結果として農家の農業経営を零細化させることを避けて、相続を放棄する代りに在宅農外就業して得た収入は大部分を独立資金として貯金し、それまでのあいだ生活は実家でしてもらおうという妥協が調査当時（1960年）には暗黙のうちに成立していたようである。しかし、兼業就業している次三男のうちには自分の生活費の

一部だけは農家に入れているものもあった。その入れている生活費の額は月平均3,214円程度で、決して自分の食費だけをも十分にまかなえる額ではない。

では少額にしる食費を入れているものと入れていないものとはどこが違うのであろうか。部落全体のなかで先に述べたような暗黙の妥協がムードとして存在する限り、その条件は原則として一定であるはずである。そこで第10表で食費を入れているか否かと農作業を手伝うか否かの相関関係を示してみた。

これによれば、「農作業を全然手伝わない」ものは、次三男の場合その75%までが農家に食費を入れているものであり、「日常つねに農作業の手伝いをしている」ものは、逆に100%までが食費を全然入れていないものである。「農繁期にのみ農作業の手伝いをする」ものは、丁度その中間で54%が食費を入れておらず、46%が食費を入れているものたちである。これより判断すれば、東光寺の次三男の兼業就業者で農作業の手伝いをするということは、農家に対して食費の一部を支払っているということを意味するということになる。たとえば、次三男兼業者で兼業収入が少なくてたとえ少額にしる自分の食費を払っていたのでは独立資金の貯蓄が困難な場合、彼は食費を兼業収入のなかから支払う代りに、自家農業の農作業を手伝うことによって棒引きにしているという関係が成りたつ。これは、その農家にとっても、雇傭労働力の賃銀が高騰している当時、在宅兼業就業者が農作業の手伝いをしてくれることは大変な助けになっていたわけで、このあたりにも次三男と世帯主・あどりのあいだで相互依存的な默契が成立しているとみることができよう。この関係はニューアンスは相違するが、娘の場合にもみとめられる。

しかし、以上のような次三男・娘と世帯主・あどりのあいだに相互依存的な妥協が黙約として成立する根拠は、都市化が進行中で、一方で農地に農外転用による効用の発生が進行しているが、他方で近郊型農業によって農地の農業生産手段としての郊用も大きいという条件の存在である。す

第10表 次三男・娘の兼業就業者の食費と農作業との相関関係——東光寺

食費との関係		農家に食費を 入れている	全然食費を入 れていない	計
農作業との関係				
農作業を全然手伝 わない	次三男 娘	9 } 5 } 14	3 } 2 } 5	19 } 7 } 19
農繁期のみ農作業 の手伝いをする	次三男 娘	6 } 1 } 7	7 } 3 } 10	13 } 4 } 17
日常つねに農作業 の手伝いをする	次三男 娘		5 } 4 } 9	5 } 4 } 9
計	次三男 娘	15 } 6 } 21	15 } 9 } 24	30 } 15 } 45

(注) 表中の次三男・娘は被兼業就業者でしかもその兼業収入が農家経済と別会計になっているもののみ限定してある。

なわち、都市化の初期進行段階において発生する関係であるように思われる。したがって、都市化が深く進んだ三鷹の旧三部落においては、このような関係は成りたっていない。三鷹の旧三部落においては、次三男・娘の兼業就業者は、農家経済とその兼業収入が全く別会計になっているものが圧倒的に多く(84%にのぼる)。しかも一方で農作業の手伝いをしているものはわずか14名(17%)にすぎない。すなわち彼等は農家経済の生産的側面ともまたその消費的側面とも関係が薄弱であるわけである。しかしただ通勤可能な地域に農外就業機会が多く存在するところから農家に下宿的に残留しているのだとすれば、それにしては食費や下宿料にあたるものを農家に支払っているものの数が意外に少ない(29%にすぎない)。これでは、東光寺における関係に準じて判断すると、そのつじつまが合わなくなる。それでは三鷹においては一体次三男就業者がその兼業収入を農家経済と無関係に置き、自分勝手に使用し、しかも農作業の手伝いはせず、それにもかかわらず食費や下宿料にあたるものを全然支払わないで、それでいて農家に平然として残留しているのは何を意味するのであろうか。この意味をつかむ一つの手懸りとして自家農業及び農耕地に対する世帯主の意識をみ

てみよう。

第11表は、三鷹の旧三部落について、農家の世帯主が自家農業を将来も続けて行こうと考えているかどうかという農業経営に対する態度と、農耕地を農業の主要な生産手段であると考えているか、またはそれを自家農業とは切り離して単なる家の財産と考えているかという農地に対する意識を示したものである。まず自家農業に対する態度を、「このまま農業を持続して行こう」と考えているもの（Aグループと呼ぶ）と、「自分の代は（現世帯一代だけ）一応農業を続けるが、子供にはさせたくない、または実際にさせていない」というグループ（Bグループと呼ぶ）と、さらに「現に次第に農業経営を縮小して脱農する過程にある」と認めているもの（Cグループと呼ぶ）とに三区分別して人数を示してみた。

最初に北野についてみれば、専業農家では39戸のうち30戸（77%）の世帯主までがAグループに属し、Bグループに属するものはわずか8名、脱農過程にあるCグループに属するものはわずか1名にすぎない。準専業農家の場合は専業農家の場合と同様の傾向にあり、Aグループが12名、Bグループが3名である。これと対照的なのが純正兼業農家の傾向である。逆に脱農しつつあるCグループが18名中13名（72%相当）という圧倒的多数を占め、Bグループは4名、Aグループに至ってはわずか1名にすぎない。

野崎については、専業農家ではその世帯主17名中10名（59%相当）までがAグループ、Bグループは3名、それでもCグループが4名も現われている。準専業農家では、専業農家と同様に、Aグループが5名（56%相当）、Bグループが1名、Cグループが3名というように現われている。しかし純正兼業農家では26名中24名という92%に相当するものまでがCグループに属している。

さらに上連雀通りについてみると、ここでは専業農家でもAグループに属するものは皆無で、Bグループが5名、Cグループが3名となっている。準専業農家はわずか1名だけであるが、それはCグループに属している。純正兼業農家に至っては、19名中18名（95%相当）までがCグループで、

第11表 世帯主の自家農業及び農地に対する態度——三鷹旧三部落

地区別・ 專業別		農業自営に対する態度			農地に対する意識		農 家 戸 数
		農業経営 を持続す る。 (A)	自分の代た けは続ける が、子供 の代には脱 農する。 (B)	現在次第 に脱農し つつある (C)	農地を農 業の主要 な生産手 え (D)	単なる 財産と考 える (E)	
北 野	專業農家	30	8	1	27	12	39戸
	準專業農家	12	3		12	3	15
	純正兼業農家	1	4	13	3	15	18
野 崎	專業農家	10	3	4	8	9	17
	準專業農家	5	1	3	5	4	9
	純正兼業農家		2	24	4	22	26
上 連 雀 通 り	專業農家		5	3	3	5	8
	準專業農家			1		1	1
	純正兼業農家		1	18		19	19

残りの1名はBグループである。

以上を比較検討して言える特徴は、第1にどの旧部落でも專業農家・準專業農家においては農業経営を持続して行こうという考えに傾いている世帯主が相対的に多く、逆に純正兼業農家に至っては、脱農しつつあるという事実を自から認めている世帯主が大部分を占めていることである。第2点は、專業農家でも純正兼業農家でも都市化の深度が深まるに従って、すなわち、北野→野崎→上連雀通りという順序で、脱農方向にあるものが益々多くなるという傾向が明瞭に認められることである。三旧部落を合計すると、Aグループが58名(38%)、Bグループが27名(18%)、Cグループが67名(44%)となり、Cグループが最も大きな割合を示す。Aグループは、農家の世帯主が自家農業経営を将来も持続したいと考えているもので、必ずしも次代を受けつぐべきあととりまでが世帯主と同じ考えをもっているとは限らない。実際に現在の世帯主の意図とは反対にあととりには脱農を志向するものが都市化の激しい地帯では多いのが一般であろう。ところがCグループは、農家の責任者である世帯主が自家では次第に脱農しつ

つあることを認め、またはそれを意図しているのであるから、その農家では農業を行なうということには誰も関心をもっていないと考えても差し支えはない。Bグループは、現世帯主が自分だけは農業をいやいやでも持続するが、次代のものには農業をさせたくないと考えているものであるから、これは脱農方向に向っているとみた方が適切である。そうだとすると、この旧部落全体で、現に脱農しつつあるものまたは脱農方向にあるものは、合わせて全農家の62%を占めているということになる。特に純正兼業農家に限ってみれば、87%という殆んどすべてのものが、脱農しつつあるもので、脱農方向にあるものを合わせると、98%までが脱農に向っていることになるし、現に世帯主さえそれをはっきり意識しているわけである。要するに純正兼業に関して言えば、その家族員は全部が農業を見離しているわけである。

このような自営農業に対する世帯主の態度は、当然に農地という農業における主要な生産手段に対する考え方も変えていると思われる。第11表で、世帯主の農地に対する意識を二つの型に分けてみた。すなわち、農地を農業における主要な生産手段であるというように農地をまだ農業生産に結びつけて考えているグループ（これをDグループと呼ぶ）と農地をもう農業生産とは関係のない財産、言いかえれば家屋とか、宅地とかの不動産や有価証券とか預金などの動産などと同じように自由に分割処分できる財産と考えているグループ（これをEグループと呼ぶ）とに分けてみた。もちろん、実際にはこれらの中間型も存在しようが、はっきり傾向を出すためにことさらにこの二つの解答にしばって答えてもらった。

これによると、農業自営に対する態度の場合に符合する傾向がみうけられる。全般に兼業農家・準専業農家ではDグループが相対的に多く、純正兼業農家では、圧倒的にEグループが多い。三旧部落合計でみると、専業農家ではその世帯主の59%までがDグループで準専業農家でも68%までがDグループに属しているが、純正兼業農家では、逆に世帯主の89%という殆んどすべてがEグループに属している。部落別では都市化の深度が深ま

るほど、すなわち、北野→野崎→上連雀通りという順序で、Eグループに属するものが42%→67%→89%というように増大している。

以上の分析の結果から考えると、三鷹市の旧三部落では、東光寺の場合と比較して、自家農業経営は疎外される傾向が強くなり、したがって農地は農業生産手段として意識されず、むしろ宅地化を想定した基だ価値の大きなかつまたその増価率の大きな財産、すなわち均分相続にたえ得る家産として意識されるようになってきている。

そこで話をもとに戻して考えてみよう。すでに述べたように、三鷹の旧三部落では、特に次三男や娘の農外就業者が、自家農業の生産活動には無関係で、しかも兼業収入は全く自分勝手に使用しながら、農家には食費も下宿料も入れずに、農家に残留して生活を共にしている。換言すれば、何らの反対給付をも与えずにただ食べさせてもらいながら、自分は農外就業して収入を得ているわけである。これは東光寺の場合に考えられた論理では理解できない現象である。したがって、そこには東光寺とは違った条件が存在しなければならない。その条件は実は第11表のうえに現わされていると考える。極言すれば、都市化の深度が違うということである。都市化の完了間近い三鷹の旧三部落では、農家の家族員はもちろん世帯主においてさえ、農業を生産、すなわち所得経済の場であるとする意識は薄弱であり、農地を農業の生産手段であると考えた意識も薄らぎ、宅地として価格の高騰している土地、今後も次第に値上りして増価してゆく不動産としての単なる財産と意識するようになってきている。もし農耕地が農業の主要な生産手段であると意識するならば、複数の子供たちに均分相続することによって(たとえ土地そのものを均分するのではないとしても)、自営農業の経営が零細化して成り立たなくなると考えられるから、この考え方から、一般の農村で戦後次三男や娘に相続放棄が強いられた傾向が生れているわけである。東光寺では都市化が進行中ではあるが、半面で近郊型農業が存続し、農耕地が主要な生産手段として機能する場面が残されていたので、すでに述べたように独立し得るまでの在宅兼業という形で次三男(娘もこ

れに準ずる)と農家のあいだに暗黙の了解のもとに次三男・娘の農地に対する相続放棄の傾向が認められた。ところが三鷹の旧三部落の場合は事情が異なり、農耕地は農業の生産手段ではなく、増価率の高い単なる財産として意識されるようになってきているから、均分相続による農業経営の零細化は問題にならないわけである。しかも最近の地価の高騰は農地を成長率のきわめて高い財産にしたためたから、家族員の均分相続に対する要求は必然的に強くなっている。したがって、娘の場合には嫁入仕度という別の意味もあるとしても、次三男の場合には、農家経済とは分離している農外産業に就業しながら、農作業の手伝いもせず、食費も払わずに、農家のなかに残留しているという事情のうらには、財産としての土地の均分相続にまつわる世帯主・あととりと次三男・娘のあいだにいろいろなおもわくが存在するように思われる。これは、戸別調査の際の話題のなかからかなりの正確度を以て汲みとることができた。次三男は実家を離れることによって土地という高額の家産に対する均分相続権を主張する力が弱まることを恐れて居座り、かつ現在高額の財産を保持している実家にただで寄食することに何ら精神的負担を感じていない。これに対して世帯主・あととりの側では、次三男に対して食費や下宿料を請求したり実家を離れて独立することを促したりすることによって、次三男の心の片すみにひそんでいる均分相続権に対する執着を刺激することを恐れて、「さわらぬ神にたたりなし」という消極的な態度をとっている。このような均分相続をめぐる相互のおもわくが、次三男の兼業就業者をして、兼業収入は自分勝手に使用し、農作業の手伝いもせず、食費や下宿料も払わずに、平然と実家に寄食させていると考えられる。そこには、東光寺の場合と比較して、都市化の深度の深さが感じられる。

(3) 他出動向

農業生産の担手である農家家族員が農外労働市場によって吸収されるその吸収のされ方には、兼業化現象と他出脱農現象という二つの形があるこ

とをすでに指摘したが、兼業化現象についてはこれまでくわしく分析してきたので、つぎに戦後の他出脱農の動向を都市化の深度との関係で、すなわち都市化の発展段階に対応して分析してみよう。

まず各調査対象地について農家一戸当たりの戦後の他出脱農家族員数を算出してみると、川島は1戸当たり0.50人、東光寺は0.27人、三鷹の旧三部落合計では0.48人となっていて、東光寺が極端に少なく現われている。他出脱農者は次三男と娘が殆んどすべてを占めているという関係を前提として、次三男及び娘の在宅農外就業者（兼業就業者）の1戸当たりの平均数と対比してみると、相互関係が明らかになる。平均1戸当たり次三男及び娘の在宅農外就業者数は、川島で0.18名、東光寺で0.92名、三鷹の旧三部落で0.56名である。すなわち、この場合に他出脱農者の1戸当たり平均数とは丁度逆に、川島が一番小さく、ついで三鷹の旧三部落、一番大きいのが東光寺であり、その大きさは抜群である。

平均1戸当たりの他出脱農者数と次三男・娘の兼業就業者の相関関係に関する川島と東光寺の相違は、つぎの点で都市化の違いを反映していると思われる。第一点は、都市化進行地帯では農外労働市場が近くに開けているために、次三男や娘にも通勤という形で在宅農外就業者が増えるが、純農村では農業経営規模の関係から脱農することを運命づけられた次三男（娘もこれに準ずる）は近くに農外労働市場が相対的に狭隘であるために、他出という形をとらざるを得ないということである。第二点は、農耕地が農業の生産手段としてだけしか機能しない純農村と、生産手段としての機能の外に農外の効用が大きくなる都市化地帯とのあいだでは、農耕地の均分相続に対する当事者の思わくや態度が相違し、それが上記の相関関係に反映しているということである。さらに同じく都市化地帯でもその都市化の深度の相違がやはり東光寺と三鷹の旧三部落とのあいだの相違にも反映しているように思われる。これは後で他出者の職業別を考察する際にあわせて分析する。

さて、つぎに少しくわしく各調査地について他出者の性格を分析してみ

みよう。第12表は調査地別に経営耕地規模別に他出者の続柄別・学歴別・年齢別人数を示したものである。まず第12表—Aで川島について他出者の続柄別人数をみると、次三男が31名で圧倒的に多く61%を占め、ついで娘が23%、あととりが16%という割合である。第12表—Bで、東光寺について同様の関係を見ると、次三男が殆んどすべてを占め、割合で言えば92%で、あととりはわずか1名で割合では8%にすぎない。第12表—Cで三鷹の旧三部落の合計についてみれば、東光寺と同様に次三男が殆んどすべての93%を占め、あととりがわずか4%、娘に至ってはわずか2%である。どの地区でも次三男が大部分を占めているという点では一致しており、これは他出脱農の性格からみて当然であろう。しかし、都市化地帯である東光寺と三鷹の旧三部落と純農村である川島とを分けて比較すると、かなりの差があることがみうけられる。差異の第一点は、他出者のなかで次三男の占める割合が東光寺・三鷹では川島よりも極めて大きいことである。第二点は、東光寺・三鷹では、娘の他出者が皆無かまたはそれに等しい程度であるのに、川島ではそれがかなりの割合を占めている。第三点は、東光寺・三鷹では「あととり」の他出者の割合ははなはだ小さいが、川島ではそれらに比較して大きな割合を占めている。次三男が他出脱農することは、経営規模が零細で小農形態をとっているわが国の場合、必然的な傾向であって、この点で東光寺・三鷹の場合はむしろ純粋な現われかたをしていると言える。ところが純農村である川島で「あととり」の他出者が多いことは、近くに農外労働市場が開けていないこととともに、農業所得が小さく農家経済がそれだけ逼迫していることの現われではなからうか。娘の場合は、嫁入仕度のための農外就業が在宅のままで行ない得ないため他出が増えているので、これは東光寺・三鷹の場合の娘の兼業就業に対応する現象であろう。

以上の関係は他出時の他出者の学歴や年齢の相違のうえにもはっきり現われているように思われる。川島では他出者のなかで大学を卒業したものは皆無であるが、東光寺では1名、三鷹では19名(26%)も現われている。他出時の年齢別をみると、川島では他出者の24%は17歳以下で他出し、21

第12表—A 経営規模別・統柄別・他出時学歴別・他出時年齢別他出者数——川島（1958年）

経営規模別	農家 戸数	統柄別			他出時学歴			他出時年齢階層別			他出者数
		あととり	次三男	娘	旧高小卒 新制中学卒	旧制中学卒 新制高校卒	大学卒	15歳～ 17歳	18歳～ 21歳	22歳～ 30歳	
3反未満	7	1	1	1	3(1)			1(1)	2		3
3反以上～5反未満	7		1	1	2(1)			2(1)			2
5 " ～8 "	12	2	4	2	5(2)	3		2(1)	5(1)	1	8
8 " ～11 "	23	1	5	1	6(1)	1		2(1)	4	1	7
11 " ～15 "	43	3	15	6	11(5)	13(1)		5(5)	10(1)	9	24
15 " ～20 "	11	1	5	1	3	4(1)			4(1)	3	7
計	103	8	31	12	30(10)	21(2)	0	12(9)	25(3)	14	51

(注) ()内の数は女子の数を現わす。

第12表—B 経営規模別・統柄別・学歴別・年齢別他出者数——東光寺（1960年）

経営規模別	総農家戸数	他出者数	統柄別			他出時学歴			他出時年齢階層別			
			あととり	次三男	娘	旧高小卒 新制中学卒	旧制中学卒 新制高校卒	大学卒	15歳～ 17歳	18歳～ 21歳	22歳～ 30歳	31歳以上
5反未満	6	1	1			1				1		

5反以上~10反未満	20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10 " ~13 "	17	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
13反以上	17	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
計	60	12	11	0	9	2	1	1	0	3	6	3	3

第12表一C 経営規模別・統柄別・學歷別・年齢別他出者数——三鷹旧三部落(1962年)

経営規模別	総農家戸数	他出者数	統柄別			他出時學歷			他出時年齢階層別					
			あ と り	次 三 男	娘	旧 高 卒	中 卒	新 高 卒	15歳 ~ 17歳	18歳 ~ 21歳	22歳 ~ 30歳	31歳以上		
													計	計
3反未満	17	7	1	6		3	2	2				1	1	5
3反以上~5反未満	17	3		3			1	2	2				1	2
5 " ~10 "	46	20	1	19		7	6	7					3	17
10 " ~15 "	49	24	1	21	2	15	6	3				5	8	11
15 " ~20 "	18	12		12		6	2	4				1	1	10
20反以上	7	8		8		2	5	1					3	5
計	154	74	3	69	2	33	22	19			0	7	17	50

歳以下のものが全体の73%という過半数を占めている。最高齢のものでも30歳を越えるものはない。ところが東光寺では17歳以下の他出者は皆無、21歳以下のものも25%にすぎず、逆に30歳を越えて他出したものが25%もあらわれている。この高年齢化傾向は三鷹においてはさらに甚だしく、17歳以下は勿論皆無、21歳以下が9%、逆に30歳をこえるものが68%という過半数を占めている。すなわち、純農村である川島では中学卒業後間もなく他出する「口べらし」的な他出者が多いのに対して、都市化進行地帯の東光寺や都市化の完了に近い三鷹では30歳を越えるまで農家に留まってから後で他出するものが多い。これは、農耕地に農外の効用が生じている都市化地帯では、均分相続権にまつわる財産分与の関係を反映している。すでに述べたように都市化進行中の東光寺では農地には農業の生産手段としての機能と農外転用による農外効用の両者が並存しているので農地の均分相続に関して、世帯主—あんとりの側と次三男のあいだには相互依存の暗黙の契約が成立し、次三男が独立し得るだけの資金を貯蓄できるまで在宅兼業の形で農家に留まって実家に面倒をみてもらうという関係が成立する。したがって、次三男が農家を離れるときはかなりの年齢になるわけである。東光寺では大体その独立し得る年齢は27～28歳のようなものである。他出者の年齢別でみると28歳前後のものが圧倒的に多い。ところが、三鷹のように農耕地の農業生産手段としての価値が零に等しくなるほど都市化が進むと、残るのは農外効用だけであり、世帯主—あんとりと次三男あるいは娘とのあいだで農地という成長率の高い財産に対する均分相続権をめぐるかつとらは激しく、これは次三男の在宅兼業の関係のうえにも現われていたことは既述のとおりである。この関係が、またはこの関係がある程度解決をみたその結果が他出者の学歴の高さや他出年齢の高さのうえに反映しているのである。これはまたつぎに分析する他出者の就業状況のうえにも現われている。

第13表は他出者の他出後の職業を示したものである。川島と東光寺の場合（第13表—A・B）を比較すると、職業別では両者のあいだにそれほど目立った差異はない。ただ、川島の場合には、女中奉公と公務員・団体職

第13表-A 他出者の他出後の就業状況——川島 (1958年)

経営規模別	被 雇 傭									計
	工 員	員 会 社 事 務	職 人	店 員	運 転 手	役 土 方 ・ 雑	団 体 職 員 ・ 公 務 員	女 中	そ の 他	
3反未満	1	1		1						3
3反以上～5反未満				1				1		2
5 " ～8 "	1		1	1	1	2		1	1	8
8 " ～11 "	3		1	2	1					7
11 " ～15 "	5	2	2	2	1	2	6	3	1	24
15 " ～20 "	2		1		1		1		2	7
計	12	3	5	7	4	4	7	5	4	51

第13表-B 他出者の階層別他出前後の就業状況——東光寺 (1960年)

経営規模別	他 出 者 数	他出時、他出後の職業					他出までの就業状況				
		教 員	事 務 員	工 員	鉄 道 工 夫	店 員	在 学	農 業 手 伝	農外に就業していたもの		
									他出時と 同一の職 場にいた もの	他出時に職場を 変ったもの	
										同種 の 職 場	異種 の 職 場
5反未満	1				1						1
5反以上～10反未満	1			1				1			
10 " ～13 "	2					2	1				1
13反以上	8	1	1	5		1		3	5		
計	12	1	1	5	1	4	0	1	4	5	2

第13表-C 他出者の他出後の就業状況——三鷹旧三部落

地区別	被 雇 傭								産 業 自 営					計
	工 員	員 会 社 事 務	職 人	店 員	運 転 手	雑 役	団 体 職 員 ・ 土 方 ・ 公 務 員	そ の 他	清 掃 業	商 店	運 送 業	造 園 業	そ の 他	
北 野	2	7	1	13	3	3	4	1		1		1	1	37
野 崎	2	6		1			3	1	2	4			2	21
上連雀通り	1	1	4	3			2	2		1	1		1	16
計	5	14	5	17	3	3	9	4	2	6	1	1	4	74

員があらわれているが、東光寺にはそれが無いかまたは甚だ少ない点が相違する。これは農外労働市場の関係と「口べらし」の関係の相違が反映されている。ところが三鷹の場合（第13表一C）には、これは大きく相違している。まず三鷹の場合は他出者の職業に産業自営者が現われ、しかもその占める割合は19%にのぼっている。第二には、被雇傭就業者のうち事務系の会社員が多く現われている点である。産業自営者が多いという現象は、次三男がその自営資金を実家からあおいでいるという関係の現われであり、これは均分相続の一実現形態であると言える。また事務系会社員が多いということは、大学教育（高等教育）を受けたものが多いことと関連している現象であり、これもまた均分相続の一変形の結果であるとみても差し支えないのではなからうか。いずれにしても、農地の均分相続が本来のありかたとは違った形で貫徹された結果がこれらの現象のうえに表面化しているとみることができよう。

（4）農業就業人口の動向

これまでの分析では、小農が支配的なわが国の農業では農業生産を担うものは農家の家族労働力であるという判断を前提として、都市化が進行するにつれてその農家の家族労働力が農外労働市場に吸収されてゆく側面の解明を通して農民の就業構造の都市化による変容（影響）をみてきた。そこでこれまでの分析をまとめる意味で農民のその本領である農業生産に直接たずさわっている人口はどのように変っているかをみておこう。

第14表は、各調査地の有業人口（実際の就業状態から判断した）を農業に就業している人口と農外に就業している人口（兼業人口）とに分けて統柄別に示したものである。純農村である川島の場合（第14表一A）と都市化進行中の東光寺の場合（第14表一B）と都市化が完了に近い三鷹の旧部落の場合（第14表一C）とを比較してみると、都市化の深度に相応していくつの特徴ある分布がみられる。まず世帯主についてみると、その農業就業率は、川島で88%、東光寺で89%であり、両者は殆んど等しいが、三鷹

では旧三部落の平均で73%というように小さく現われている。東光寺は都市化進行中とは言え、一方で近郊型農業がかなりの有利性を基礎にして成立しているので、世帯主の農業就業の割合は純農村である川島と同等に現われたのであろう。ところが三鷹の場合になると農業そのものの独立性は甚だしく失われ、世帯主でさえ農業に従事する割合は小さくなっている。これは同じ三鷹のなかでも都市化の深度の若干相違する旧三部落のあいだでもその都市化の深度に応じて明確に減少している。すなわち、三鷹市のなかでは最も都市化の後れている北野では86%、中間地帯である野崎では62%、都市化の完了した上連雀通りでは57%となっている。

あととりの場合は全体として世帯主の場合よりも農業就業率は低いが、都市化の深度にともなう減少傾向は世帯主の場合とほぼ同様で、川島で76%、東光寺で78%、三鷹の旧三部落平均で62%となっている。また三鷹の旧三部落のあいだでは、北野が76%、野崎が55%、上連雀通りが38%というように、これまた都市化の深度に正確に即応して低下している。

つぎは主婦についてであるが、第14表では、川島でも東光寺でも三鷹の旧三部落においても100%または殆んど100%のものが農業就業している。ここで主婦には世帯主の妻だけでなくあととりの妻、すなわち嫁も含まれているためでもあろうが、有業人口が世帯主のそれよりも多く現われている場合がある。しかし、それにしても農業就業人口が主婦の場合世帯主のそれを実数においても凌駕していることは重要である。川島の場合働いている主婦の農業就業率は99%であるが、このなかには「かつぎや」にでているものが含まれている（「かつぎや」は恒常的な兼業でないと判断して、農業専従に入れてある）。「かつぎや」の性格はすでに触れた通りであるから、「かつぎや」が10名も含まれている主婦の農外就業は、それがいかに農家の生計を支える主要な労働力になっているかを示すものであろう。これに対して、東光寺や三鷹の場合、働いている主婦の農業就業率が100%であることは、若干意味が異なるようである。特に三鷹の旧三部落では、主婦の農業就業者が実数においてもかなり多いことは、世帯主やあととり

第14表-A 有業人口の就業状況——川島 (1958年)

経営規模別	世帯主		あとり		主婦		次三男		娘		その他		計	農業就業率
	農	兼	農	兼	農	兼	農	兼	農	兼	農	兼		
5反未満	6	1	2	12	2	1	2	2	2	1	1	20	10	67%
5反以上~11反未満	28	11	9	32	2	1	2	1	3	4	1	78	21	79%
11 " ~15 "	40	26	3	54	3	6	3	6	6	3	3	123	12	91%
15 " ~20 "	9	7		14	1	2	1	2	1	1		32	3	91%
計	83	45	14	112	1	2	6	2	13	9	1	253	46	85%
農業就業率	88%		76%		99%		25%		13%		90%		85%	

(注) (1) 「農」とは農業就業人口、「兼」とは兼業就業人口の略。

(2) この兼業は恒常的なものに限った。したがって臨時的な就業は除外されている。

(3) 主婦には世帯主の妻だけでなく、あとりとの妻(嫁)も含まれている。

第14表-B 有業人口の就業状況——東光寺 (1960年)

経営規模別	世帯主		あとり		主婦		次三男		娘		その他		計	農業就業率
	農	兼	農	兼	農	兼	農	兼	農	兼	農	兼		
5反未満	1	5	2	3	1	3	1	3	5	11	5	5	10	33%
5反以上~10反未満	18	1	5	19	2	10	2	10	5	11	1	55	28	66%
10 " ~15 "	21		14	13	1	10	1	10	6	10	6	61	21	74%
15 " ~20 "	9		3	6	1	8	1	8	4	1	2	25	9	74%

20反以上	2		3		2		1		8		2													
	51	6	7	44	0	5	33	16	22	13	2	154	70											
農業就業率	89%		78%		100%		13%		42%		87%		69%											
計	51		7		44		0		5		33		16		22		13		2		154		70	
農業就業率	89%		78%		100%		13%		42%		87%		69%		69%		69%		69%		69%		69%	

(注) (1) 「農」とは農業就業人口、「兼」とは兼業就業人口の略、(2) 兼業は恒常的なものに限定している。
 (3) 主婦は世帯主の妻だけでなく、あとの妻(嫁)をも含んでいる。

第14表-C 有業人口の就業状況——三鷹旧三部落(1962年)

	世帯主		あとり		主婦		次三男		娘		その他		計	
	農	兼	農	兼	農	兼	農	兼	農	兼	農	兼	農	兼
北野	63	10	29	9	76	0	9	21	15	7	14	0	206	47
農業就業率	86%		76%		100%		30%		68%		100%		81%	
野崎	32	10	11	9	46	0	4	24	5	9	4	2	102	64
農業就業率	62%		55%		100%		15%		36%		67%		61%	
上連在通り	16	12	6	10	24	0	0	16	7	9	1	0	54	47
農業就業率	57%		38%		100%		0%		44%		100%		53%	
合計	111	42	46	28	146	0	13	61	27	25	19	2	362	158
農業就業率	73%		62%		100%		18%		52%		90%		70%	

(注) (1) 「農」とは農業就業人口、「兼」とは兼業就業人口の略、(2) 兼業は恒常的なものに限定している。
 (3) 主婦は世帯主の妻だけでなく、あとの妻(嫁)をも含んでいる。

の農業就業率が他に較べて低いことを勘案すると、農家経済にとって副次的収入源となった農業が主婦の手にまかされていること、すなわちいわゆる「主婦農業」の形になっていることを意味している。この点で川島の主婦農業就業者が農家にとって主要な労働力ではあるが、世帯主・あ・と・りのような基幹労働力（農業労働力）に対しては補助的な意味しか担っていないという関係と異なり、都市化の深さを反映しているものと思われる。この川島と三鷹の両極端の中間型が東光寺のそれではなからうか。そこでは、近郊型農業がまだかなりの有利性をもって成立しているから、世帯主・あ・と・りという基幹労働力が農業に専従している割合が高く、一方で都市化の進行に影響されて、補助的労働力にすぎない主婦は農業労働から手を引いて家事に専心するという形が、主婦の農業就業者の実数を少なくしている（世帯主有業者の77%）。これが、さらに都市化が進行して世帯主・あ・と・りの労働力が農外に吸収されると、農業経営は粗放化して、主婦が農業を担うという形、すなわち三鷹型に発展すると思われる。

次三男の場合は、当然ながら農業就業率は低い。さらに都市化が進むにつれてそれは低下する。川島では25%、東光寺では13%、三鷹の旧三部落の平均では18%となっている。純農村である川島では、そもそも次三男の在村有業人口は少ない（大部分は他出するから）が、残っているものには分家が予定されているものが多いから、農業就業率も相対的に高くなっている。東光寺の場合より都市化の深度の深い三鷹の方が次三男の農業就業率が高く現われているのは、すでに述べたような農地の均分相続に対する思わくが基礎にあるからではなからうか。しかし、三鷹のなかでも都市化が深まるほど低下していることは事実である。すなわち北野30%、野崎14%、上連雀0%という具合である。

娘の農業就業卒には都市化に即応した特徴ある分布はみうけられない。しかし、純農村ではかえって低く、都市化の深いところでは逆に高く現われている。

最後に、経営規模別に有業人口の農業就業率を示すと、当然ながら経営

耕地規模が大きくなるほど高くなっている。しかし都市化の深まるほど農業就業率は全体として低下してゆく傾向がみうけられる。有業人口の農業就業率をみると、一番高いのが川島の85%、つぎが北野の81%、つぎが東光寺の69%、野崎の61%、と続き、最低が上連雀通りの53%となっている。

(5) 川島における兼業動向の時系列的分析

これまでは、都市化の発展段階を異にする三調査地区について農民の就業傾向を比較検討して、その分野における都市化の及ぼす影響を析出した。この意味でそれは都市化の農民の就業動向に及ぼす影響の段階的分析と呼ぶべきものであった。ところが川島という純農村については、調査対象と調査方法と同じくして調査時点を異にする二つの調査が行なわれた。故に川島については、時系列的分析（と言っても二時点の比較であるが）が可能である。初めの調査時点は1958年でつぎの時点はそれから5年経過した1963年である。

この5年間に純農村であった川島にも都市化の波が若干波及したことは否定できない。特に農家の労働力に対する影響という点から重要なのは、川島から通勤する可能性のある茂原・東金地区の都市的発展、特に茂原市の工業都市化であると思われる。いまこの地区の都市的発展を推測する指標として工業生産高の推移を第15表でみると、1956年を100とすると、5年後の1961年には325にまで発展している。1958年を100とすると1961年には287になっている。1963年の資料がないので、両調査時点と同じ時点についての直接的比較は不可能であるが、第15表の資料で推測すると、両調査時点のあいだの5年間には工業生産高（価額）は茂原・東金地区で約3倍になっているとみて差し支えないであろう。また第16表はこの地区における1960年と1961年の販売電力量を示したものであるが、この1年間に電力使用量は30%も増大していることがわかり、これからも両調査時点のあいだには農外労働市場がかなり大きく拡大されたであろうと推測することができよう。

第15表 茂原・東金地区の工業生産の推移

単位：千円

	1956年	1957年	1958年	1959年	1960年	1961年
工業生産額	6,508,227	5,814,735	7,365,035	13,420,226	16,744,498	21,124,151
指数	100	89	113 (100)	206 (182)	257 (227)	325 (287)
前年比	—	-11%	+27%	+82%	+25%	+26%

(注) 昭和37年度工場適地調査報告より作成

第16表 販売電力量—茂原・東金地区

単位：KWH

	1960年	1961年	前年比
電 灯	15,743,123	18,580,054	+18.0
小口電力	30,588,056	43,903,134	+43.5
大口電力	255,646,271	283,003,163	+25.4
計	271,977,450	345,486,351	+30.3

(注) 昭和37年度工場適地調査報告より作成

さてここで単に食糧の自給だけの農家は土地持ち労働者であるとみて、農家を「幾分でも農作物を販売している」という条件で区分し農家の下限に線を引くことにした。1958年の調査でも3反未満の経営では販売農家は皆無になっているので、3反以上耕作の農家に調査対象を限った。また農家の上限については、川島部落では富農的傾向にあるものは一・二みうけられるが、主に雇傭労働によって経営しているようないわゆる資本家的経営は全然みあたらないので除外すべき上限はなかった。そこで結果としては3反以上耕作している全農家を対象に分析を進めることになった。

(a) 純正兼業農家の増加

第17表は、第Ⅲ章の(1)で説明した区分に従って「純正兼業農家」、「準専業農家」及び「専業農家」に分け、その戸数を1958年と1963年について対照したものである。まず全体でみて、川島の農家戸数は1958年度に96戸(ただし3反以上のみ)であったものが、1963年には94戸に減少し、この5年間に2戸の脱落がみられる。しかしこの2戸は3反未満層に下落したものであって、脱農離村したわけではない。だが1958年にすでに3反未満

層にあったもののうち1戸は1963年の調査時には完全に脱農離村をしていた。

純正兼業農家数は1958年には48戸(50%)であったが、1963年には58戸(62%)に増加している。これは一方で専業農家数が32戸(33%)から21戸(22%)へと減少したことで裏腹の関係にある。純正兼業農家の割合を経営耕地規模別にみると、1958年のばあいには、5反未満層は100%、5反以上8反未満層は75%、8反以上11反未満層は70%でいずれも過半数を占めていることがわかるが、11反以上14反未満層になると急に小さくなって、33%、さらに14反以上17反未満層は30%、17反以上層では皆無となっている。純正兼業農家が大部分を占めている階層とその割合が急に小さくなる階層との断層が1958年の場合は11反という規模のところ、また純正兼業農家が全く無くなる境界線は17反の規模のところ、それぞれ引くことができる。これに対して、1963年度は、5反未満層、5反以上8反未満層、8反以上11反未満層の純正兼業農家率がそれぞれ100%、73%、78%であり、1958年度の場合と比較して大差がない。しかし、11反以上14反未満層ではその割合が63%というように、11反未満の各層と変らない大きさにまで増大している。しかしその上のランクである14反以上17反未満層では急激に甚だしく減少して17%になっており、さらに17反以上層では1958年と同様に皆無となっている。1958年と比較して、1963年度は純正兼業農家——脱農的性向の強い農家——が大部分を占めている階層が、一ランクだけ上昇して、その断層が14反のところ、それに接する14反以上17反未満層の純正兼業農家率が30%から17%にまで下っていることは、その断層の溝が甚だ深いものになっていることを物語っている。これは、農民層両極分解の過程における下向・上向分化が、この5年間に甚だしく進行したこと、しかも農民層の下向・上向分化の分岐点が11反から14反まで上昇したことを示している。

専業農家を世帯主とあととりとが共に自家農業に従事している正真正銘の専業農家と、就業年齢に達したあととりがないために世帯主のみが農

第17表 経営規模別専業別農家戸数の1958年

経営規模別		純正兼業農家（基幹労働力の農外就業）					
		世帯主・ あととり の農外 就業 (A)	世帯主のみ農外就業（B）			あととりのみ農外	
			あととり が他出 脱農 (B-1)	あととり が就学 中 幼少未 出生 (B-2)	あととり が農業 に 就業 (B-3)	世帯主 が老齢 病弱 (C-1)	世帯主 が女性 (C-2)
昭和 33 年 (1958)	3反以上～5反未満			4			2
	5 " ～8 "		1	3		1	1
	8 " ～11 "	2		5	4		
	11 " ～14 "	1		2	2	2	1
	14 " ～17 "			2			
	17反以上 計	3	1	16	6	3	4
昭和 38 年 (1963)	3反以上～5反未満	1	2	3			
	5 " ～8 "		2	4		4	1
	8 " ～11 "	2		2		4	1
	11 " ～14 "			7	3	5	1
	14 " ～17 "						
	17反以上 計	3	4	16	3	13	3

業に従事している専業農家とに分け、さらに後者をあととりが未だ生れていないか（出生の可能性がある）、幼少または就学中である場合と、あととりがいたが他出脱農したために家には世帯主しか農業に従事していない場合との二区分に細分すると、つぎのような特徴ある変化が見受けられる。まず、正真正銘の専業農家数は1963年度には1958年度のその半分に以下に減少し、しかも上層にのみ限定されるという性格が強くなっている。あととりが未出生、幼少、就学中という理由のものは両年度とも変わらないが、農家を継ぐものとされていたあととりが他出脱農したために世帯主が農業に専従している農家は、1958年には皆無であったものが、1963年には2戸現われ、しかもそれは下層に限られている。この他出したあととりは将来帰村就業する可能性が全然ないとは言いきれないが、その就業している農

対1963年の対比—川島

		準 専 業 農 家			専 業 農 家				合 計
就業(C)	計	主婦のみ 農外就業 (副業的)	次三男 娘、弟 妹など が農外 就業	計	あととりがない		あとと りが世 帯主と 共に農 業に就 業	計	
					あとと りが就 学中、 幼少、 未出生	あとと りが他 出、 脱農			
世帯主 が農業 に就業 (C-3)									
1	7(100)			0				0	7
3	9(75)	2	1	3				0	12
5	16(70)	2		2	1		4	5(22)	23
5	13(33)	2	5	7	6		13	19(49)	39
1	3(30)	1	1	2	2		3	5(50)	10
	0		2	2			3	3(60)	5
15	48(50)	7	9	16	9	0	23	32(33)	96
	6(100)			0				0	6
	11(73)	1	1	2	1	1		2(13)	15
5	14(78)		1	1	2	1		3(17)	18
9	25(63)	2	7	9	3		3	6(15)	40
2	2(17)		2	2	3		5	8(67)	12
	0		1	1			2	2(67)	3
16	58(62)	3	12	15	9	2	10	21(22)	94

外の職業が恒常的な月給取りである関係から推して見て、2人とも将来帰農する可能性はきわめて小さいとみてよい。そうだとすると、この2戸は専業農家と言っても実は近い将来に脱農する可能性がきわめて強いものであって、むしろその内容からみると純正兼業農家に匹敵するものである。それでこれらを純正兼業農家に加えて割合を計算すると、1963年の5反以上8反未満層の純正兼業農家率は80%、8反以上11反未満層のそれは83%となり、1958年におけるそれをそれぞれ大きく凌駕することになる。

つぎに純正兼業農家を「世帯主とあととりの両者が農業以外の産業に就業している場合」(A類と呼ぶ)と「世帯主のみが農外就職している場合」(B類と呼ぶ)と「あととりのみが農外就業している場合」(C類と呼ぶ)との三範疇に大別し、さらにB類をあととりが何をしているかによって、

「あととりが他出脱農している場合」(B-1類)と「あととりが就学中・幼少・未出生の場合」(B-2類)と「あととりが自家農業に従事している場合」(B-3類)とに細分し、またC類を世帯主が何をしているかによって、「世帯主が老齢・病弱の場合」(C-1類)、「世帯主が女性の場合」(C-2類)と「世帯主が農業に従事している場合」(C-3類)の3区分に細分化して、経営耕地規模別に1958年と1963年の農家戸数を対照してその分布をみてみよう。

以上のように純正兼業農家を内部区分して、それを最も脱農に近い位置にあるものから順に配列してみると、大区分だけではA類、B類、C類の順にならうが、B類、C類の細分をも加えて配列しなおすと、つぎのようにならう。脱農に最も近いものはA類で、それについて、B-1類、B-2類、C-1類、C-2類、B-3類、C-3類という順に並べられる。もちろん解釈の仕方によっては順序に若干の前後が生れようが、大綱としては大差はないであろう。

まず脱農に最も近いA類からみれば、1958年でも1963年でも3戸現われており、数では等しいが、その現われている階層は1963年の方が下層への傾斜を強めているように思われる。これはこの層の脱農に最も近いという性格が1963年には一段と明瞭になったことを意味している。

B-1類は、専業農家の分析の際に触れた「あととりが他出脱農したために専業農家として現われているケース」に類似しているが、それが一層深刻に脱農に接近した場合と言うことができよう。このB-1類に属する農家は1958年には1戸であったが、1963年には4戸に増加している。これは下向分解過程での分化がそれだけ深まったことの現われである。もちろんこの類別は両年度とも8反未満の下層に集中している。

B-2類は、1958年、1963年の両年度ともに16戸で同数であるが、階層別にみれば、1958年に比して1963年度は、それが現われている階層が一ランク下にさがっている。

C-1類、C-2類は共に実質的にはB類と変わりがなく、それだけ脱農

に近いところに位置していると言えよう。C-2類は1958年に4戸、1963年には3戸現われていて、数のうえでも大差なく、内容のうえでも偶然的性格が強いので、比較もそれほど大きな意味をもたない。しかしC-1類は1958年に3戸であったものが、1963年には13戸に急増している。これは、両調査時点の間の5年間にそれまで農業をしていた世帯主が老齢または病弱のために働けなくなり、あとをまかせねばならぬあととりは農外に就業しているという農家が増加したわけで、それだけ脱農に近づいた農家が増えたと言える。

つぎにB-3類であるが、1958年には6戸であったものが1963年には3戸に減っている。世帯主が農外に就職していて、その子であるあととりが農業に専従しているという型は、いわば変則的な型であり、これが減少していることはむしろ当然であろう。しかし、この型はこのままで発展すれば将来は専業農家に逆もどりするという可能性の強いものであり、これに属するものが1963年には1958年の半数に減っていることは、それだけ兼業化の深化、脱農への接近の進行を意味していると思われる。

最後にC-3類についてみると、これは1958年度15戸で1963年には16戸と1戸増加しているが、ほとんど変りはないとみることができよう。しかし、1963年度の16戸が1958年においてはどの区分に属していたかをみると、専業農家から転化してきたものが7戸、準専業農家から転化してきたものが4戸、計11戸という大部分が専業・準専業から変ってきたもので、もともと純正兼業であったものはわずか5戸である。ここにも兼業化の深化が如実に現われている。

以上を総括すると、1958年に較べて1963年は純正兼業農家が21%も増加しており、しかもその内訳の変化には、農民層の分化・兼業化がますます深く進行し、階層別にみて分解の分岐点が一段と明瞭になったことがうかがわれる。

ここで兼業化の進行は、すでに述べた純正兼業農家の諸類型を脱農に最も近いものの順に配列した系列とは、正に逆の順序で深まってゆくと考え

られる。故に兼業化の深化・進行はつぎのような順序で行なわれるとみることができる。すなわち、専業・準専業農家 → C-3類 → B-3類 → (C-2類) → C-1類 → B-2類 → B-1類 → A類という大略の方向である。そこで1963年度の純正兼業農家の諸類型に属している農家が、1958年にはどの類型に属していたかを調べ、さきに示した兼業化進行の順序にてらしてみても脱農により近づいたものを「兼業化が深化したもの」とみ、逆に脱農から遠ざかったものを「兼業化が後退したもの」とみなし、同じ範疇にとどまっていたものを「不変のもの」として、整理するとつぎの第18表の通りの結果になる。合計でみると、兼業化が深化したものは37戸で64%という過半数を占め、不変のものが15戸で26%、後退したものが6戸と10%という小さな割合を占めている。すなわち、1958年から1963年に至る5年間に川島の農家の兼業化傾向はますます深まり、それだけ脱農にますます近づきつつあるということが明らかである。

第18表 兼業化の深化傾向——川島

純正兼業農家の類型別	1963年 農家戸数	兼業化の進行		
		深 化	不 変	後 退
世帯主・あととり両者兼業 (A類)	3	2	1	
世主兼業、あととり脱農 (B-1)	4	3	1	
世主兼業、あととり未出生、 幼少、就学中 (B-2)	16	8	6	2
あととり兼業、世主老齢病弱 (C-1)	13	10	1	2
あととり兼業、世主女性 (C-2)	3	1	2	
世主兼業、あととり農業就業 (B-3)	3	2	1	
あととり兼業、世主農業就業 (C-3)	16	11	3	2
合 計	58 (100)	37 (64)	15 (26)	6 (10)

(b) 農家所得における兼業収入の増大

兼業化の進行に伴って全体として兼業収入は増大し、農家所得のなかに占める兼業収入の比重も高まるであろう。しかし、それは農業所得の増大傾向と比較しなければ明らかにならない。

農業所得増大の内容を明らかにし、それに対する都市化の影響をもみるために、川島の農業の作付体系の変化をみてみよう。川島における作付体系のうちで最も単純な基本型は、水稲—麦作—甘藷という結びつきである。普通はこの基本型に種々の作目が複合されている。主な複合型は基本型にタバコ作が結合するもの、基本型に養蚕が結びつくもの、基本型に畜産が組み合うもの、及び基本型にソ菜栽培が結合するものである。さらに基本型にタバコ作、養蚕、畜産、ソ菜栽培のうち二つが同時に複合するものも存在する。しかし、タバコ作と養蚕とは殺虫剤の関係で、同一農家では複合することが難しいので、基本型に二つの作目が複合する型は5通りできる。故に基本型のみものを占めて川島の作付体系は10通りできあがる。

まず川島の3反以上の農家94戸（1963年には脱落していた農家2戸は相関関係をみる都合上1958年度においても除いている）のうち1958年と1963年とで作付体系に変化のなかった農家が39戸で42%を占めている。58%に当たる残りの55戸の農家はこの5年間に作付体系を変えているということになる。ではどのように変わったかを第19表でみてみよう。

まず、1958年に比較して1963年に増加した作付型は、基本型（A型—第19表）のみと、畜産複合型（基本型に畜産または畜産を含む二つの作目の複合した形—第19表中のD型及びBD、CD型）の二つであり、大きく減少したものにタバコ作複合型（基本型にタバコ作、またはタバコ作を含む二つの作目が複合された形—表中のB型及びBD、BE型）がある。

基本型が増加したということは、それだけ農業が単純粗放になったとも考えられ、これは明らかに兼業化の進行、その意味で都市化の進行と結びつく、現にこの基本型の増加は純正兼業農家における増加であって（1963年で純正兼業農家のなかで基本型のものは22戸・38%を占めている）、準専業農家及び専業農家においては基本型は僅少であり（わずか7戸で専業・準専業農家の19%にすぎない）、かつ増加していない。

ところが畜産複合型の増加は、準専業農家及び専業農家における増加であって、純正兼業農家にあつては畜産複合型は1958年に6戸を数えたが、

第19表 1958年対1963年の作付体系別相関関係—川島

経営規模別	昭和38年 (1963)											計	
	A	B	C	D	E	BD	CD	BE	CE	DE			
水稲—麦—甘藷 (基本型) A	15		2	1	2							1	21
水稲—麦—甘藷—タバコ B	7	7		5	1	4						1	25
水稲—麦—甘藷—養蚕 C	2		9				3		1				15
水稲—麦—甘藷—畜産 D	4			3									7
水稲—麦—甘藷—ソ菜 E	1				1								2
水稲—麦—甘藷—タバコ—畜産 BD		3	1			1						2	7
水稲—麦—甘藷—養蚕—畜産 CD			3				1						4
水稲—麦—甘藷—タバコ—ソ菜 BE		3			3	1			1				8
水稲—麦—甘藷—養蚕—ソ菜 CE			1							1			2
水稲—麦—甘藷—畜産—ソ菜 DE				1	2								3
計	29	13	16	10	9	6	4	1	2	4			94

昭和33年 (一九五八)

1963年にはそれが4戸にまで減少している。特に専業・準専業農家における畜産には酪農が含まれており、その酪農家戸数の増加（D型の増加）及びその飼養頭数の増加は著しい。

以上基本型の増加と畜産複合型の増加は、一方における兼業化の進行と、他方における農業の専門化の進行を示すものと理解でき、農民階層の分化分解の進行を示すものに外ならない。

タバコ作複合型の減少は、永年にわたるタバコ連作の結果、近年その成績がきわめて悪くなったため中止するものが増えたといういわば経済外的条件の変化にもとづくものであるが、タバコ作複合型を1963年に止めたものの20戸のうち、その後もそのまま基本型に留まっているもの（それだけ農業に関心を失っているもの）が7戸もあり、逆に畜産複合型に新たに転化したものが8戸あり、両者でその殆んどを占めていることは重要である。すなわち経済外的条件でタバコ作を中止した農家が、その約半分は農業放棄（粗放経営）へ、またその半分は新たに成長部門（畜産）を導入して農業に精進する方向へと分化したことは、農民層の両極分化が進行したことを意味しているという点で有意義であろう。

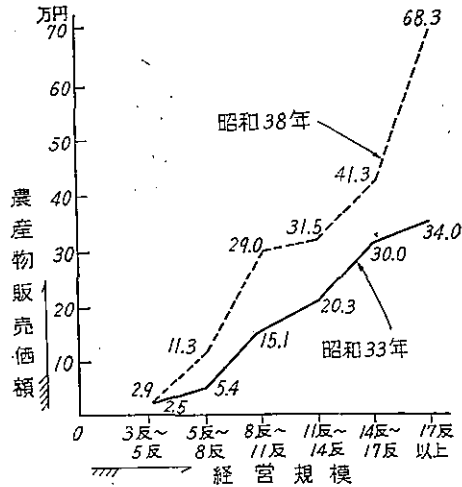
この作付体系の変化に即応して、農家の農産物販売価額も変化している。第20表により経営耕地規模階層別に農産物販売価額別農家戸数を1958年と1963年の対比でみると、傾向としてつぎのような二つの特色がうかがわれる。一つは、兩年度とも経営耕地規模が大きくなるほど農産物販売価額も大きくなるという大略の傾向がみられるが、その拡がりや1953年に比して1963年には大きくなっているということである。二つは、上に述べた経営耕地規模別と農産物販売価額別の分布には比例的な大略の傾向があるなかで、1963年においては経営耕地規模の小さな層にもとび抜けて農産物販売価額の大きなものが現われているという特徴が、1958年の分布と比較して目立つ。これら農産物販売価額のとび抜けて大きな農家はすべて酪農家である。以上の二つの特徴は、農民層の両極分解の進行と、上向分化の専門化の傾向、しかもその上向的分化が必ずしも耕地規模に制約されていない

第20表 経営規模別農産物販売価額別農家戸数の対比—川島

経営規模別		0	5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上20万円未満	20万円以上30万円未満	30万円以上50万円未満	50万円以上70万円未満	70万円以上100万円未満	100万円以上	計
昭和33年	3反以上～5反未満	2	4	1							7
	5 " ～8 "	1	5	5	1						12
	8 " ～11 "	1	2	1	14	5					23
	11 " ～14 "			1	18	19	1				39
	14 " ～17 "				1	5	4				10
	17反以上					2	3				5
(1958)	計	4	11	8	34	31	8				96
昭和38年	3反以上～5反未満	3	1	2							6
	5 " ～8 "		1	7	6	1					15
	8 " ～11 "			1	2	13		1		1	18
	11 " ～14 "				2	25	10	2	1		40
	14 " ～17 "					3	6	3			12
	17反以上						2	2	1		3
(1963)	計	3	2	10	10	42	16	8	2	1	94

ことを示している。

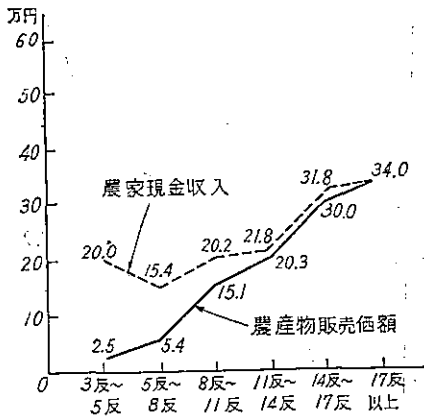
上述の関係を経営耕地規模別の平均1戸当たり、農産物販売価額の分布として図示したのが第1図である。これによると、3反以上5反未満の最下層における1戸当たり農産物販売価額は1958年と1963年とで大差がないが、経営耕地規模階層を昇るにつれて格差は大きくなり、17反以上の最上層になると1963年のそれは



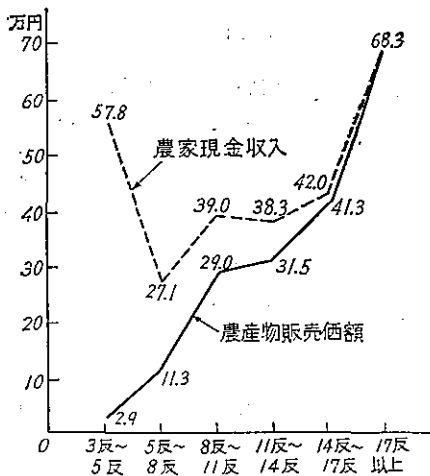
第1図

1958年のその2倍以上という大きさにまで延びている。もちろん両年度のあいだの販売価額の格差のなかには物価騰貴にもとづく延びが含まれていようが、それを考慮しても、1963年における農産物販売価額の延びはかなり大きく、特に上層のそれははなはだしい延びを示しているのに対し、下層の停滞または低下がめだち、全体として分布の巾が拡っていることは明らかである。これは農業経営の面からだけみても農民層のあいだに分化が進行していることを物語っている。

農家経済を支えている収入には農業収益の外に農外収入があるわけであるから、農産物販売価額に農外兼業収入を加えて農家現金収入として、階層別に1戸当たり平均額の分布を1958年度(第2図)と1963年度(第3図)に分けて示してみたのが、第2・3図である。両図表とも農産物販売価額曲線と農家現金収入曲線とのあいだが、兼業収入の大きさを示す。各農家の農産物自給量には大差はなく、農業生産費も農産物生産量(販売価額に反映している)に比例するとみて、農家現金収入の動きは農家所得の動きを示すものと判断した。そこで、両年度とも傾向としては、農産物販売価



第2図



第3図

額は階層を昇るにつれて大きくなり、農外兼業収入は逆に階層を下るほど大きくなっている。しかし農産物販売価額は上層において激しく増大し、兼業収入は下層において激しく増大している。そのため両者の和としての農家現金収入の曲線は、下層と上層において高く、中間層において低いというU字型の分布を示していることがわかる。しかしその分布の程度には1958年と1963年のあいだにはかなりの大きな差がみうけられる。すなわち1963年においては、1958年に比較して、U字型分布の中くぼみの状態が甚だしくなっている。これは1963年においては農産物販売価額が上層においてきわめて高く現われ、逆に兼業収入が下層において甚だしく大きくなっていることによる。1958年に比較して1963年においては、上層農家（17反以上耕作農家）

は農業専従専門化によって高収益をあげることができ、下層農家（3反以上5反未満層）は兼業中心によって高収入を取得していること、すなわち上・下向分化が著しく進行していることを意味している。

つぎに中くぼみの諸階層（5反以上から17反未満までの諸層）について

みれば、特にそれが典型的に現われている1963年においては、5反以上8反未満の層の農家現金収入が最も低くU字分布の底をなしている。もちろん階層を昇るにつれてわずかずつ増加するという大体の傾向はみうけられるが、14反以上17反未満層までがやはり中くぼみの底辺を形成していることは明瞭である。この底辺諸階層の農家現金収入のなかで占める農産物販売価額の割合は、下の層からそれぞれ、42%、74%、82%、98%となっている。いずれも大体半分かそれ以上を農産物販売代金が占めていることがわかる。ところが最下層の3反以上5反未満層では農家現金収入は急激に大きくなっているが、その中で占める農産物販売価額の割合はわずかに5%にすぎない。この事実は、この3反以上5反未満の階層が農民よりもむしろ労働者に近い存在であることを物語り、実は3反未満層とともに「土地持ち労働者」という内容のものであることを示している。以上のような農家現金収入のU字型分布の内容、すなわち農家現金収入のなかにおける農産物販売価額と兼業収入との関係は、1958年の場合でも傾向としては同様であるが、1963年ほど明瞭なかつ顕著な傾向として表面化していない。すなわち、1958年に比して1963年は、農民層の両極分化の程度が進行したとすることができる。

以上のごとく、純農村である川島部落の兼業化傾向の1958年と1963年との比較にみられる深化は、やはり首都圏内における地方工業都市の発展に影響されて、その周辺の純農村部が都市化されてゆく過程を反映していると思われる。

IV 都市化と農耕地の潰廃

農業生産を担う三要素の第二は土地であるが、それは当然ながら「耕地」という形を受け取る。農業生産における主要な生産手段としての「耕地」は、その存在が農業をして他の産業から区別させる基本的な要因となっているほど、重要な役割と機能を果しているものである。したがって、耕地

の持っている農業生産における主要な生産手段としての機能を破壊または削減するような外的条件の発生は、直接に農業生産を破壊または縮小変質させる働きをする。そこで、都市化による農耕地の潰廃が農業構造に及ぼす影響は甚だ大きいと言える。

(1) 川島(純農村)における農地の移動

農地法によって制限されている農地の移動及び転用の主なものは、「農地または採草地のそのものとしての権利移動」(第三条)と「農地の転用」(第四条)と「農地または採草地の転用のための権利移動」(第五条)である。このうちで直接農地の潰廃に連なるものは、第四条の単なる農地の農外転用と第五条の農地の農外転用を目的とした権利移動とである。

川島部落においては、1952年10月21日の農地法の施行以来、調査時(1958年)までに許可になった第五条に基づく農地転用のための権利移動の申請は皆無であった。また、第四条に基づく農地転用申請は、これもまた皆無と言ってよいほどの少なさであり、申請のあったものもタバコの乾燥場を建築するための敷地として畑の一部を宅地転用するもので、これはむしろ農業生産の発展に連なるものであった。こういうわけで、川島では全体としての農業生産の後退を意味するような農地の農外転用は無かったと言って差し支えない。これは正に川島が当時は未だ純農村であって、都市化現象が顕在化していなかったことを物語っている。

だから川島にそれまでに発生した農地の移動は、第三条に基づく農地の農地としての移動である。戦後に行なわれた農地の農地としての権利移動には、二つの型がある。一つは終戦後間もなく実施された農地改革によるいわば強制的な権利移動であり、他は、その農地改革が終了以後農地法の第三条によって行なわれたいわば自由意志に基づく権利移動である。第21表により川島における土地貸借関係の変遷をみると、農地改革前においては、農地を多少なりとも他人に貸付けていた農家戸数は29戸(28.7%)で、総貸付面積は48町9反29歩であったが、1958年の調査時には、18戸(17.3

%)で9町8反26歩にまで減少している。すなわち戸数では37.9%の減少であるが、貸付地面積では79.9%の減少となっている。同様に多少なりとも農地を借りて耕作している農家は、農地改革前では71戸で、70.3%、総借入面積が41町2反3畝28歩であったが、調査時には戸数では49戸(47.1%)、借入面積では9町2反2畝29歩に減っている。すなわち戸数では31.0%の減、借入面積では77.6%の減となっている。以上の二つの関係を反映して、完全な自作農家は農地改革前にはわずか1戸(1.0%)であったものが、調査時には37戸(35.6%)にまで増加している。この両時期のあいだに存する差異は、上述の農地改革の結果とそれ以後の当事者の自由意志にもとづく移動とが含まれているわけである。

ところが、農地法による農地の権利移動は、川島においてはわずか3町3反8畝11歩にすぎず、農地改革前の貸付総面積をもとにすればそのわずか6.9%にしか当らず、農地改革前の借入地総面積を規準にすれば8.2%にしか当たらない。したがって、この両時期のあいだの変化はその殆んどが農地改革の結果であるということになり、農地改革後はそれほど大きな農地の移動はなかったと言える。また農地法に基づく移動のうちの74%にあ

第21表 土地貸借関係の変遷—川島

		農 改 前	調 査 時
多少なりとも土地を 貸出している農家	戸 数	29 (28.7%)	18 (17.3%)
	総貸付面積	489.029反	98.026反
多少なりとも土地を 借入れている農家	戸 数	71 (70.3%)	49 (47.1%)
	総借入面積	412.328反	92.229反
完全な自作農家戸数		1 (1.0%)	37 (35.6%)
戸 数 計		101(100.0%)	104(100.0%)

たる2町4反8畝29歩までが小作地の所有権移転であり、自作地の所有権移転は8反9畝12歩で、全体の26%にすぎない。小作地の所有権移転は小作者がその小作地を買い取って自作地とするだけであり、経営規模の階層分化には直接つながるものではない。農民の階層分化に関連するのは自作

第22表-A 経営規模別耕地の増減別戸数 (1953~1960年5月まで) ——東光寺

増減 経営規模	増			加		不		減			少		総		総農家 戸数
	3反以上	2反以上 3反未満		1~2反	1反未満	1反	1反未満	1反	1~2反	2~3反	3反以上	増加	不変	減少	
		1反未満	1~2反												
5反未満						1	4	1	1	2	3		1	6	7
5反以上~10反未満	1		1	4		4		6	1	2		6	5	9	20
10 " ~15 "		3	4	1		2		9	2	1	1	8	2	13	23
15 " ~20 "	2			4		1		1			1	6	1	2	9
20反以上	1		1									2			2
計	4		5	9		9		17	3	5	5	22	9	30	61

(注) 5反未満層には現在脱農家である家が1戸含まれている。

第22表-B 経営規模別耕地の増減別戸数 (1953~1963年2月まで) ——三鷹旧三部落

増減 経営規模	増			加		不		減			少		総		総農家 戸数
	3反以上	2~3反		1~2反	1反未満	1反	1反未満	1反	1~2反	2~3反	3反以上	増加	不変	減少	
		1反未満	1~2反												
5反未満						12		3	2	9	8		12	22	34
5反以上~10反未満		2				25		4	6	2	6	2	25	18	46 (1)
10 " ~15 "		1	2			14		4	9	8	9	3	14	30	49 (2)
15 " ~20 "	1		1			7		1	3	3	1	3	7	8	18
20反以上	1								3	2	1	1	0	6	7
計	2	4	3	0	58	12		12	23	24	25	9	58	84	154

(注) 総農家戸数の欄の () 内は解答のない戸数を示す。

地の所有権移転であって、これはその移転面積がきわめて小さいのであるから、農地改革以後調査時までの時期における川島での農地の移動は、農民分解に大した影響を与えていないと言える。

(2) 都市化地帯における農地の潰廃

つぎに都市化進行地帯である東光寺と都市化が完了に近づいている地帯である三鷹について、農地改革後の農地の潰廃の事情をみてみよう。第22表は農地の権利移動や転用による農地耕作規模の増減の関係を示したものである。まず第22表—Aにより、東光寺についてみると、総括して、耕作面積を縮小した農家は30戸で49%、逆に増加させた農家は22戸で36%、不変の農家が15%となっている。経営規模別には当然ながら耕地の減少した農家は下層に傾斜し、増加した農家は上層に傾いている。これを第22表—Bの三鷹の旧部落の合計の増減総括欄と比較してみよう。三鷹の旧部落の合計では、耕地規模を小さくした農家が84戸で54%、逆に増加した農家がわずかに9戸で6%に当たり、不変の農家が58戸で38%である（外に不明のものが3戸ある）。東光寺のそれと較べると、まず、縮小させた農家の割合が大きく、逆に拡張した農家の割合が極端に小さくあらわれている。また不変の農家の割合が大きくなっている。さらに増減の階層的関係が必ずしも東光寺ほど明確ではない。これらの東光寺と三鷹のあいだでの相違は、都市化の深度の差から来るものであることは想像に難くない。

ではその増減の内容はどうであろうか。東光寺についてみれば、第23表が農耕地を増加または減少させた戸数をその原因別・経営規模別に示している。これによれば、まず増減の戸数の圧倒的に多いのは、農地法第5条による減少と農地法第3条による増減である。農地法第5条は農地の転用(宅地化・工場敷地化等)のための権利移動に対する規制であり、第3条は農地の農耕地としての権利移動である。しかも第3条による移動のうちで戸数では減少よりも増加の方が大きい。このことは、東光寺における農地の移動には主力として二つの方向があることがわかる。一つは都市化の

第23表 経営規模別原因別耕地の増減戸数—東光寺

経営規模別	総農家 戸数	農地法 3条に よる		農地法 4条に よる減	農地法 5条に よる減	賃貸借 解約		賃貸借 権設定		国有地 の借受 買入 増
		増	減			増	減	増	減	
5反未満	7		5		3		2		1	
5反以上～10反未満	20	3	2	3	10	1	2	2		1
10 " ～15 "	23	11	3	1	14		2	3	2	
15 " ～20 "	9	3	2	1	7	4	1		3	1
20反以上	2	2			2		1	1		1
計	61	19	12	5	36	5	8	6	6	3

- (注) (1) 各項目別に増、減戸数を計算してある。
(2) 農地法3条の場合相続は除外してある。
(3) 5反未満層には調査当時すでに脱農していたものを1戸加えてある。

進行ともなって農地に農外の効用が現われ、そのために農地が宅地化・工場敷地化する目的で買却されているという動きであり、他は、農業の経営規模を拡大する目的で農地を購入しているという動きである。前者は正に都市庄の直接的影響が農業における主要な生産手段である農地を潰廃することによって農業生産を破壊するという働きをし、後者は都市近郊農業の成立条件の存在を基礎として農業生産が拡大されてゆくという動きがあることを示している。

また農地法第3条による農地の増加戸数が多いことは、多摩平団地の誘致によって潰れた農地の代替地として、売った土地（高く売れた土地）の面積よりも広い農用地（地価が低い土地）を購入した農家が多かったことにも関連するものである。しかし、第3条により差引き耕地面積を増加させた農家戸数19戸に対して、差引合計で耕地面積を減少させた農家が12戸も現われていることは、しかも増加させた農家は上層農家に傾斜した分布を示し、逆に減少させた農家の下層農家へ傾いた分布を示していることは、農民層の両極分解の作用がそこにみられることを物語っている。

第24表は、東光寺における農地法第3条及び第5条による農耕地の増減面積とその件数及び戸数を発生年次別に並べてその推移を示したものであ

第24表 年次別農地法3, 5条による農耕地の増減面積——東光寺

年次	農地法3.5条別			農地法5条による減少						農地法3条による増減								
	件数	戸数	面積 (減少)	増			加			減			少					
				件数	戸数	面積	件数	戸数	面積	件数	戸数	面積						
1953年	8	5	反 1.826	2	2	反 5.115	1	1	反 1.203									
1954	5	4	2.200	5	5	5.902	3	3	6.207									
1955	6	6	2.700	2	2	1.314	2	2	1.629									
1956	11	6	3.104	6	5	3.218	4	4	2.406									
1957	9	5	2.009	9	5	16.019	5	5	5.424									
1958	24	10	6.202	3	3	3.209	2	2	1.524									
1959	39	22	11.626	7	7	11.826	6	6	7.407									
1960 (4月まで)	4	2	.919	2	2	1.909	2	1	1.909									
計	106	—	30.726	36	—	48.722	25	—	27.919									

る。これによると、農地法第5条に基づいて耕地を減少させた戸数も件数もまたその面積も1958年、1959年と急に大きくなっている。いま1953年から1957年までの年平均を100として指数で示すと第5条により耕地を減少させた農家戸数は、1958年で192、1959年で423という割合で増大し、件数も同様に1958年が308、1959年が500という割合で、減少面積も1958年が259、1959年が489という割合で大きくなっている。これは1958年1959年と次第に宅地化・工場敷地化が進行したことを示し、近年における都市化の急テンポな進行を物語っている。

これに対して、第3条による耕地の増減は必ずしも年次別に特徴ある傾向を示していない。第3条による減少面積に対する増加面積の大きさを後者が前者の何倍にあたるかとい数字で示すと、1953年が4.3、1954年が1.0、1955年0.8、1956年が1.3、1957年が2.9、1958年が2.0、1959年が1.6、1960年は4月までの累計でみると、1.0となっている。この動きをみると、1953年は例外として、大体1957年をピークとしてその後は増加面積が減少面積に対して相対的に小さくなる傾向がみうけられる。第3条の農耕地の農耕地としての移動は、東光寺の場合は増加面積の方が総体として

減少面積より大きいのではあるが、この傾向も年次別にみれば1957年を頂点として次第に弱まっていることがわかる。

つぎに東光寺における農地法第3条、5条による権利移動を、理由別経営規模別に件数でみてみよう。第25表は第5条に基づく権利移動であるが、理由についてはオープン・クエクションの形で尋ねて得た解答を整理したものである。まず直接的な都市庄によって農地を転用販売したものが最も多く、全件数の30%を占めている。なかでも学校敷地とか道路など公用地のために半ば強制的に譲渡させられたものが最も多い。ついで「家族の生活」のため農地を転用販売したと言うものが28%を占め、なかでも生活費に当てたとするものが16件、家族員の病気の治療費にあてたものが11件も現われている。その外の主要なかつ特徴的な理由として、「弟や次三男の家の宅地」として転用譲渡したもの、「家作を作る資金」として農地を転用販売したもの、「オート三輪車とか耕運機などの農業生産手段を購入する資金」として土地を売ったものなどが挙げられる。いずれも直接間接に都市化の影響が反映されているように思われる。

第26表で農地法第3条に基づく権利移動件数を理由別にみてみよう。この場合は自作地の移動にのみ限っておいた。まず、農地を譲り受けた側の理由をみると、宅地に転用販売して失った農地の代替地として別の農地を購入した場合が最も多い(10件)。これには二つの意味がある。一つは未だ農業経営に対する関心が高い(近郊型農業の有利性と関連して)ことを示し、二つは、兎に角より安い農地を買っておけば将来は一層地価があがって財産の保存策になるという考えである。この二つの考え方が「経営拡大」をねらいとした農地の購入の理由のなかにも半々に共存しているように思われる。これは都市化が進行中の東光寺の中途半端な事情を反映しているものであろう。譲り渡した側の理由は多数に分散して特徴がさだかではないが、大体は第5条の場合に類似していて、家族員の病気の治療費にあてるものが多い。しかし「農業のやり手がないから」農地を譲渡するという理由が同数現われているが、これは正に都市化の影響を直接反映するもの

第26表 農地法3条による自作地の権利移動の理由別件数——東光寺

権利移動理由別 経営規模別	農用地を譲受けた場合				農用地を譲渡したた場合													
	経営拡大		代替・交換		農業合理化		他出家成員への分与		換金目的		家族の生活のため		その他					
	堆肥用採草地の拡張	農業経営規模拡大	水田の不足を補うため	畑の不足を補うため	宅地化農地の代替地として	交換分合	将来の宅地化をねらって	遠隔地のため	交換分合	兄弟(次三男)の独立資金として	し娘の夫の独立資金として	先方からの希望があったから	貸家の建築資金として	生活費として	家族の療気の治療費	家の修理資金として	か農のやり手がなくなった	その他
5反未満		1		2						1					2	1	4	1
5反以上~10反未満			1		1													
10 " ~15 "	1	1	1	7	4	6	1	1	6			1		1				1
15 " ~20 "		2			4			1										
20反以上	1	1	2	9	1			2	6	2	1	1	1	1	4	1	4	2
計	2	5	3	9	10	6	1	2	6	2	1	1	1	1	4	1	4	2

として特徴的である。

最後に第27表で東光寺における農耕地の増・減農家を専業別にみておこう。農耕地を増加させた農家は、専業・準専業農家に多く、純正兼業農家において少ない。これとは逆に農耕地を減少させた農家は、純正兼業農家に相対的に多く現われている。

第27表 経営規模別専業別耕地増減別戸数——東光寺

経営規模別	総農家戸数	増加			不変			減少					
		農業を本業とする農家		純正兼業	農業を本業とする農家		純正兼業	農業を本業とする農家		純正兼業			
		専業	準専業		小計	専業		準専業	小計		専業	準専業	小計
5反未満	6(7)						1				5(6)		
5反以上～ 10反未満	20		3	3	3	1	3	4	1	2	2	7	
10反以上～ 15反未満	23	4	4	8		1	1	2		4	8	12	1
15反以上～ 20反未満	9	2	4	6			1	1			2		2
20反以上	2		2	2									
計	60(61)	6	13	19	3	2	5	7	2	4	12	16	13(14)

以上のように、都市化進行中である東光寺の農地法第3条、第5条によって代表される農耕地の権利移動のうえには、都市化によって農耕地が浸され、農業経営が破壊されてゆく側面、すなわち、都市化の農業経営に対する破壊的働きかけと、農産物販売市場に近いという立地上の利点や地価の高騰によって営農資金が容易に入手できる（土地の一部を販売すればよい）という有利な条件の存在に刺激されて集約的な近郊型農業経営が展開するという側面、すなわち資本集約的な農業経営を刺激発展させるという働きとが並存して現われていた。それではこの関係は、都市化の一層進んだ三鷹においてはどのようになっているであろうかをつぎにみてみよう。

第22表—A、Bにかえて、農地の増減規模別の農家戸数の分布をみると、東光寺では農家の農地の減少も増加もその規模が比較的（三鷹に比較して）小さいことがわかる。東光寺の減少農家では1反未満の減少が17戸

で全減少農家の57%を占め、3反以上の大規模減少はわずか5戸で17%にしか当たらない。ところが三鷹の旧部落の合計では、減少農家のうち25戸(30%)が3反以上の大規模減少で、それについて24戸(28%)が2反以上3反未満の減少農家で、2反以上の減少が58%という過半数を占めている。しかし、増加させた農家は、三鷹では東光寺に比べて数が大変に少ない。総括すると、三鷹の旧三部落合計は、東光寺に較べて農耕地を減少させた農家が数のうえで圧倒的に多く、かつ個々の減少規模も大きいということになる。

第28表 地区別農耕地増減別戸数——三鷹旧三部落

経営規模別	北野			野崎				上連雀通り				
	増加	不変	減少	戸総数農家	増加	不変	減少	戸総数農家	増加	不変	減少	戸総数農家
5反未満		3	9	12		3	7	10		6	6	12
5反以上～10反未満		10	6	17(1)	2	14	5	21		1	7	8
10 " ～15 "		6	20	28(2)	1	7	7	15	2	1	3	6
15 " ～20 "		6	7	13	3	13		4			1	1
20反以上			4	4	1		1	2			1	1
計	0	25	46	74	7	25	20	52	2	8	18	28

この農地の増減農家戸数の関係を、三鷹の旧三部落別に示すと第28表のようになる。いずれの旧三部落も減少農家が圧倒的に多く、増加農家は皆無またはきわめて僅少であることがわかる。北野は野崎に比して減少農家戸数が多いが、もともと北野は野崎よりも農家の1戸当たり経営規模が大きかったので、現在においてもなお経営規模は大きい。

つぎに第29表及び第30表で三鷹の旧三部落における農地法5条及び3条に基づく権利移動の面積と戸数をみてみよう。三鷹の場合も東光寺の場合と同様に農地の権利移動及び転用は農地法5条と3条が代表的である。しかし、三鷹の場合は移動の面積も該当農家戸数も第5条にもとづくものが圧倒的に多く、この点では東光寺よりも甚だしい。

第29表で移動の理由別に農地法5条にもとづく移動面積と戸数をみると、

第29表 農地法5条による転用移動理由別転用移動面積及び戸数——三鷹の旧三部落

	直接的都市庄			他出家族員への分与			投資		家族の生活のため				合計
	公用地 として (普通学校と 道路)	と団地 として ・公社 住宅 団地	当農 に地 とな った ので 不適	立弟 資金 として の独	し娘 の嫁 人仕 度と	と均 分 として 把握 相当	自営 兼業 の資 金	手 不 足 のた め	め計 費補 充の た	治家 族員 の病 気の 費と して	家 と して 新築 修理 費	借 金 の 返 済	
北野	面積	円 38,915	円 3,500	円 3,200	円 1,800	円 5,000	円 10,300	円 1,500	円 9,400	円 3,000	円 12,500		円 89,415
	戸数	1	22	2	3	2	5	1	6	1	6		51
野崎	面積	円 6,200	円 10,505		円 0,500	円 3,500	円 4,000	円 15,100				円 9,500	円 49,305
	戸数	6	7		1	2	3		9			2	30
上連雀 通り	面積	円 8,200	円 21,400	円 9,000		円 3,000	円 6,300		円 6,000			円 4,000	円 57,900
	戸数	5	9	3		2	4		3			1	27
合計	面積	円 14,700	円 70,820	円 12,500	円 3,200	円 11,500	円 20,600	円 1,500	円 30,000	円 3,000	円 12,500	円 13,500	円 196,620
	戸数	12	38	5	3	6	12	1	18	1	6	3	108

合計で戸数も面積も最も大きいものは、都営・公営住宅の宅地として半強制的に販売させられたものである。さらに公用地にするために譲渡させられたものもかなり大きく、まとめて、直接的都市庄による権利移動が55戸(51%)で9町8反20歩(50%)で、全体の大体半分を占めている。その他の主な理由には、「家計費補充のため」が18戸で3町5畝、「自営兼業の営業資金として」が12戸で2町6畝、「均分相続の振当分として」が6戸で1町1反5畝、「家の新築修理費として」が6戸で1町2反5畝等々があげられる。東光寺の場合と比較して特徴的な理由は、均分相続の振当分として農地を換金して渡たすというものである。これはこの報告の章で述べたように、都市化の深度の差に基づく、財産としての農地の均分相続をめぐるかっとうの存在を反映するものであろう。

いま農地法第5条に基づく転用のための農地の権利移動を行なった農家戸数の全農家のなかで占める割合を算定すると、三鷹の旧三部落の合計では、それは70%であり、東光寺におけるそれらの59%よりも大きく現われている。しかも平均1戸当たりの転用移動面積は、三鷹の旧三部落平均の場合、1反8畝6歩であるが、東光寺の場合は8畝16歩であって、三鷹の方が東光寺の2.1倍の大きさである。すなわち、東光寺に較べて三鷹の方が第5条による転用移動の農家の割合も移動面積も圧倒的に大きいということになり、ここにも都市化の深度の相違が現われている。

第30表で農地法第3条による農地の移動を三鷹の旧三部落についてみてみよう。まず譲り受けた場合を三部落の平均でみると、22戸で増加面積の合計は6町3畝9歩で、1戸平均2反7畝12歩である。譲渡した側についてみれば、8戸で2町5畝であるから、平均1戸当たりは2反5畝19歩で、減少面積の方が小さい。東光寺の場合、第3条による増加は19戸で4町8反7畝22歩であるから、1戸当たり平均は2反5畝20歩となり、減少は12戸で2町7反9畝19歩であるから、1戸当たり平均は2反3畝9歩となる。故に三鷹の場合の方が1戸当たり増加・減少面積のいずれもわずかばかり大きく現われているが、譲り受け面積(増加)が譲り渡し面積(減少)よ

第30表 農地法3条による理由別農地の権利移動面積及び戸数——三鷹旧三部落
面積単位：反

地区別	譲渡理由	農地を譲受けた場合					農地を譲渡した場合			
		経営 拡大 (芝植木畑)	宅地化 農地 としての 代替地	交換 分合	小作 地の 返還	投資 として	遠 隔 地 の た め	交 換 分 合	見 返 か え り と の 小 作 地 返 還	除 小 作 契 約 の 解
北野	面積 戸数		17.110 5	2.700 1	1.503 1	5.000 1	1.500 1	4.000 1	1.500 2	3.200 1
野崎	面積 戸数	4.100 2	0.800 1	9.300 2		9.000 3	1.300 1	9.000 2		
上連雀通り	面積 戸数	1.000 1	2.500 1		1.126 1	6.100 3				
合計	面積 戸数	5.100 3	20.410 7	12.000 3	2.629 2	20.100 7	2.800 2	13.000 3	1.500 2	3.200 1

り大きいという傾向は、三鷹も東光寺も等しい。しかし、増加または減少農家戸数の総農家戸数のうえに占める割合は、東光寺においては、譲り受け戸数が29%、譲り渡し戸数が20%であるが、三鷹の旧三部落では譲り受け戸数が14%、譲り渡し戸数が5%というように東光寺に較べてかなり小さく現われている。このことは三鷹においては東光寺におけるよりも農地の農地のままでの移動が相対的に少ないということの意味し、ここにも都市化の深度が反映されている。

三鷹について理由別にみると、第3条で農地を取得した場合、投資のつもりで購入したとするものが7戸、宅地化した土地の代替に新たに農地を買ったとするものも7戸で、両者で64%までを占めている。都市化の激しい三鷹においては、後者の理由もその裏には前者の理由に相通ずるものがあると思われる。外に経営拡大という理由があるが、その内容をみると、植木畑にしたもの1戸と芝畑にしたもの2戸であり、特に芝畑は一度それに転換すると再び普通畑にもどすことは困難であるという性格のものであるから、芝畑のための経営拡大は将来の宅地としての地価の高騰を期待し

た相対的に安価な農地の取得であるとみる方が正当であるように思われる。同様のことが小作地の返還にもみうけられる。

これらに対応するものとして、第3条による農地の譲渡は、小作地返還の見かえりとして一部の農地を譲渡したもの、小作契約の解約による農地の喪失、交換分合、等々があらわれている。

以上の農地法第3条による農地の移動の理由を東光寺のそれ（第26表）と比較して特徴をみると、東光寺の場合は農地の取得は、農業経営の拡大へ通ずるところが大きくその件数も多かったが、三鷹の旧三部落の場合はたとえ経営拡大ということをやたっている内実は将来の地価の高騰をねらった金儲けのための投資という性格が強いという点が目立っている。しかし、東光寺においてもわずか1戸ではあるが、「将来の宅地化をねらって」というはっきりと投資目的を表明したものがいることは、一方で都市化の進行のあることをも示している。このような第3条に基づく農地の権利移動の傾向のなかにも、都市化の深さの違いが顕著に反映されている。

V 都市化と農業経営構造の変化

農業生産を担う第三の要素は資本である。しかし、わが国の農業はいまだに小農生産の形で行なわれているから、農業における経営資本の形成は甚だ微々たるものであって、またそれを把握することはきわめて困難である。

一般に企業の資本装備はその生産手段の設備のよし悪しのうえに単的に表現され、それがその企業における生産力の大きさを示す目安となっている。家族労働力の酷使を基礎にしたわが国の小農的生産にあっては、近代的企業ほど単純には生産手段の装備が直ちに農業経営の優秀性を表わすとは限らない。しかし、一応の目安にはなり得ると考えられる。農業における主要な生産手段は、「農耕地」と「機械的生産手段」とに分けられる。資本装備としての「農耕地」の評価は、優等地、劣等地という質の差異と

面積の大小という量的差異によって計られる。農耕地の優等劣等という質的差異は、単一の作目については容易に把握できようが、複合された多種の作物が栽培されている場合には、きわめて把握が困難である。しかし、最も単的にはその農耕地から収穫した農産物販売価格によって把えることができよう。だがそれにはその耕地を最も有効に利用しようとする農民の智慧、それを実行にうつし得るだけの物質的能力、家族労働力の状態等々の要素も複合されているわけである。それでそれらのものを全部ひっくるめた意味で、その農家の行なっている作付体系がどうであるか、有利な作物がどのようにどれだけ複合されているか、をみることによって、資本装備としての農耕地の質・量両面の評価を試みようと思う。故にこの章では都市化の進行と農業における資本の形成、資本装備との関係を、都市化が段階的に相違する三つの地区について、農業用機械的生産手段の導入利用状況と農耕地の作付体系との相違を比較検討することによって、明らかにしたいと考える。

(1) 作付体系の変化

純農村である川島の農民の耕作する田畑別平均面積をみると、1戸当たり田5反9畝12歩、畑4反5畝10歩で、計1町4反22歩となる。これよりみれば、川島の農業は水稻作に中心があるように思われる。第31表により

第31表 作物別作付農家率及び販売農業率——川島

作目別	作付農家率	作付農家の販売農家率	販売農家率
	$\frac{\text{作付農家戸数}}{\text{総農家戸数}} \times 100$	$\frac{\text{販売農家戸数}}{\text{作付農家戸数}} \times 100$	$\frac{\text{販売農家戸数}}{\text{総農家戸数}} \times 100$
水 稻	95%	89%	84%
大 麦	89	62	55
小 麦	85	55	47
甘 藷	86	90	77
野 菜	100	24	24
タ バ コ	39	100	39
桑	24	84	20

主要作目について作付農家率をみると、水稻は95%の農家が作付しており、大麦と小麦を合わせて麦類は94%、甘藷は86%、野菜は100%、タバコ39%、桑24%となっている。しかし、これを販売農家率（総農家戸数に対する販売農家戸数の割合）でみると、水稻作が84%、麦類が66%、甘藷が77%、他はその割合が急激に小さくなり、野菜24%、タバコ39%、桑20%である。これより判断すると、川島の農業における作目の基本的な結合は、単作水田の水稻作と畑における麦作と甘藷作との組合わせであると言える。故に川島の農業における作付の基本型は、水稻一麦作一甘藷の結合型であるということになる。現実にはこの基本型にその他の作目が一つまたは二つ以上複合して具体的な作付体系を形成してある。

川島における主要な作付体系の類型を挙げると、基本型のみのも、基本型にタバコ作が複合した型、基本型に養蚕が複合した型、基本型に畜産が複合した型、基本型に販売目的のソ菜作が複合した型、さらに基本型にタバコ作・畜産・養蚕・ソ菜のいずれか二つが複合したもの（ただし、タバコ作と養蚕は結合しない）とが考えられるが、主要なものは基本型と、基本型にタバコ作、養蚕、畜産、ソ菜作のうちいずれか一つが結合した型である。なかでも、基本型、基本型にタバコ作の複合型及び基本型に養蚕の複合型が代表的な作付型である。

第32表は、経営規模別、農産物販売価額20万円以上・以下別に作付型の分布をみたものである。農産物販売価額を20万円のところで線を引いた根拠は、農産物販売価額20万のうち生産費を差引いた残りの農業所得はその半額の10万円とみて、主食その他の自給部分を考慮すると、調査当時（1958年）平均農家で1ヵ月8000円あれば家族生活の貨幣支出がどうにか維持できると考えられたからである。すなわち農産物販売価額20万円以上では農業所得だけでどうにか家族の家計費貨幣支出をまかなうことができるが、それ以下では農外収入がなければ家計がささえられない。

農産物販売価額20万円以上に属する農家が多く現われている作付体系は、基本型+タバコ作、基本型+タバコ作+畜産、基本型+タバコ作+ソ菜の

第 32 表 作付体系別経営階層別農家戸数——川島

作付体系別	農産物販売価額20万円未満						農産物販売価額20万円以上				総計
	3区 未満	3区以上 5区未満	5区 8区	8区 11区	11区 15区	15区 20区	8区以上 11区未満	11区 15区	15区 20区	小計	
	7(6)	4	7	6	4	28(6)	1	4	1		
水稻+麦+甘藷(基本型)										1	29(6)
基本型+タバコ作							4	9	4	17	25
基本型+養蚕	1	2		1	4		1	3	3	7	15
基本型+畜産	1	2		3	2					0	8
基本型+ソ菜				1						1	2
基本型+タバコ+畜産				1	2			3	1	4	7
基本型+養蚕+畜産					3				1	1	4
基本型+タバコ+ソ菜			1		1			5	1	6	8
基本型+ソ菜+養蚕					1			1		1	2
基本型+畜産+ソ菜	1			1				1		1	3
計	7(6)	7	12	18	20	64	5	23	11	39	103

(注) (1) 複合作目はすべて販売目的で作付けであるものに限定した。

(2) 3区未満層の()内の数字は基本型をも完全に満たしていない農家の戸数である。

3 類型であり、逆に20万円以下の方が多い類型は、基本型、基本型+畜産、基本型+養蚕+畜産、基本型+畜産+ソ菜の4 類型であり、20万円以上と以下とが半々である類型には、基本型+養蚕、基本型+ソ菜、基本型+ソ菜+養蚕の3 類型がある。これを整理して述べると、基本型だけでは農業で生計を立てることは困難であり、タバコ作が複合されると農業所得で家計費をささえることが可能になり、畜産が複合させている農家ではむしろ農産物販売価額が小さくなっている。またソ菜や養蚕の複合は大きな変化を与えていない。もちろん、以上の分布は、各作付型が経営耕地規模別にどのような分布をしているかという関係と組み合わせて考えねばならぬことがらである。基本型は全階層に分布しているが傾向としては下層に傾むいている。タバコ作複合型は大体8反以上層に集っているが、それ以上の階層では各層に分布している。畜産複合型も大体全階層に分散してはいるが、下層への傾斜をもっていることは否定できない。

以上を総括して判断すると、タバコ作の導入はその農家の耕地規模に比して相対的に農産物販売価格を高めるといふ働きを有するが、大体の傾向としては耕地規模に相応して農産物販売価額が高くなるという分布の形をとっている。第33表はこの関係を単的に示している。経営耕地規模が高くなるにつれて、農産物販売価額階層も次第に高まっている。しかし耕作規模を上るにつれて農産物販売価額階層への分布の巾は下層への傾きを強めているように見える。これは耕地規模別の階層区分に比して農産物販売価額の階層区分がシヴィアであることを示すものであろう。

要するに、川島の農業においては、水稻作+麦作+甘藷という最も平凡な旧来からの作付体系が中心をなし、それだけでは生計をささえ得ない部分をタバコ作とか養蚕とか畜産やソ菜(販売目的の)などを複合することによってまかなおうと努力をしていることが伺われる。なかでもタバコ作はかなり効果をあげているが、これもタバコのいや地性からその作付規模は所有畑面積により制限されるし、労働力を特に多く必要とするから家族労働力の大きさ、収納期に雇傭労働力を手に入れることができるかどうかにか

第33表 経営規模別農産物販売価額階層別農家戸数——川島

経営規模別	0	5万円 未 満	5万円 以上 10万円 未 満	10万円 以上 20万円 未 満	20万円 以上 30万円 未 満	30万円 以上 40万円 未 満	40万円 以 上	計
3反未満	7							7
3反以上～5反未満	2	4	1					7
5 〃 ～8 〃	1	5	5	1				12
8 〃 ～11 〃	1	2	1	14	5			23
11 〃 ～15 〃			1	19	22	1		43
15 〃 ～20 〃					4	6	1	11
計	11	11	8	34	31	7	1	103

よっても左右される。また畜産の複合があまり農産物販売価額の大きさを高めないのは、酪農複合の4戸のうち2戸は1頭飼育、1戸は2頭飼育（他に1頭は未成牛）という小規模酪農であり、1戸のみが5頭飼育（他に2頭未成牛）程度で、他の畜産は養豚1～2頭飼育、養鶏の30羽程度飼育でいずれも規模が甚だ小さいからである。

つぎに都市化進行中であり近郊型農業が行なわれている東光寺についてみてみよう。第34表の東光寺における商品農作物の作付状況により、現況で作付農家率の大きい順に代表的作物を挙げると、だいこんが73%、水稻55%、大麦55%、ごぼう43%、小麦40%、すいか40%、とまと38%、きゅうり35%、馬鈴薯33%、なす32%、ねぎ32%、メロン22%、甘藷20%となる（20%未満は略）。これより判断すれば、東光寺の農家の作付体系は、水稻作+麦作+だいこん+野菜類という結合になるように思われる。

このうちで「だいこん」は、東光寺の風土がその栽培に適しているため、戦前から広く作付けられ、乾燥されて漬物用大根として名声を博していた。戦前においても、大根の作付農家率は73%であり、水稻作も、大麦も同様に55%、小麦は38%であった。そこで、水稻作+麦作+だいこんという結合が、戦前からの東光寺における基本的な作付体系であったと言える。

ところが、野菜類にいたっては、戦前から作付られていたものは甚だ少

第34表 商品農作物の戦前

作目別			現在の作付農家率					戦前から作	
			13反以上	10~13	5~10	5反未満	計	13反以上	10~13
いね類	水陸	稲	77%	65%	35%	33%	55%	13戸	11戸
			35		15		15	6	
麦類	小大 ビ裸	麦	59	35	40	17	40	9	6
		麦	88	47	45		55	15	8
		麦	6	6	5		5	2	1
雑穀	とうもろこし				5		2		
いも類	甘馬	薯	29	12			12	5	2
		薯	77	29	10		33	12	4
豆類	いそ	げんめ		6	5		3		
			12				3		
洋菜類	花野 ビレ	菜	6		5		3		
		菜			5		3		
果 菜 類	なす き ト メ か し ま と	すかり	41	35	30		32	3	2
		いうま	82	41	15		40	6	2
		マロ	47	53	20		35		1
		ちゅう	71	47	15		38	2	
		ちゅう	41	18	15		22		
		わがら	29		5		10	2	
		ら	6	6			3		
		ら	6				2		
		ら		6			2		
		ら					2		
根 菜 類	だご さ に か や し	らんぶ	100	100	50		73	17	17
		いぼ	82	53	15		43	11	6
		いじ	18	12	5		10	3	
		まぶ	6	18	10		10	1	1
		いう	18	6	10		10		
		まぶ	24	6	10		12	1	
葉 茎 菜 類	ねほ う れ ん	ぎ	71	35	5		32	7	1
		草	6	29	5		10		
		藍	41	12	15		20		1
		菜		6	5		3		
		ど	35				10	4	
高園	しい	たけ	6				2		

〔註〕 (1) 終戦直後の買い出しが盛んな時には軒並に甘藷がつくれ売られていて和24年以降ということになる。

(2) 戦後になって作付けた農家の()欄の内の数は戦後になって作付け

(3) この表は商品農作物であるので、自家用の販売目的でないものはすべ

後における作付状況—東光寺

付けてある農家			戦後になって作付けた農家					専兼業別		
5~10	5反未満	計	13反以上	10~13	5~10	5反未満	計	純正兼業	準専業	専業
7戸 3	2戸	33戸 9					0 0	28% 11	57% 20	92% 8
8 9 1 1	1	23 33 2 1	1 1				1 0 1 0	17 33	53 67 3 3	42 58 17
		0			1		1		3	
2		7 18	1	3(2)			0 4	6	17 57	8 42
		0 0	2	1	1		2 2		7 7	
		0 0 0	1	1(1)	1 1		2 1 1		7 3 3	
1 1 2		6 9 3 2 0	6(2) 8 8 10 7	5(1) 6(1) 9(1) 9(1) 3	5 2 2 3 3		16 16 19 22 13	17 6 6 6 6	43 57 50 63 33	50 67 50 33 17
1		3 0 0 0	4(1) 1 1	1(1) 1 1			5 2 1 1	6 6 6	17 3 3 3	17 8
10 3		44 20 3	3	3			0 6 3	22 63	93 13	100 58
1		3 0 1 0	3 1 3 1	2 1 1	1 2 2 2(1)		3 6 6 3	6 6 6	13 17 10 7	8 8 25 8
		8 0 0 1 1 4 0	5 1 7 1 2 1	5 6(1) 1 1 1(1)	2(1) 1 3		12 7 1 11 1 3 1		53 17 3 30 7 13 3	33 17 17 17
		0	1				1		3	

たが、この時期は一応正状でないとして除いてある。したがって戦後とは大体昭

始めたが、現在では中止している農家数
て除かれている。

ない。例えば戦前のごぼうの作付農家率は33%で現況より10%少なく、すいかは15%で現況より25%小さく、とまとは3%で現況より35%小、きうりは5%で現況より30%小等々で、メロンなどは戦前には0であった。また現況でも多くはないが戦前に0であったもので現在現われているものに、いんげん・そらまめなどの豆類と花野菜・ピーマン・レタスなどの洋菜類がある。以上より判断すると、野菜類（販売目的の）は主に戦後にはじめられたものであるということがわかる。これは、言うまでもなく、戦後日野町に住宅地化が急速に進み、また道路交通が開けて東京区部の農産物市場からの距離が近くなったことによるものであろう。すなわち、一言にして言えば、都市化の影響によるものと言っても差し支えない。もちろん、都市化は直接的には農業の主要な生産手段である農耕地を潰廃させ、その他種々の面で農業を浸かす性格を有するが、都市化進行の途中の段階では、農産物市場との距離を縮めたり、農業への設備投資の資金調達を容易にするといった農業にとってプラスの面もあるわけである。調査当時の東光寺は丁度この都市化の途中の段階にあたっていたと思われる。そのあらわれとして、きうり・とまとなどの促成栽培のために電熱を利用した温室が二・三出現し、野菜の出荷用のオート三輪車の普及率も63%という高さを示していた。しかもそれらの設備の資金は農地の一部を転用販売して得たお金でまかなわれていた。

つぎに経営耕地規模別にみると、水稻作や麦類など旧来から作付けられている主穀類は別として、野菜類は作付農家率にまた耕地規模別に断層が明確に現われている。大体において野菜の作付農家率が急に高くなるのは1町以上耕作規模の諸階層であり、それ以下では作付する農家の割合が小さく、特に5反未満層では皆無という状態である。これからみても、戦後、ソ菜作を導入して近郊型農業で立って行こうとする農民層と農業をあきらめて兼業で生きようとする農民層とがはっきりと分かれ、農民層の階層分化が進行していることを示している。この関係は当然ながら、農家の専業兼業別の作付農家率のうえにもはっきりと現われている。すなわち、準専

第35表 階層別農作物種類別作付農家戸数（販売農家戸数）——三鷹旧三部落

経営規模別	いね類	麦類	いも類	豆類	洋菜類	果菜類	根菜類	葉茎菜類	芝	苗木	飼料
1反未満						1					
1～3 "						1. . 1	1. . 2	3.	1. 2. 1	1.	
3～5 "					2. 1	5. 8. 5	5. 5. 3	5. 4. 1	. 2. 2		1
5～8 "	5. 8. 5	5. 6. 3	8. 7. 3		3. 1	7. 8. 1	2. 7	7. 10			
8～10 "	7. 9. 3	7. 7. 3	6. 10. 2		6. 2. 2	18. 9. 4	7. 6	16. 9. 3	1. 1		
10～13 "	13. 9. 5	16. 9. 5	19. 7. 3			7. 4. 1	4. 5	5. 6. 1			
13～15 "	5. 6. 1	5. 6. 1	7. 5. 1	1. 1		13. 4. 1	8. 3	12. 4. 1	1. 1	1	
15～20 "	8. 3. 1	10. 3. 1	11. 2. 1		2	4. 2. 1	3. 2. 1	4. 2	. 1		
20反以上	4. 2. 1	3. 2. 1	4. 2. 1		1						
計	42. 37. 16	46. 33. 14	55. 33. 11	1. 1	13. 4. 3	56. 35. 14	30. 28. 6	52. 35. 6	2. 6. 6	2. . 1	1
作付農家率 %	57. 71. 57	62. 63. 50	74. 63. 39		18. 8. 11	76. 67. 50	41. 54. 21	70. 67. 21	3. 12. 21		

(注) 普通体は北野，イタリック体は野崎，ゴジック体は上連雀通りを示す。

業農家・専業農家などの農業に専従している農家層と、純正兼業農家のように農外兼業に主力をそそぎ農業を疎外している農家層とのあいだには、野菜類については将に明瞭な作付農家率の格差がみうけられる。

つぎに三鷹の旧三部落について作付構造を分析してみよう。第35表は耕種農作物の作付戸数をその品種別・耕作規模別に示したものである。水稲作・麦作の作付率は北野・野崎・上連雀通りのいずれも50%を越えていて、東光寺のそれに類似している。ただいも類が三鷹の旧三落では、それぞれ74%、63%、39%というように作付農家率が比較的大きい点は東光寺と異なるところである。

つぎにソ菜についてみれば、果菜類も葉茎菜類も根菜類も北野・野崎においてはその作付農家率が50%を越えているか、またはそれに近い。この点はまた東光寺に近似している。ただ上連雀通りにおいては根菜類・葉茎菜類の作付農家率が他に比してかなり小さく現われている（共に21%）。この外に洋菜類がわずかではあるが現われているし、また都市化の深度を単的に示す芝の作付（畑に一度芝を植れば再びもとの普通畑にかえすことは困難であるから、芝畑の増加はそれだけ普通の畑作を断念したことを意味する）もあり、特にそれは上連雀通りに最も多く現われている。

以上を整理すると、三鷹の旧三部落における一般的な作付体系は、水稲作+麦作+いも類+ソ菜類ということになり、東光寺のそれに近似している。すなわち三鷹の農業もやはり近郊型農業であることは変りがない。ただ都市化の深度の深い上連雀通りではソ菜類の作付農家も大変に少なくなっており、それだけ近郊型農業からも脱農過程にあると言えるのではなからうか。

ただ三鷹の旧三部落と東光寺の農業経営構造で異なる点は、東光寺においては畜産が殆んどなく、あっても全くの小規模のものであったが、三鷹には養豚養鶏がかなり普及していることである。もちろん旧三部落によって相違が存在する。まず養豚導入農家が多いのは野崎であって、北野と上連雀通りでは甚だ少ない。しかも飼養頭数で見れば、その格差は一段と甚

だしい。北野・上連雀通りの養豚農家の1戸当たりの年間飼養頭数はその殆んど全部が10頭未満であるのに、野崎の養豚農家は30戸中20戸までが年間10頭以上の飼育であり、年間100頭以上を飼養するものが7戸も存在している。養鶏について言えば、養鶏農家は北野が最も多く、39戸で全農家の53%にあたり、野崎は21戸(40%)、上連雀通りは14戸(50%)である。

以上を総合して、第36表で三鷹の旧三部落における農業経営複合形態別農家戸数の分布をみてみよう。まず自給だけの農家の割合をみると、北野が9%、野崎が19%、上連雀通りが39%というように都市化の進行に応じて増加し、脱農的傾向をはっきり反映している。販売目的の農作物の複合形態を三つの範疇に分け、ソ菜作を中心とする経営形態と養豚を中心とする経営形態と養鶏を中心とする経営形態とし、そのそれぞれに他のものが複合している形を区分し、中心作目単一のものと合わせて全部で12範疇に区分した。北野について言えば、ソ菜を中心とする経営形態が最も多く、66%を占めている。しかもその中でソ菜だけの単一作目だけを専門としているものが43%を占めている。ソ菜に養鶏を補助的に複合しているものが19%、ソ菜に養豚を補助的に複合しているものはわずか4%にすぎない。つぎに養豚を中心としている経営形態(常時10頭以上飼育)はわずかに1戸である。しかし養鶏を中心とする経営形態(常時100羽以上飼養)は比較的によく、20%にあたる。野崎について言えば、養豚を中心とする経営形態が最も多く、36.5%を占めている。もちろん、養豚のみの専門的な経営は無く、ソ菜を補助的に複合しているものが25%、ソ菜と養鶏を養豚に補充的に複合しているものが11.5%である。ソ菜を中心とする経営形態がこれについて30.5%を占め、養鶏を中心とする経営形態は12%、他に酪農を中心とする農家が1戸現われている。上連雀通りについてみれば、ソ菜を中心とする経営が43%、養鶏を中心とする経営が15%、養豚を中心とする経営が4%となっている。

以上を整理して述べると、三鷹の旧三部落では、耕種農業では水稻作

第36表 階層別複合経営形態別農家戸数——三鷹旧三部落

経営規模別	自給農家		農作物販売農家																
	複合	主眼中心	農作中心			養豚中心(10頭以上)			養鶏中心(常時100羽以上)		酪農中心								
			そ菜のみ	+養豚(3頭以上)	+養鶏(30羽以上)	養豚のみ	+そ菜	+養鶏(30羽以上)	+そ菜・養鶏	養鶏のみ	+そ菜	+養豚(3頭以上)	+そ菜・養豚						
														+養鶏(30羽以上)		+養豚(3頭以上)			
1反未満	3・1・1																		
1～3〃	3・4・1	・3																	
3～5〃	・4・4		3	・1	1・・1														
5～8〃	・1	1	2・3・2	1	・2														
8～10〃		・1	2・2・1	1・4	2														
10～13〃			11・2・2	・2	7														
13～15〃			2・・1		2														
15～20〃	・1		8・1	1	2														
20反以上			4・1	・1															
計	6・10・7	1・4	32・9・6	3・6・2	4・・3														
農家の分布	8・19・25	1・・14	43・17・21	4・11・5・7	19・・11														

(注) (1)普通体は北野, イタリク体は野崎, ゴシク体は上連雀通りを示す。北野の場合は10反～13反階層及び13反～15反階層に不明のものが夫々1件づつあったが, これは除かれている。
 (2)そ菜養豚養鶏の全部またはそのうち二つが共に大きな経営である場合にはより所得が多いと思われるものを主体とした。

+麦類+いも類+ソ菜という作付体系をもつが、水稻・麦類は主に自給的性格（なかには土地があるから仕方なく作っている農家も多い）が強く、販売農産物としてはソ菜があげられる。しかし三鷹の場合は耕種農業の外に養豚・養鶏が換金農業として重要な位置を占めている。このソ菜・養豚・養鶏の組合わせは、旧三部落においてそれぞれ若干相違している。北野ではソ菜の栽培が中心で、補助的に養鶏が加わっているが、それとは対的に野崎ではむしろ養豚が中核となり、それを補足するものとしてソ菜がある。上連雀通りは、はじめに述べたように農業を疎外するものが多く現われているが、未だ農業を行なっているものは、ソ菜類を作っているものが多い。しかしこのソ菜もどれだけ熱心に栽培されているかは疑問であり、北野とは対象的である。

以上の三鷹の旧三部落の経営作目結合上の特徴は、東光寺のそれと比較して、それがそのまま都市化の深度を反映しているとは言えない。しかし、東光寺のようなソ菜中心の専門型も三鷹のようなソ菜に養豚養鶏の複合した型とともに都市化地帯に残存する農業経営形態を代表するものであるということではできよう。

（2） 農用機械の導入状態の相違

農業における資本装備としての農業用機械の普及率を、第37表一A・B・Cによって三調査地について比較してみよう。まず発動機と電動機についてみれば、両者を合せた普及率については、川島も東光寺も三鷹の旧三部落も60～70%以上の普及率を示し、大きな差異はみあたらない。しかし電動機と発動機とに区分してみると、川島の場合は電動機が14%の普及率で発動機が70%であり、これに対して東光寺では電動機92%、発動機62%、三鷹の旧三部落の合計では電動機が60%、発動機が19%というように、その普及の割合が純農村と都市化地帯では電動機について逆になっている。この事実から、都市化が進んだところには電力の利用が進んでいるという結論は引きだせないであろうか。つぎに動力脱穀機・動力籾摺機について

第37表-A 農用機械・役畜の階層別所有状況——川島

経営規模別	発動機		動力脱穀機		動力糶摺機		精米機		動力耕運機		役牛	
	農家戸数	%	農家戸数	%	農家戸数	%	農家戸数	%	農家戸数	%	農家戸数	%
3反未満	1 (1)	14	1 (1)	14	1 (1)	14	1 (1)	14				
3~5 "	3 (3)	43	3 (3)	43	3 (3)	43	2 (2)	29				
5~8 "	7 (6)	58	7 (7)	58	6 (6)	50	5 (5)	42				
8~11 "	19 (18)	83 (91)	20 (19)	87	18 (18)	78	17 (17)	74	2 (1)	9	6	26
11~15 "	35 (27)	81 (100)	39 (28)	91	41 (36)	95	30 (29)	70	6 (3)	14	21	49
15~20 "	7 (3)	64 (100)	11 (3)	100	9 (5)	82	7 (3)	64	2 (1)	18	9	82
計	72 (58)	70	81 (61)	79	78 (69)	76	62 (57)	60	10 (5)	10	36	35

(注) (1) ()内の数字は共同所有戸数。

(2) 発動機の%欄の () 内の数字は電動機をも加えて計算した%。

第37表-B 農業機械の所有状況(戸数)——東光寺

農業機械	経営規模別				普及率			
	1町3反以上	1町以上 1町3反未満	5反以上 1町未満	5反未満	純正兼業	準専業	専業	全体
耕運機	15 (3%)	16 (3%)	13 (1/7)	1 (0/1)	44%	83%	100%	75%
発動機	16 (3%)	11 (0%)	9 (0/4)	1 (0/1)	28	77	75	62
電動機	16 (3%)	17 (3%)	18 (1/10)	4 (0/4)	78	97	100	92
脱穀機	17 (3%)	17 (3%)	19 (1/1)	4 (0/4)	83	100	100	95
糶摺機	16 (3%)	15 (7%)	15 (1/2)	2 (0/2)	56	90	92	80
噴霧機	4 (1%)	2 (2%)	1 (0/1)		6	10	25	12
撒粉機	5 (1%)		1 (0/1)		6	13	8	10
オート三輪車	17 (3%)	12 (4%)	9 (0/4)		22	90	58	63
サイロ	1				0	33	0	17

(注) 経営規模欄の () 内の数字は、夫々の所有戸数のなかに含まれている専業農家戸数(分子)と純兼業農家戸数(分母)を示す。

第37表—C 階層別農業機械所有状況—三鷹旧三部落

経営規模別	総農家数	耕運機	発動機	電動機	脱穀機	動力 穀摺機	動力 噴霧機	動力 撒粉機	オート 三輪車	四輪車	オート バイ
1 反未満	3. 1. 1				. 1						
1 ~ 3 "	4. 4. 4	1.		1. . 2	1. . 1	1.	1. . 1		2.	1. . 1	1.
3 ~ 5 "	5. 5. 7	. 1		3. . 2	3. 1. 2	1. . 1	1. . 2			. 1.	1. . 1
5 ~ 8 "	8. 11. 5	6. 6. 1	3.	7. 6. 2	6. 8. 3	3. . 1	5. 3. 2		3. 6. 1	2. 4. 2	1. 2.
8 ~ 10 "	9. 10. 3	5. 6.	1. 3. 1	7. 4. 2	6. 9. 2	3.	6. 5.		4. 3.	1.	1.
10 ~ 13 "	20. 9. 5	15. 8. 3	5. 2. 3	14. 8. 2	17. 7. 5	7. 2. 2	12. 7. 4	1. 2.	8. 6. 8	5. 3. 4	2.
13 ~ 15 "	8. 6. 1	5. 5.	2. 1. 1	6. 5.	7. 5. 1	5.	6. 4. 1	1.	3. 5. 1	2. 2.	2. 2.
15 ~ 20 "	13. 4. 1	11. 3.	3.	12. 2. 1	12. 3. 1	11.	12. 2. 1	1.	7. 1.	6. 1. 1	2.
20反以上	4. 2. 1	4. 2. 1	3. . 1	4. 2. 1	4. 2. 1	4. . 1	4. 2.	1.	1. 1.	3. 1. 1	
計	74. 52. 28	47. 30. 6	17. 6. 6	53. 27. 12	56. 35. 17	34. 2. 5	47. 23. 11	4. 2. 0	28. 22. 5	20. 12. 9	10. 4. 1
普及率	100. 100. 100	64. 58. 21	23. 12. 21	72. 52. 43	76. 67. 61	46. 4. 18	64. 44. 39	5. 4. 0	38. 42. 18	27. 23. 32	14. 8. 4

(注) 普通体は北野, イタリック体は野崎, ゴシック体は上述雀を示す。

みると、川島の脱穀機は79%、東光寺は95%、三鷹の旧三部落は北野76%、野崎67%、上連雀通り61%であり、大きな差異はみあたらないが、動力稲摺機になると、川島が76%、東光寺が80%の普及率で両者には大差がないが、三鷹旧三部落はそれぞれ46%、4%、18%というようにきわめて低い普及率を示す。これは大体農業形態の相違をも反映しているものようである。

しかし、最も大きな相違は耕運機の普及のうえに現われているように思われる。川島の耕運機普及率はわずか10%で、しかも上層の農家に集中している。これに対して東光寺では75%、三鷹の旧三部落ではそれぞれ64%、58%、21%という普及率を示している。この普及率の差には調査時の違いによる差も含まれてはいるが、純農村である川島に比して都市化地帯である東光寺や三鷹の方が高い普及率を示していることは確かである。この差異の原因はいろいろ考えられようが、最も主要な原因は、都市化地帯では地価の高騰によって耕運機の購入資金を容易に得ることができ、兼業化が進んでいるので一般に家族労働力が不足し、短時間に耕運作業を行なうために戸別に耕運機が必要であること、都市的雰囲気が強いために機械に対するあこがれが強いこと等々があげられ、この意味で都市化の深さの相違を反映するものと言えよう。しかし都市化が深まって農業に対する疎外が強くなるので、かえって耕運機などに対する欲望を減少して、三鷹の旧三部落における耕運機普及率の相違にみられるように、北野や野崎に比して上連雀通りではその普及が数段も低くなっている。またこれとは逆に、川島においては、役牛が36戸の農家で未だ残っていて、役牛が耕運機によってまだ代替されていないことを示している。

以上の同じ関係がオート三輪車や四輪自動車の普及に現われている。川島では1958年の調査当時は、オート三輪車も四輪も全然農家には導入されておらなかったが、東光寺では1960年調査時にはオート三輪の普及率は63%、三鷹の旧三部落では1962年調査時にはオート三輪車はそれぞれ38%、42%、18%、四輪車はそれぞれ27%、23%、32%の普及率を示し、オート

三輪車と四輪車を合わせると、いずれも50~60%を越える普及率になる。これは、ソ菜栽培農家が多く、農産物市場が近くて、各自で出荷しなければ有利に販売できないという事情を反映するものでもあろうが、耕運機の普及の場合に考えられたと同じ原因も作用していることは事実であり、この点で都市化を反映するものと言って差し支えなからう。

さらに農業用機械の普及のうえで、都市化の影響と思われる特徴は、川島のような純農村では、農業用機械の共同所有・共同利用がかなり広く行なわれているのに対して、都市化地帯である東光寺や三鷹においては共同所有・共同利用がほとんどみあたらないことである。都市化によって旧来の農村の共同体的組織はくずれ、個人主義的性格が強まってくると、どうしても共同所有や共同利用をきらう傾向が生まれてくる。東光寺や三鷹においては、各戸の耕作面積は小さいにも拘わらず各戸が耕運機を導入し、年間稼働日数がわずか10日足らずで、あとは作業場の片すみにほこりをかむっているというような過剰投資をあえて行なっているし、ソ菜類の共同出荷さえも好まず、各戸がオート三輪や自動四輪を購入して、戸別に市場に出荷するというような不経済なことをも敢えて行なっている。ところが、川島では、共同作業場は存在するし、タバコの乾燥場はその殆んどすべてが2・3戸から6・7戸の共同所有になっているし、甘藷の出荷は部落全員の共同で行なわれている。

つぎに耕作規模別の普及率をみると、いずれの調査地においても、またいずれの農用機械も上層になるほど普及率が高くなっている。ただ耕運機は川島では8反以上の層にのみ現われ、上の層ほど普及率は大きくなっているが、それでも最高の15反以上20反未満層でも18%の普及率にすぎない。ところが、東光寺では、1町3反以上層の耕運機普及率は91%であるが、1町未満の層においても54%という普及率を示している。これは下層の三ちゃん農業においても農外就業の男子労働力が農外就業のあいだの短い時間に耕運をするために耕運機が必要であるという関係のあることにもよる。これはまた純正兼業農家における耕運機普及率が44%になっていることの

うえに反映されている。

む す び

この研究では、はじめに規定しておいたように、都市化を、都市経済が農村経済を浸してゆく過程であるとみて、首都圏内で急速に発展膨脹してゆくマンモス都市大東京の都市圏が周辺の農村部に直接間接にまた強く弱く波及してゆく過程を、農村の側からその経済構造が変革されてゆく過程として把え、実証的に分析してみた。農村の経済構造は、言うまでもなく、農業生産の中核として展開するものであるから、農村の経済構造の変革とは農業生産の担い手である主要要素、労働・土地・資本が変革されることを意味する。この研究のなかで果した都市化の発展段階を異にする調査対象地の比較検討や時系列的な分析は、農業労働力（家族労働力）が都市化によって直接的または間接的に農外労働市場に吸引され、農耕地もまた直接間接に潰廃させられ、農業における資本の形成も、都市化は一時的には促進するが、結局は破壊してしまうという関係を実証的に明らかにした。

農村の経済構造は、農村におけるあらゆる生活・活動の土台であるから、都市化による農村の経済構造の変革は当然ながら農村のあらゆる生活や活動を変えてしまう結果となって反映する。すなわち、この都市化による経済構造の変化は、農村の社会構造や政治構造のうえにも当然に変容をもたらしていると思われる。しかしそれはまた別の研究で果されなければならない。

The Process of Urbanization in the Tokyo Metropolitan Area and Changes in the Structure of Agriculture

Shigeru Kobayashi

This monographic study aims to observe how the economic structure of agriculture has recently changed in the process of urbanization of rural villages in Tokyo Metropolitan Area and to make a classification of the change by the degree of urbanization.

The change to clarify in this study, therefore, is not the result developed by causes within the agricultural structure itself, but the products enforced by certain extraneous factors, urban economy in other words. The influence by urban economy will be differentiated firstly by economical distance from Metropolitan Tokyo and secondly by time processed.

In this study, three villages were selected as object for investigation being different in economical distance from Tokyo, and two sets of different times were selected as interview period on the same object. The villages selected were Mutsuzawa Mura, Chiba Ken, the most remote rural district, Hino Machi, nearer place, and Mitaka Shi, the nearest place from Tokyo. The interview surveys were made in Mutsuzawa Mura with same schedule in the different times, 1958 and 1963, and in Mitaka Shi in 1956 and 1962.

By comparing and examining the results of the above mentioned investigations, two types of analysis, stage development one and chronological one, are performed in this study for the process of urbanization.